

郡山市地域防災計画 新旧対照表

令和6年8月

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の推進</p> <p>第3節 防災関係機関等の業務大綱</p> <p> 第1 実施責任</p> <p> 第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第4節 災害の想定</p> <p>第5節 計画の修正</p> <p>第6節 郡山市の概況</p> <p>第7節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u></p> <p>第2章 防災に関する組織</p> <p>第1節 郡山市防災会議</p> <p>第2節 郡山市災害対策本部</p> <p>第3節 水防管理団体（郡山市）</p> <p>第4節 郡山市消防団</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画</p> <p>第2節 災害対策訓練計画</p> <p>第3節 防災知識普及計画</p> <p>第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画</p> <p>第5節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画</p> <p>第6節 各種災害予防計画</p> <p> 第1 水 害</p> <p> 第2 風 害</p> <p> 第3 火 災</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の推進</p> <p>第3節 防災関係機関等の業務大綱</p> <p> 第1 実施責任</p> <p> 第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第4節 災害の想定</p> <p>第5節 計画の修正</p> <p>第6節 郡山市の概況</p> <p>_____</p> <p>第2章 防災に関する組織</p> <p>第1節 郡山市防災会議</p> <p>第2節 郡山市災害対策本部</p> <p>第3節 水防管理団体（郡山市）</p> <p>第4節 郡山市消防団</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画</p> <p>第2節 災害対策訓練計画</p> <p>第3節 防災知識普及計画</p> <p>第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画</p> <p>第5節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画</p> <p>第6節 各種災害予防計画</p> <p> 第1 水 害</p> <p> 第2 風 害</p> <p> 第3 火 災</p>	<p>日本海溝千島海溝周 辺海溝型地震防災対 策推進計画を踏まえ た修正</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

<p>第4 雪 害</p> <p>第5 凍 霜 害</p> <p>第6 地震対策</p> <p>第7 道路災害</p> <p>第8 農業災害</p> <p>第7節 特殊災害予防計画</p> <p>第8節 土砂災害予防計画</p> <p>第9節 火山災害予防計画</p> <p>第10節 原子力災害予防計画</p> <p>第11節 要配慮者支援計画</p> <p>第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画</p> <p>第13節 タイムライン（事前防災行動計画）</p> <p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 動員計画</p> <p>第2節 災害気象予警報伝達計画</p> <p>第3節 通信情報計画</p> <p>第4節 災害広報・情報伝達計画</p> <p> 第1 災害広報</p> <p> 第2 情報伝達</p> <p>第5節 消防、水防計画</p> <p>第6節 避難救出計画</p> <p>第7節 食料供給計画</p> <p>第8節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>第9節 給水計画</p> <p>第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>第11節 医療（助産）計画</p> <p>第12節 防疫計画</p>	<p>第4 雪 害</p> <p>第5 凍 霜 害</p> <p>第6 地震対策</p> <p>第7 道路災害</p> <p>第8 農業災害</p> <p>第7節 特殊災害予防計画</p> <p>第8節 土砂災害予防計画</p> <p>第9節 火山災害予防計画</p> <p>第10節 原子力災害予防計画</p> <p>第11節 要配慮者支援計画</p> <p>第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画</p> <p>第13節 タイムライン（事前防災行動計画）</p> <p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 動員計画</p> <p>第2節 災害気象予警報伝達計画</p> <p>第3節 通信情報計画</p> <p>第4節 災害広報・情報伝達計画</p> <p> 第1 災害広報</p> <p> 第2 情報伝達</p> <p>第5節 消防、水防計画</p> <p>第6節 避難救出計画</p> <p>第7節 食料供給計画</p> <p>第8節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>第9節 給水計画</p> <p>第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>第11節 医療（助産）計画</p> <p>第12節 防疫計画</p>
--	--

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

<p>第13節 清掃計画</p> <p>第14節 遺体の捜索、収容、埋葬計画</p> <p>第15節 住居障害物の除去計画</p> <p>第16節 緊急輸送計画</p> <p>第17節 交通施設応急対策計画</p> <p>第18節 労務供給計画</p> <p>第19節 文教対策計画</p> <p>第20節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画 . . .</p> <p>第21節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第22節 公安警備計画</p> <p>第23節 電力施設応急対策計画</p> <p>第24節 ガス施設応急対策計画</p> <p>第25節 特殊災害・大規模火災応急対策計画</p> <p>第26節 土砂災害応急対策計画</p> <p>第27節 火山災害応急対策計画</p> <p>第28節 原子力災害応急対策計画</p> <p>第29節 災害救助法の適用</p> <p><u>第30節 受援計画</u></p> <p>第5章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共施設災害復旧計画</p> <p>第2節 り災証明</p> <p>第3節 資金及びその他の支援計画</p> <p>第4節 被災者台帳</p> <p>第6章 大規模地震対策計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 被害の想定</p>	<p>第13節 清掃計画</p> <p>第14節 遺体の捜索、収容、埋葬計画</p> <p>第15節 住居障害物の除去計画</p> <p>第16節 緊急輸送計画</p> <p>第17節 交通施設応急対策計画</p> <p>第18節 労務供給計画</p> <p>第19節 文教対策計画</p> <p>第20節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画 . . .</p> <p>第21節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第22節 公安警備計画</p> <p>第23節 電力施設応急対策計画</p> <p>第24節 ガス施設応急対策計画</p> <p>第25節 特殊災害・大規模火災応急対策計画</p> <p>第26節 土砂災害応急対策計画</p> <p>第27節 火山災害応急対策計画</p> <p>第28節 原子力災害応急対策計画</p> <p>第29節 災害救助法の適用</p> <p>_____</p> <p>第5章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共施設災害復旧計画</p> <p>第2節 り災証明</p> <p>第3節 資金及びその他の支援計画</p> <p>第4節 被災者台帳</p> <p>第6章 大規模地震対策計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 被害の想定</p>	<p>受援計画の策定による</p>
---	--	-------------------

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

<p>第3節 地震防災予防対策</p> <p>第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり</p> <p>第2 地震に関する知識の普及</p> <p>第3 地震訓練の実施</p> <p>第4 救出・救護対策</p> <p>第5 防災活動の環境整備</p> <p>第6 消火対策</p> <p>第7 避難対策</p> <p>第8 緊急物資対策</p> <p>第4節 初動体制</p> <p>第1 災害発生時の（職員）動員配備対策</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>第3 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>第5節 地震防災応急対策</p> <p>第1 発生直後の活動基準</p> <p>第2 救出・救護対策</p> <p>第3 消火対策</p> <p>第4 緊急輸送路の確保</p> <p>第5 避難対策</p> <p>第6 緊急物資対策</p> <p>第7 上下水道対策</p> <p>第8 災害時の広報と生活情報の提供 (地震防災上必要な広報に関する計画)</p> <p>第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理</p> <p>第10 被災者の健康管理・精神保健対策</p> <p>第11 ごみ、し尿等対策</p> <p>第12 要配慮者避難支援対策</p> <p>第13 災害ボランティア対策</p>	<p>第3節 地震防災予防対策</p> <p>第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり</p> <p>第2 地震に関する知識の普及</p> <p>第3 地震訓練の実施</p> <p>第4 救出・救護対策</p> <p>第5 防災活動の環境整備</p> <p>第6 消火対策</p> <p>第7 避難対策</p> <p>第8 緊急物資対策</p> <p>第4節 初動体制</p> <p>第1 災害発生時の（職員）動員配備対策</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>第3 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>第5節 地震防災応急対策</p> <p>第1 発生直後の活動基準</p> <p>第2 救出・救護対策</p> <p>第3 消火対策</p> <p>第4 緊急輸送路の確保</p> <p>第5 避難対策</p> <p>第6 緊急物資対策</p> <p>第7 上下水道対策</p> <p>第8 災害時の広報と生活情報の提供 (地震防災上必要な広報に関する計画)</p> <p>第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理</p> <p>第10 被災者の健康管理・精神保健対策</p> <p>第11 ごみ、し尿等対策</p> <p>第12 要配慮者避難支援対策</p> <p>第13 災害ボランティア対策</p>
---	---

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

	<p>第14 通信、電気、ガス対策</p> <p>第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項</p> <p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の 周知</p> <p>第3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>第4 市のとるべき措置</p>	<p>第14 通信、電気、ガス対策</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>北海道・三陸沖後発 地震注意情報を踏ま えた修正</p>
--	--	---	---

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
1-1	<p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、郡山市防災会議が作成する計画であり、郡山市及び防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び大規模地震対策に関する事項を定め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え迅速に対応し、これを効果的に実施することにより、市民生活の安定と社会秩序の維持、ひいては、公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>また、令和元年東日本台風災害や近年の複雑化・大規模化する自然災害を踏まえ、「気候変動」を前提とした社会システムの構築、さらには、世界共通の目標であり、郡山市全ての施策の基本と位置付けるSDGsの目標（ゴール）13「気候変動に具体的な対策を」の実現に向け、ICTフル活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション：ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる）の推進、将来起こりうる予測可能な課題や目標に対しバックキャストिंगの手法による「気候変動対応型」の防災対策のほか、こおりやま広域連携中枢都市圏と連携した課題解決等をもって、市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、被害を最小限に軽減することにより「気候変動対応型SDGs未来都市」の実現を目指す。</p> <p><u>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする推進計画を兼ねるものである。</u></p>	<p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、郡山市防災会議が作成する計画であり、郡山市及び防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び大規模地震対策に関する事項を定め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え迅速に対応し、これを効果的に実施することにより、市民生活の安定と社会秩序の維持、ひいては、公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>また、令和元年東日本台風災害や近年の複雑化・大規模化する自然災害を踏まえ、「気候変動」を前提とした社会システムの構築、さらには、世界共通の目標であり、郡山市全ての施策の基本と位置付けるSDGsの目標（ゴール）13「気候変動に具体的な対策を」の実現に向け、ICTフル活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション：ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる）の推進、将来起こりうる予測可能な課題や目標に対しバックキャストिंगの手法による「気候変動対応型」の防災対策のほか、こおりやま広域連携中枢都市圏と連携した課題解決等をもって、市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、被害を最小限に軽減することにより「気候変動対応型SDGs未来都市」の実現を目指す。</p>	<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>
1-3	<p>第2 6 指定公共機関 (8) KDDI株式会社東北総支社、株式会社NTTドコモ東北支社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></p>	<p>第2 6 指定公共機関 (8) KDDI株式会社東北総支社、株式会社NTTドコモ東北支社、ソフトバンク株式会社_____</p>	<p>楽天モバイルの追加</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
1-3	<p>7 指定地方公共機関</p> <p>(6) 一般社団法人福島県L Pガス協会郡山支部</p> <p>プロパンガスの安全取扱方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達</p>	<p>7 指定地方公共機関</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>福島県L Pガス協会 郡山支部を追加</p>
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(7) 郡山市交通対策協議会等交通関係団体 (略)</p> <p>(8) 自主防災組織等自治組織 (略)</p> <p>(9) 女性消防協力会 (略)</p> <p>(10) 各自衛消防隊 (略)</p> <p>(11) 郡山地方消防防災協会 (略)</p> <p>(12) 一般社団法人福島県建設業協会等建設業者 (略)</p> <p>(13) 郡山トラックセンター事業協同組合等運送業者 (略)</p> <p>(14) 郡山市社会福祉協議会 (略)</p> <p>(15) 公益社団法人福島県獣医師会郡山支部 (略)</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 一般社団法人福島県L Pガス協会郡山支部</p> <p>プロパンガスの安全取扱方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達</p> <p>(8) 郡山市交通対策協議会等交通関係団体 (略)</p> <p>(9) 自主防災組織等自治組織 (略)</p> <p>(10) 女性消防協力会 (略)</p> <p>(11) 各自衛消防隊 (略)</p> <p>(12) 郡山地方消防防災協会 (略)</p> <p>(13) 一般社団法人福島県建設業協会等建設業者 (略)</p> <p>(14) 郡山トラックセンター事業協同組合等運送業者 (略)</p> <p>(15) 郡山市社会福祉協議会 (略)</p> <p>(16) 公益社団法人福島県獣医師会郡山支部 (略)</p>	<p>指定地方公共機関に 移動のため削除</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(16) 郡山市地域包括支援センター連絡協議会 (略)</p> <p>(17) 郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会 (略)</p> <p>(18) 郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会 (略)</p> <p>(19) 安積疏水土地改良区 (略)</p> <p>(20) ごみの収集、し尿等関係団体 (略)</p> <p>(21) 株式会社郡山コミュニティ放送 (略)</p> <p>(22) 福島県医薬品卸組合 (略)</p>	<p>(17) 郡山市地域包括支援センター連絡協議会 (略)</p> <p>(18) 郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会 (略)</p> <p>(19) 郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会 (略)</p> <p>(20) 安積疏水土地改良区 (略)</p> <p>(21) ごみの収集、し尿等関係団体 (略)</p> <p>(22) 株式会社郡山コミュニティ放送 (略)</p> <p>(23) 福島県医薬品卸組合 (略)</p>	

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																										
1-5	2 福島県地域防災計画との整合性 災害対策は、県と相互に有機的、一体的でなければならないことから、修正に当たっては福島県地域防災計画と整合性を図る_____。	2 福島県地域防災計画との整合性 災害対策は、県と相互に有機的、一体的でなければならないことから、修正に当たっては福島県地域防災計画と整合性を図る <u>ものとする</u> 。	適正化																																																																																																																																																																																																																																																										
1-6	<table border="1" data-bbox="219 355 1050 1268"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 項目 年</th> <th colspan="4">年平均値</th> <th colspan="2">年合計値</th> </tr> <tr> <th>平均 気温 (℃)</th> <th>最高 気温 (℃)</th> <th>最低 気温 (℃)</th> <th>平均 風速 (m/ s)</th> <th>日照時間 (h)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2007</td><td>12.6</td><td>17.1</td><td>8.5</td><td>3.2</td><td>1,833.9</td><td>1,126.0</td></tr> <tr><td>2008</td><td>12.3</td><td>16.8</td><td>8.3</td><td>3.2</td><td>1,730.0</td><td>1,090.5</td></tr> <tr><td>2009</td><td>12.4</td><td>17.0</td><td>8.1</td><td>3.2</td><td>1,701.3</td><td>1,015.5</td></tr> <tr><td>2010</td><td>12.6</td><td>17.3</td><td>8.4</td><td>3.0</td><td>1,724.6</td><td>1,455.0</td></tr> <tr><td>2011</td><td>12.0</td><td>16.8</td><td>7.6</td><td>3.1</td><td>1,837.7</td><td>1,033.5</td></tr> <tr><td>2012</td><td>11.8</td><td>16.4</td><td>7.8</td><td>3.2</td><td>1,837.9</td><td>1,078.0</td></tr> <tr><td>2013</td><td>12.1</td><td>16.8</td><td>7.8</td><td>3.3</td><td>1,890.8</td><td>1,231.5</td></tr> <tr><td>2014</td><td>11.9</td><td>16.7</td><td>7.7</td><td>3.2</td><td>1,912.5</td><td>1,190.5</td></tr> <tr><td>2015</td><td>12.8</td><td>17.4</td><td>8.6</td><td>3.2</td><td>1,854.6</td><td>1,018.5</td></tr> <tr><td>2016</td><td>12.9</td><td>17.5</td><td>8.5</td><td>3.1</td><td>1,814.4</td><td>1,055.5</td></tr> <tr><td>2017</td><td>12.0</td><td>16.6</td><td>7.7</td><td>3.1</td><td>1,825.9</td><td>1,056.0</td></tr> <tr><td>2018</td><td>13.0</td><td>18.1</td><td>8.3</td><td>3.0</td><td>2,058.9</td><td>836.5</td></tr> <tr><td>2019</td><td>12.8</td><td>17.8</td><td>8.3</td><td>3.0</td><td>1,876.9</td><td>1,321.0</td></tr> <tr><td><u>2020</u></td><td><u>13.0</u></td><td><u>17.7</u></td><td><u>8.8</u></td><td><u>2.9</u></td><td><u>1,740.0</u></td><td><u>1,043.0</u></td></tr> <tr><td><u>2021</u></td><td><u>12.7</u></td><td><u>17.8</u></td><td><u>8.1</u></td><td><u>2.9</u></td><td><u>1,539.3</u></td><td><u>1,271.0</u></td></tr> <tr><td><u>2022</u></td><td><u>12.7</u></td><td><u>17.7</u></td><td><u>8.0</u></td><td><u>2.9</u></td><td><u>1,804.3</u></td><td><u>979.0</u></td></tr> </tbody> </table>	区分 項目 年	年平均値				年合計値		平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	平均 風速 (m/ s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)	2007	12.6	17.1	8.5	3.2	1,833.9	1,126.0	2008	12.3	16.8	8.3	3.2	1,730.0	1,090.5	2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5	2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0	2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5	2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0	2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5	2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5	2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5	2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5	2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0	2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5	2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0	<u>2020</u>	<u>13.0</u>	<u>17.7</u>	<u>8.8</u>	<u>2.9</u>	<u>1,740.0</u>	<u>1,043.0</u>	<u>2021</u>	<u>12.7</u>	<u>17.8</u>	<u>8.1</u>	<u>2.9</u>	<u>1,539.3</u>	<u>1,271.0</u>	<u>2022</u>	<u>12.7</u>	<u>17.7</u>	<u>8.0</u>	<u>2.9</u>	<u>1,804.3</u>	<u>979.0</u>	<table border="1" data-bbox="1081 355 1912 1268"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 項目 年</th> <th colspan="4">年平均値</th> <th colspan="2">年合計値</th> </tr> <tr> <th>平均 気温 (℃)</th> <th>最高 気温 (℃)</th> <th>最低 気温 (℃)</th> <th>平均 風速 (m/ s)</th> <th>日照時間 (h)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2007</td><td>12.6</td><td>17.1</td><td>8.5</td><td>3.2</td><td>1,833.9</td><td>1,126.0</td></tr> <tr><td>2008</td><td>12.3</td><td>16.8</td><td>8.3</td><td>3.2</td><td>1,730.0</td><td>1,090.5</td></tr> <tr><td>2009</td><td>12.4</td><td>17.0</td><td>8.1</td><td>3.2</td><td>1,701.3</td><td>1,015.5</td></tr> <tr><td>2010</td><td>12.6</td><td>17.3</td><td>8.4</td><td>3.0</td><td>1,724.6</td><td>1,455.0</td></tr> <tr><td>2011</td><td>12.0</td><td>16.8</td><td>7.6</td><td>3.1</td><td>1,837.7</td><td>1,033.5</td></tr> <tr><td>2012</td><td>11.8</td><td>16.4</td><td>7.8</td><td>3.2</td><td>1,837.9</td><td>1,078.0</td></tr> <tr><td>2013</td><td>12.1</td><td>16.8</td><td>7.8</td><td>3.3</td><td>1,890.8</td><td>1,231.5</td></tr> <tr><td>2014</td><td>11.9</td><td>16.7</td><td>7.7</td><td>3.2</td><td>1,912.5</td><td>1,190.5</td></tr> <tr><td>2015</td><td>12.8</td><td>17.4</td><td>8.6</td><td>3.2</td><td>1,854.6</td><td>1,018.5</td></tr> <tr><td>2016</td><td>12.9</td><td>17.5</td><td>8.5</td><td>3.1</td><td>1,814.4</td><td>1,055.5</td></tr> <tr><td>2017</td><td>12.0</td><td>16.6</td><td>7.7</td><td>3.1</td><td>1,825.9</td><td>1,056.0</td></tr> <tr><td>2018</td><td>13.0</td><td>18.1</td><td>8.3</td><td>3.0</td><td>2,058.9</td><td>836.5</td></tr> <tr><td>2019</td><td>12.8</td><td>17.8</td><td>8.3</td><td>3.0</td><td>1,876.9</td><td>1,321.0</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	区分 項目 年	年平均値				年合計値		平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	平均 風速 (m/ s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)	2007	12.6	17.1	8.5	3.2	1,833.9	1,126.0	2008	12.3	16.8	8.3	3.2	1,730.0	1,090.5	2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5	2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0	2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5	2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0	2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5	2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5	2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5	2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5	2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0	2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5	2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	最新の数値に更新
区分 項目 年	年平均値				年合計値																																																																																																																																																																																																																																																								
	平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	平均 風速 (m/ s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																							
2007	12.6	17.1	8.5	3.2	1,833.9	1,126.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2008	12.3	16.8	8.3	3.2	1,730.0	1,090.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0																																																																																																																																																																																																																																																							
<u>2020</u>	<u>13.0</u>	<u>17.7</u>	<u>8.8</u>	<u>2.9</u>	<u>1,740.0</u>	<u>1,043.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																							
<u>2021</u>	<u>12.7</u>	<u>17.8</u>	<u>8.1</u>	<u>2.9</u>	<u>1,539.3</u>	<u>1,271.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																							
<u>2022</u>	<u>12.7</u>	<u>17.7</u>	<u>8.0</u>	<u>2.9</u>	<u>1,804.3</u>	<u>979.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																							
区分 項目 年	年平均値				年合計値																																																																																																																																																																																																																																																								
	平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	平均 風速 (m/ s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																							
2007	12.6	17.1	8.5	3.2	1,833.9	1,126.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2008	12.3	16.8	8.3	3.2	1,730.0	1,090.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0																																																																																																																																																																																																																																																							
2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5																																																																																																																																																																																																																																																							
2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0																																																																																																																																																																																																																																																							
—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							

章一節 修正後

現行

修正理由

<p>1-6</p>	<p>年間日照時間・降水量・平均風速</p>	<p>年間日照時間・降水量、平均風速</p>	<p>最新の数値に更新</p>
<p>1-6</p>	<p>年間平均・最高・最低気温</p>	<p>年間平均・最高・最低気温</p>	<p>最新の数値に更新</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																																																																																																														
1-6	<p>4 地形及び地質</p> <p>郡山市の東部には、なだらかな阿武隈丘陵が南北に走り、奥羽山脈との中間部は阿武隈川沖積層による安積平野が開け、安達盆地、岩瀬盆地につながり、主な湖沼、河川としては、猪苗代湖、阿武隈川、逢瀬川、大滝根川、笹原川、谷田川などがあり、安積平野一帯は、広大な工業適地が広がり、その周辺の丘陵部は、住宅地として格好である。また、磐梯朝日国立公園の猪苗代湖一帯、三森峠、御霊櫃峠、磐梯熱海温泉、宇津峯史跡など、各地に観光レクリエーション適地が散在している。地質構造については、低い丘陵性台地とそれを貫く沖積層におおわれ、この大部分は第三紀鮮新世の砂岩、頁岩等を基低とするが一部は石英安山岩におおわれ、一部はその後の第四紀沖積世の砂れき、泥土に厚くおおわれている。</p>	<p>4 地形及び地質</p> <p>郡山市の東部には、なだらかな阿武隈丘陵が南北に走り、奥羽山脈との中間部は阿武隈川沖積層による安積平野が開け、安達盆地、岩瀬盆地につながり、主な湖沼、河川としては、猪苗代湖、阿武隈川、逢瀬川、大滝根川、笹原川、谷田川などがあり、安積平野一帯は、広大な工業適地が広がり、その周辺の丘陵部は、住宅地として格好である。また、磐梯朝日国立公園の猪苗代湖一帯、三森峠、御霊櫃峠、磐梯熱海温泉、宇津峯史跡など、各地に観光レクリエーション適地が散在している。地質構造については、低い丘陵性台地とそれを貫く沖積層におおわれ、この大部分は第三紀鮮新世の砂岩、頁岩等を基低とするが一部は石英安山岩におおわれ、一部はその後の第四紀沖積世の砂れき、泥土に厚くおおわれている。</p>	適正化																																																																																																														
1-6	<p>7 主要河川</p> <table border="1" data-bbox="221 639 1055 1414"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>河川の総延長 (km)</th> <th>市内の流程 (km)</th> <th>上流端地名</th> <th>下流端地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿武隈川</td> <td>239.0</td> <td>21.8</td> <td>西白河郡西郷村</td> <td>宮城県亘理郡亘理町荒浜</td> </tr> <tr> <td>大滝根川</td> <td>51.4</td> <td>6.7</td> <td>田村市大越町早稲川</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>五百川</td> <td>25.0</td> <td>20.1</td> <td>郡山市熱海町中山</td> <td>本宮市(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>谷田川</td> <td>23.0</td> <td>23.0</td> <td>郡山市田村町田母神</td> <td>郡山(大滝根川へ)</td> </tr> <tr> <td>逢瀬川</td> <td>21.5</td> <td>21.5</td> <td>郡山市逢瀬町多田野</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>笹原川</td> <td>20.9</td> <td>20.9</td> <td>須賀川市守屋</td> <td>安積町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>藤田川</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>郡山市逢瀬町河内</td> <td>日和田町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>桜川</td> <td>12.0</td> <td>3.6</td> <td>田村郡三春町</td> <td>富久山町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>管川</td> <td>2.7</td> <td>2.7</td> <td>郡山市湖南町馬入新</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> <tr> <td>舟津川</td> <td>11.8</td> <td>11.8</td> <td>郡山市湖南町三代</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名	阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亘理郡亘理町荒浜	大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)	五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)	谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)	逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)	笹原川	20.9	20.9	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)	藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)	桜川	12.0	3.6	田村郡三春町	富久山町(阿武隈川へ)	管川	2.7	2.7	郡山市湖南町馬入新	郡山(猪苗代湖へ)	舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)	<p>7 主要河川</p> <table border="1" data-bbox="1079 639 1912 1414"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>河川の総延長 (km)</th> <th>市内の流程 (km)</th> <th>上流端地名</th> <th>下流端地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿武隈川</td> <td>239.0</td> <td>21.8</td> <td>西白河郡西郷村</td> <td>宮城県亘理郡亘理町荒浜</td> </tr> <tr> <td>大滝根川</td> <td>51.4</td> <td>6.7</td> <td>田村市大越町早稲川</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>五百川</td> <td>25.0</td> <td>20.1</td> <td>郡山市熱海町中山</td> <td>本宮市(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>谷田川</td> <td>23.0</td> <td>23.0</td> <td>郡山市田村町田母神</td> <td>郡山(大滝根川へ)</td> </tr> <tr> <td>逢瀬川</td> <td>21.5</td> <td>21.5</td> <td>郡山市逢瀬町多田野</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>笹原川</td> <td>20.9</td> <td>20.9</td> <td>須賀川市守屋</td> <td>安積町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>藤田川</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>郡山市逢瀬町河内</td> <td>日和田町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管川</td> <td>2.7</td> <td>2.7</td> <td>郡山市湖南町馬入新</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> <tr> <td>舟津川</td> <td>11.8</td> <td>11.8</td> <td>郡山市湖南町三代</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名	阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亘理郡亘理町荒浜	大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)	五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)	谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)	逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)	笹原川	20.9	20.9	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)	藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)						管川	2.7	2.7	郡山市湖南町馬入新	郡山(猪苗代湖へ)	舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)	水位周知河川指定による修正
河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名																																																																																																													
阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亘理郡亘理町荒浜																																																																																																													
大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)																																																																																																													
谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)																																																																																																													
逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
笹原川	20.9	20.9	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)																																																																																																													
藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)																																																																																																													
桜川	12.0	3.6	田村郡三春町	富久山町(阿武隈川へ)																																																																																																													
管川	2.7	2.7	郡山市湖南町馬入新	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名																																																																																																													
阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亘理郡亘理町荒浜																																																																																																													
大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)																																																																																																													
谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)																																																																																																													
逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
笹原川	20.9	20.9	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)																																																																																																													
藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)																																																																																																													
管川	2.7	2.7	郡山市湖南町馬入新	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													

章一節	修正後	現行	修正理由
1-7	<p>第7節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u> 【各部】</p> <p>第1 <u>整備計画</u></p> <p>1 <u>整備すべき施設等</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図る。</u></p> <p>(1) <u>避難場所</u></p> <p>(2) <u>避難経路</u></p> <p>(3) <u>消防用施設</u></p> <p>(4) <u>消防活動を確保するための道路</u></p> <p>(5) <u>緊急輸送を確保するために必要な道路</u></p> <p>(6) <u>共同溝等</u></p> <p>(7) <u>地震防災上改築又は補強を要する医療機関</u></p> <p>(8) <u>地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設</u></p> <p>(9) <u>地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校</u></p> <p>(10) <u>地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校</u></p> <p>(11) <u>(7)から(10)まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物</u></p> <p>(12) <u>砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池</u></p> <p>(13) <u>地域防災拠点施設</u></p> <p>(14) <u>防災行政無線設備</u></p> <p>(15) <u>地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等</u></p> <p>(16) <u>地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</u></p> <p>(17) <u>地震災害時における応急救護設備又は資機材</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
1-7	<p>(18) <u>老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</u></p> <p>(19) <u>その他地震防災上緊急に整備すべき施設</u></p> <p>2 <u>施設等の整備に当たり留意すべき事項</u></p> <p>(1) <u>避難場所</u></p> <p><u>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u></p> <p><u>また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</u></p> <p>(2) <u>避難経路</u></p> <p><u>積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。</u></p> <p>(3) <u>その他</u></p> <p><u>施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。</u></p> <p><u>また、積雪寒冷地特有の課題についても配慮する。</u></p>		<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>

章一節 修正後

現行

修正理由

2-1	修正後	現行	修正理由
2-2	<p>7 現地災害対策本部</p> <p>(2) 現地本部の設置</p> <p>① 現地本部は、災害の発生した場所又は関係行政センター、若しくは本部長が指定する場所に置く。なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定める_____。</p>	<p>7 現地災害対策本部</p> <p>(2) 現地本部の設置</p> <p>① 現地本部は、災害の発生した場所又は関係行政センター、若しくは本部長が指定する場所に置く。なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。</p>	<p>郡山市防災会議委員の変更</p> <p>適正化</p>

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2

8 本部組織

(1) 災害対策本部組織表

本部員会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長 代表監査委員 上下水道事業管理 消防管理
本部員	総務部長 (総務部理事)
	政策開発部長
	財務部長
	税務部長
	市民部長
	文化スポーツ部長
	環境部長
	保健福祉部長
	子ども部長
	農林部長
	産業観光部長
	建設部長
	都市構想部長
	議会事務局長
	教育総務部長
	学校教育部長
	上下水道局長
	会計管理者
	保健所長
	選挙管理委員会 事務局長
	監査委員事務局 事務局長
	農業委員会 事務局長
	郡山消防署長

本部連絡員	
総務部総務法務班	総務法務課長補佐
総務部秘書班	秘書課長補佐
政策開発部政策開発班	政策開発課長補佐
財務部財政班	財政課長補佐
税務部市民税班	市民税課長補佐
市民部市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長補佐
文化スポーツ部文化振興班	文化振興課長補佐
環境部環境政策班	環境政策課長補佐
保健福祉部保健福祉総務班	保健福祉総務課長補佐
子ども部子ども総務企画班	子ども総務企画課長補佐
農林部農業政策班	農業政策課長補佐
産業観光部産業雇用政策班	産業雇用政策課長補佐
建設部道路建設班	道路建設課長補佐
都市構想部都市政策班	都市政策課長補佐
議会部総務議事班	総務議事課長補佐
教育総務部教育総務班	総務課長補佐
学校教育部学校管理班	学校管理課長補佐
上下水道部上下水道総務班	総務課長補佐
会計管理部会計班	会計課長補佐
選挙管理委員会部 選挙管理委員会班	選挙管理委員会 事務局次長
監査委員事務局部 監査委員事務局班	監査委員事務局次長
農業委員会部 農業委員会班	農業委員会事務局次長
行政センター	副所長・主任主査
郡山消防署	郡山消防署庶務係長

8 本部組織

(1) 災害対策本部組織表

本部員会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長 代表監査委員 上下水道事業管理 消防
本部員	総務部長
	政策開発部長
	財務部長
	税務部長
	市民部長
	文化スポーツ部長
	生活環境部長
	保健福祉部長
	子ども部長
	農林部長
	産業観光部長
	建設交通部長
	都市整備部長
	議会事務局長
	教育総務部長
	学校教育部長
	上下水道局長
	会計管理者
	保健所長
	選挙管理委員会 事務局長
	監査委員事務局 事務局長
	農業委員会 事務局長
	郡山消防署長

本部連絡員	
総務部総務法務班	総務法務課長補佐
総務部秘書班	秘書課長補佐
政策開発部政策開発班	政策開発課長補佐
財務部財政班	財政課長補佐
税務部市民税班	市民税課長補佐
市民部市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長補佐
文化スポーツ部文化振興班	文化振興課長補佐
生活環境部環境政策班	環境政策課長補佐
保健福祉部保健福祉総務班	保健福祉総務課長補佐
子ども部子ども未来班	子ども未来課長補佐
農林部農業政策班	農業政策課長補佐
産業観光部産業政策班	産業政策課長補佐
建設交通部道路建設班	道路建設課長補佐
都市整備部都市政策班	都市政策課長補佐
議会部総務議事班	総務議事課長補佐
教育総務部教育総務班	総務課長補佐
学校教育部学校管理班	学校管理課長補佐
上下水道部上下水道総務班	総務課長補佐
会計管理部会計班	会計課長補佐
選挙管理委員会部 選挙管理委員会班	選挙管理委員会 事務局次長
監査委員事務局部 監査委員事務局班	監査委員事務局次長
農業委員会部 農業委員会班	農業委員会事務局次長
行政センター	副所長・主任主査
郡山消防署	郡山消防署庶務係長

組織改編による

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2

(2) 本部事務局

災害時の庶務、総括的業務を処理するため事務局を配置する。事務局は、次の体制とし、地震災害、集中豪雨、局地的な小規模災害、水害等に対応する。同時に、普段から事務局体制に精通し、市全体の災害対策及び被害調査の総括に関して対応する。また、本部設置時において、事務局員は、速やかにその配置につき事務を行う。

なお、総務部に防災担当理事を置く場合には、事務局長は総務部理事とする。

感染症の蔓延等による健康被害発生に対応するため本部が設置される場合は、保健所総務課長が事務局次長に加わる。(郡山市新型インフルエンザ等の感染症を除く。)

なお、事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

事務局

事務局長	事務局次長	分掌事務	事務局員(各班1人)
総務部長 (総務部理事)	防災危機管理課長 道路維持課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)	1 事務局の庶務及び総括 2 災害対策本部会議の設営及び運営記録 3 本部連絡員との連絡調整 4 災害対策活動の把握及び記録 5 気象情報の収集	(総括班) 7人 班長 防災危機管理課長補佐 総務部総務法務班 政策開発部DX戦略班 財務部財政班 文化スポーツ部文化振興班 産業観光部観光政策班 建設部河川班
		1 被害状況の収集 2 災害時代表電話等での市民への対応 3 避難場所との連絡調整 4 災害関連情報の収集	(情報収集班) 17人 班長 職員厚生課長補佐 政策開発部政策開発班 政策開発部政策総括班 財務部公有資産マネジメント班 税務部市民税班 市民部男女共同参画班 環境部環境政策班 保健福祉部保健福祉総務班 こどもこども総務企画班 農林部農地班 建設部道路維持班 会計班 学校教育部学校管理班 上下水道部下水道整備班 選挙管理委員会班 監査委員事務局班 農業委員会班

(2) 本部事務局

災害時の庶務、総括的業務を処理するため事務局を配置する。事務局は、次の体制とし、地震災害、集中豪雨、局地的な小規模災害、水害等に対応する。同時に、普段から事務局体制に精通し、市全体の災害対策及び被害調査の総括に関して対応する。また、本部設置時において、事務局員は、速やかにその配置につき事務を行う。

感染症の蔓延等による健康被害発生に対応するため本部が設置される場合は、保健所総務課長が事務局次長に加わる。(郡山市新型インフルエンザ等の感染症を除く。)

なお、事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

事務局

事務局長	事務局次長	分掌事務	事務局員(各班1人)
総務部長	防災危機管理課長 道路維持課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)	1 事務局の庶務及び総括 2 災害対策本部会議の設営及び運営記録 3 本部連絡員との連絡調整 4 災害対策活動の把握及び記録 5 気象情報の収集	(総括班) 7人 班長 防災危機管理課長補佐 総務部総務法務班 政策開発部ソーシャル推進班 財務部財政班 文化スポーツ部文化振興班 産業観光部観光班 建設交通部河川班
		1 被害状況の収集 2 災害時代表電話等での市民への対応 3 避難場所との連絡調整 4 災害関連情報の収集	(情報収集班) 17人 班長 職員厚生課長補佐 政策開発部政策開発班 政策開発部運用政策班 財務部公有資産マネジメント班 税務部市民税班 市民部男女共同参画班 生涯福祉部子ども力災害総合対策班 保健福祉部保健福祉総務班 こどもこども支援班 農林部農地班 建設交通部道路維持班 会計班 学校教育部学校管理班 上下水道部下水道整備班 選挙管理委員会班 監査委員事務局班 農業委員会班

組織改編による

組織改編による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

	修正後	現行	修正理由																
			組織改編による																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 183 795 470"> 1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ </td> <td data-bbox="795 183 1048 470"> (被害集計班) 8人 班長 行政マシ/MT課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設部道路建設班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 470 795 718"> 1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整 </td> <td data-bbox="795 470 1048 718"> (渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セルフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 718 795 869"> 1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応 </td> <td data-bbox="795 718 1048 869"> (広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="443 869 1048 949"> その他、特命事項に関すること。 </td> </tr> </table>	1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ	(被害集計班) 8人 班長 行政マシ/MT課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設部道路建設班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班	1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セルフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班	1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班	その他、特命事項に関すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1303 183 1675 470"> 1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ </td> <td data-bbox="1675 183 1904 470"> (被害集計班) 8人 班長 行政マシ/MT課長補佐 財務部技術検査班 生活環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設交通部道路建設班 都市整備部区画整理班 上下水道局上下水道総務班 教育総務部教育総務班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1303 470 1675 718"> 1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整 </td> <td data-bbox="1675 470 1904 718"> (渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約班 市民部セルフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1303 718 1675 869"> 1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応 </td> <td data-bbox="1675 718 1904 869"> (広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1303 869 1904 949"> その他、特命事項に関すること。 </td> </tr> </table>	1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ	(被害集計班) 8人 班長 行政マシ/MT課長補佐 財務部技術検査班 生活環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設交通部道路建設班 都市整備部区画整理班 上下水道局上下水道総務班 教育総務部教育総務班	1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約班 市民部セルフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班	1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班	その他、特命事項に関すること。		<p>組織改編による</p>
1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ	(被害集計班) 8人 班長 行政マシ/MT課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設部道路建設班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班																		
1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セルフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班																		
1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班																		
その他、特命事項に関すること。																			
1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ	(被害集計班) 8人 班長 行政マシ/MT課長補佐 財務部技術検査班 生活環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設交通部道路建設班 都市整備部区画整理班 上下水道局上下水道総務班 教育総務部教育総務班																		
1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約班 市民部セルフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班																		
1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班																		
その他、特命事項に関すること。																			

章一節 修正後

現行

修正理由

<p>2-2</p>	<p>(3) 本部編成表</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 市長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>副本部長 副市長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 付 教育代表 監査委員 上下水道事 業管理者 消防長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事務局 事務局長 総務部長 (総務部理事) 事務局次長 防災危機管理課長 道路維持課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>総務法務班</td><td>総務法務課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>秘書班</td><td>秘書課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>人事班</td><td>人事課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>職員厚生班</td><td>職員厚生課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>防災危機管理班</td><td>防災危機管理課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>行政マネジメント班</td><td>行政マネジメント課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>政策開発班</td><td>政策開発課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>政策統計班</td><td>政策統計課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>D X 戦略班</td><td>D X 戦略課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>広聴広報班</td><td>広聴広報課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>財政班</td><td>財政課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>公有資産マシ/ノト班</td><td>公有資産マシ/ノト課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>契約施査班</td><td>契約施査課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>市民税班</td><td>市民税課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>資産税班</td><td>資産税課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>収納班</td><td>収納課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>市民・NPO活動推進班</td><td>市民・NPO活動推進課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>男女共同参画班</td><td>男女共同参画課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>国民健康保険班</td><td>国民健康保険課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>国保税収納班</td><td>国保税収納課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>市民班</td><td>市民課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>マイナハ-活用班</td><td>マイナハ-活用課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>セーフコミュニティ班</td><td>セーフコミュニティ課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>文化振興班</td><td>文化振興課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>郡山市歴史情報博物館準備班</td><td>郡山市歴史情報博物館準備室長</td><td>職員</td></tr> <tr><td>スポーツ振興班</td><td>スポーツ振興課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>国際政策班</td><td>国際政策課長</td><td>課員</td></tr> </table> </div>	班名	班長	班員	総務法務班	総務法務課長	課員	秘書班	秘書課長	課員	人事班	人事課長	課員	職員厚生班	職員厚生課長	課員	防災危機管理班	防災危機管理課長	課員	行政マネジメント班	行政マネジメント課長	課員	班名	班長	班員	政策開発班	政策開発課長	課員	政策統計班	政策統計課長	課員	D X 戦略班	D X 戦略課長	課員	広聴広報班	広聴広報課長	課員	班名	班長	班員	財政班	財政課長	課員	公有資産マシ/ノト班	公有資産マシ/ノト課長	課員	契約施査班	契約施査課長	課員	班名	班長	班員	市民税班	市民税課長	課員	資産税班	資産税課長	課員	収納班	収納課長	課員	班名	班長	班員	市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長	課員	男女共同参画班	男女共同参画課長	課員	国民健康保険班	国民健康保険課長	課員	国保税収納班	国保税収納課長	課員	市民班	市民課長	課員	マイナハ-活用班	マイナハ-活用課長	課員	セーフコミュニティ班	セーフコミュニティ課長	課員	班名	班長	班員	文化振興班	文化振興課長	課員	郡山市歴史情報博物館準備班	郡山市歴史情報博物館準備室長	職員	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	課員	国際政策班	国際政策課長	課員	<p>(3) 本部編成表</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 市長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>副本部長 副市長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 付 教育代表 監査委員 上下水道事 業管理者 消防長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事務局 事務局長 総務部長 事務局次長 防災危機管理課長 道路維持課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>総務法務班</td><td>総務法務課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>秘書班</td><td>秘書課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>人事班</td><td>人事課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>職員厚生班</td><td>職員厚生課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>防災危機管理班</td><td>防災危機管理課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>行政マネジメント班</td><td>行政マネジメント課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>政策開発班</td><td>政策開発課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>ゾーンマネジメント推進班</td><td>ゾーンマネジメント推進課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>広聴広報班</td><td>広聴広報課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>雇用政策班</td><td>雇用政策課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>財政班</td><td>財政課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>公有資産マシ/ノト班</td><td>公有資産マシ/ノト課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>契約_____班</td><td>契約_____課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>技術検査班</td><td>技術検査課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>市民税班</td><td>市民税課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>資産税班</td><td>資産税課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>収納班</td><td>収納課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>市民・NPO活動推進班</td><td>市民・NPO活動推進課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>男女共同参画班</td><td>男女共同参画課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>国民健康保険班</td><td>国民健康保険課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>国保税収納班</td><td>国保税収納課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>市民班</td><td>市民課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>セーフコミュニティ班</td><td>セーフコミュニティ課長</td><td>課員</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>班名</th><th>班長</th><th>班員</th></tr> <tr><td>文化振興班</td><td>文化振興課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>スポーツ振興班</td><td>スポーツ振興課長</td><td>課員</td></tr> <tr><td>国際政策班</td><td>国際政策課長</td><td>課員</td></tr> </table> </div>	班名	班長	班員	総務法務班	総務法務課長	課員	秘書班	秘書課長	課員	人事班	人事課長	課員	職員厚生班	職員厚生課長	課員	防災危機管理班	防災危機管理課長	課員	行政マネジメント班	行政マネジメント課長	課員	班名	班長	班員	政策開発班	政策開発課長	課員	ゾーンマネジメント推進班	ゾーンマネジメント推進課長	課員	広聴広報班	広聴広報課長	課員	雇用政策班	雇用政策課長	課員	班名	班長	班員	財政班	財政課長	課員	公有資産マシ/ノト班	公有資産マシ/ノト課長	課員	契約_____班	契約_____課長	課員	技術検査班	技術検査課長	課員	班名	班長	班員	市民税班	市民税課長	課員	資産税班	資産税課長	課員	収納班	収納課長	課員	班名	班長	班員	市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長	課員	男女共同参画班	男女共同参画課長	課員	国民健康保険班	国民健康保険課長	課員	国保税収納班	国保税収納課長	課員	市民班	市民課長	課員	セーフコミュニティ班	セーフコミュニティ課長	課員	班名	班長	班員	文化振興班	文化振興課長	課員	_____	_____	_____	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	課員	国際政策班	国際政策課長	課員	<p>組織改編による</p>
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
総務法務班	総務法務課長	課員																																																																																																																																																																																																							
秘書班	秘書課長	課員																																																																																																																																																																																																							
人事班	人事課長	課員																																																																																																																																																																																																							
職員厚生班	職員厚生課長	課員																																																																																																																																																																																																							
防災危機管理班	防災危機管理課長	課員																																																																																																																																																																																																							
行政マネジメント班	行政マネジメント課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
政策開発班	政策開発課長	課員																																																																																																																																																																																																							
政策統計班	政策統計課長	課員																																																																																																																																																																																																							
D X 戦略班	D X 戦略課長	課員																																																																																																																																																																																																							
広聴広報班	広聴広報課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
財政班	財政課長	課員																																																																																																																																																																																																							
公有資産マシ/ノト班	公有資産マシ/ノト課長	課員																																																																																																																																																																																																							
契約施査班	契約施査課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
市民税班	市民税課長	課員																																																																																																																																																																																																							
資産税班	資産税課長	課員																																																																																																																																																																																																							
収納班	収納課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長	課員																																																																																																																																																																																																							
男女共同参画班	男女共同参画課長	課員																																																																																																																																																																																																							
国民健康保険班	国民健康保険課長	課員																																																																																																																																																																																																							
国保税収納班	国保税収納課長	課員																																																																																																																																																																																																							
市民班	市民課長	課員																																																																																																																																																																																																							
マイナハ-活用班	マイナハ-活用課長	課員																																																																																																																																																																																																							
セーフコミュニティ班	セーフコミュニティ課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
文化振興班	文化振興課長	課員																																																																																																																																																																																																							
郡山市歴史情報博物館準備班	郡山市歴史情報博物館準備室長	職員																																																																																																																																																																																																							
スポーツ振興班	スポーツ振興課長	課員																																																																																																																																																																																																							
国際政策班	国際政策課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
総務法務班	総務法務課長	課員																																																																																																																																																																																																							
秘書班	秘書課長	課員																																																																																																																																																																																																							
人事班	人事課長	課員																																																																																																																																																																																																							
職員厚生班	職員厚生課長	課員																																																																																																																																																																																																							
防災危機管理班	防災危機管理課長	課員																																																																																																																																																																																																							
行政マネジメント班	行政マネジメント課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
政策開発班	政策開発課長	課員																																																																																																																																																																																																							
ゾーンマネジメント推進班	ゾーンマネジメント推進課長	課員																																																																																																																																																																																																							
広聴広報班	広聴広報課長	課員																																																																																																																																																																																																							
雇用政策班	雇用政策課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
財政班	財政課長	課員																																																																																																																																																																																																							
公有資産マシ/ノト班	公有資産マシ/ノト課長	課員																																																																																																																																																																																																							
契約_____班	契約_____課長	課員																																																																																																																																																																																																							
技術検査班	技術検査課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
市民税班	市民税課長	課員																																																																																																																																																																																																							
資産税班	資産税課長	課員																																																																																																																																																																																																							
収納班	収納課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長	課員																																																																																																																																																																																																							
男女共同参画班	男女共同参画課長	課員																																																																																																																																																																																																							
国民健康保険班	国民健康保険課長	課員																																																																																																																																																																																																							
国保税収納班	国保税収納課長	課員																																																																																																																																																																																																							
市民班	市民課長	課員																																																																																																																																																																																																							
セーフコミュニティ班	セーフコミュニティ課長	課員																																																																																																																																																																																																							
班名	班長	班員																																																																																																																																																																																																							
文化振興班	文化振興課長	課員																																																																																																																																																																																																							
_____	_____	_____																																																																																																																																																																																																							
スポーツ振興班	スポーツ振興課長	課員																																																																																																																																																																																																							
国際政策班	国際政策課長	課員																																																																																																																																																																																																							

章一節 修正後

現行

修正理由

組織改編による

環境部 部長 環境部長 副部長 環境部次長	班名	班長	班員
	環境政策班	環境政策課長	課員
	S R 推進班	S R 推進課長	課員
	資源循環班	資源循環課長	課員
	環境保全センター班	環境保全センター所長	職員

保健福祉部 部長 保健福祉部長 副部長 保健所長 保健福祉部次長	班名	班長	班員
	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	課員
	生活支援班	生活支援課長	課員
	障がい福祉班	障がい福祉課長	課員
	健康長寿班	健康長寿課長	課員
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長	課員
	介護保険班	介護保険課長	課員
保健所班	保健所総務課長	所員	

こども部 部長 こども部長 副部長 こども部次長	班名	班長	班員
	こども総務企画班	こども総務企画課長	課員
	子育て給付班	子育て給付課長	課員
	こども家庭班	こども家庭課長	課員
保育班	保育課長	課員	

農林部 部長 農林部長 副部長 農林部次長	班名	班長	班員
	農業政策班	農業政策課長	課員
	園芸畜産振興班	園芸畜産振興課長	課員
	農地班	農地課長	課員
	林業振興班	林業振興課長	課員
総合地方卸売市場 管理事務所班	総合地方卸売市場 管理事務所長	所員	

産業観光部 部長 産業観光部長 副部長 産業観光部次長	班名	班長	班員
	産業雇用政策班	産業雇用政策課長	課員
	観光政策班	観光政策課長	課員
産業創出班	産業創出課長	課員	

建設部 部長 建設部長 副部長 建設部次長	班名	班長	班員
	道路建設班	道路建設課長	課員
	道路維持班	道路維持課長	課員
	河川班	河川課長	課員
	建築班	建築課長	課員
	住宅政策班	住宅政策課長	課員

生活環境部 部長 生活環境部長 副部長 生活環境部次長	班名	班長	班員
	環境政策班	環境政策課長	課員
	S R 推進班	S R 推進課長	課員
	原子力災害総合対策班	原子力災害総合対策課長	課員
	環境保全センター班	環境保全センター所長	職員

保健福祉部 部長 保健福祉部長 副部長 保健所長 保健福祉部次長	班名	班長	班員
	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	課員
	生活支援班	生活支援課長	課員
	障がい福祉班	障がい福祉課長	課員
	健康長寿班	健康長寿課長	課員
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長	課員
	介護保険班	介護保険課長	課員
保健所班	保健所総務課長	所員	

こども部 部長 こども部長 副部長 こども部次長	班名	班長	班員
	こども未来班	こども未来課長	課員
	こども支援班	こども支援課長	課員
	こども育成班	こども育成課長	課員

農林部 部長 農林部長 副部長 農林部次長	班名	班長	班員
	農業政策班	農業政策課長	課員
	園芸畜産振興班	園芸畜産振興課長	課員
	農地班	農地課長	課員
	林業振興班	林業振興課長	課員
総合地方卸売市場 管理事務所班	総合地方卸売市場 管理事務所長	所員	

産業観光部 部長 産業観光部長 副部長 産業観光部次長	班名	班長	班員
	産業政策班	産業政策課長	課員
	観光班	観光課長	課員
産業創出班	産業創出課長	課員	

建設交通部 部長 建設交通部長 副部長 建設交通部次長	班名	班長	班員
	道路建設班	道路建設課長	課員
	道路維持班	道路維持課長	課員
	総合交通政策班	総合交通政策課長	課員
	河川班	河川課長	課員
	建築班	建築課長	課員
住宅政策班	住宅政策課長	課員	

章一節 修正後

現行

修正理由

修正後	現行	修正理由																																															
<p>都市構想部 部長 都市構想部長 副部長 都市構想部次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市政策班</td> <td>都市政策課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>総合交通政策班</td> <td>総合交通政策課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>区画整理班</td> <td>区画整理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>公園緑地班</td> <td>公園緑地課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>開発建築指導班</td> <td>開発建築指導課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	都市政策班	都市政策課長	課員	総合交通政策班	総合交通政策課長	課員	区画整理班	区画整理課長	課員	公園緑地班	公園緑地課長	課員	開発建築指導班	開発建築指導課長	課員	<p>都市整備部 部長 都市整備部長 副部長 都市整備部次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市政策班</td> <td>都市政策課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>区画整理班</td> <td>区画整理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>公園緑地班</td> <td>公園緑地課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>開発建築指導班</td> <td>開発建築指導課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	都市政策班	都市政策課長	課員	区画整理班	区画整理課長	課員	公園緑地班	公園緑地課長	課員	開発建築指導班	開発建築指導課長	課員	組織改編による														
班名	班長	班員																																															
都市政策班	都市政策課長	課員																																															
総合交通政策班	総合交通政策課長	課員																																															
区画整理班	区画整理課長	課員																																															
公園緑地班	公園緑地課長	課員																																															
開発建築指導班	開発建築指導課長	課員																																															
班名	班長	班員																																															
都市政策班	都市政策課長	課員																																															
区画整理班	区画整理課長	課員																																															
公園緑地班	公園緑地課長	課員																																															
開発建築指導班	開発建築指導課長	課員																																															
<p>議会部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務議事班</td> <td>総務議事課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	総務議事班	総務議事課長	課員	<p>議会部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務議事班</td> <td>総務議事課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	総務議事班	総務議事課長	課員																																				
班名	班長	班員																																															
総務議事班	総務議事課長	課員																																															
班名	班長	班員																																															
総務議事班	総務議事課長	課員																																															
<p>教育総務部 部長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務班</td> <td>総務課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td>生涯学習課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>中央公民館班</td> <td>中央公民館長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>中央図書館班</td> <td>中央図書館長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>美術館班</td> <td>美術館長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	教育総務班	総務課長	課員	生涯学習班	生涯学習課長	課員	中央公民館班	中央公民館長	課員	中央図書館班	中央図書館長	課員	美術館班	美術館長	課員	<p>教育総務部 部長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務班</td> <td>総務課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td>生涯学習課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>中央公民館班</td> <td>中央公民館長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>中央図書館班</td> <td>中央図書館長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>美術館班</td> <td>美術館長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	教育総務班	総務課長	課員	生涯学習班	生涯学習課長	課員	中央公民館班	中央公民館長	課員	中央図書館班	中央図書館長	課員	美術館班	美術館長	課員												
班名	班長	班員																																															
教育総務班	総務課長	課員																																															
生涯学習班	生涯学習課長	課員																																															
中央公民館班	中央公民館長	課員																																															
中央図書館班	中央図書館長	課員																																															
美術館班	美術館長	課員																																															
班名	班長	班員																																															
教育総務班	総務課長	課員																																															
生涯学習班	生涯学習課長	課員																																															
中央公民館班	中央公民館長	課員																																															
中央図書館班	中央図書館長	課員																																															
美術館班	美術館長	課員																																															
<p>学校教育部 部長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校管理班</td> <td>学校管理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>学校教育推進班</td> <td>学校教育推進課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>教育研修センター班</td> <td>教育研修センター所長</td> <td>所員</td> </tr> <tr> <td>総合教育支援センター班</td> <td>総合教育支援センター所長</td> <td>所員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	学校管理班	学校管理課長	課員	学校教育推進班	学校教育推進課長	課員	教育研修センター班	教育研修センター所長	所員	総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員	<p>学校教育部 部長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校管理班</td> <td>学校管理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>学校教育推進班</td> <td>学校教育推進課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>教育研修センター班</td> <td>教育研修センター所長</td> <td>所員</td> </tr> <tr> <td>総合教育支援センター班</td> <td>総合教育支援センター所長</td> <td>所員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	学校管理班	学校管理課長	課員	学校教育推進班	学校教育推進課長	課員	教育研修センター班	教育研修センター所長	所員	総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員																		
班名	班長	班員																																															
学校管理班	学校管理課長	課員																																															
学校教育推進班	学校教育推進課長	課員																																															
教育研修センター班	教育研修センター所長	所員																																															
総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員																																															
班名	班長	班員																																															
学校管理班	学校管理課長	課員																																															
学校教育推進班	学校教育推進課長	課員																																															
教育研修センター班	教育研修センター所長	所員																																															
総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員																																															
<p>上下水道部 部長 上下水道局長 副部長 上下水道局次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道総務班</td> <td>総務課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>経営管理班</td> <td>経営管理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>お客様サービス班</td> <td>お客様サービス課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>浄水班</td> <td>浄水課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>水道施設班</td> <td>水道施設課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>下水道整備班</td> <td>下水道整備課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>下水道保全班</td> <td>下水道保全課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	上下水道総務班	総務課長	課員	経営管理班	経営管理課長	課員	お客様サービス班	お客様サービス課長	課員	浄水班	浄水課長	課員	水道施設班	水道施設課長	課員	下水道整備班	下水道整備課長	課員	下水道保全班	下水道保全課長	課員	<p>上下水道部 部長 上下水道局長 副部長 上下水道局次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道総務班</td> <td>総務課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>経営管理班</td> <td>経営管理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>お客様サービス班</td> <td>お客様サービス課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>浄水班</td> <td>浄水課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>水道施設班</td> <td>水道施設課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>下水道整備班</td> <td>下水道整備課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>下水道保全班</td> <td>下水道保全課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	上下水道総務班	総務課長	課員	経営管理班	経営管理課長	課員	お客様サービス班	お客様サービス課長	課員	浄水班	浄水課長	課員	水道施設班	水道施設課長	課員	下水道整備班	下水道整備課長	課員	下水道保全班	下水道保全課長	課員
班名	班長	班員																																															
上下水道総務班	総務課長	課員																																															
経営管理班	経営管理課長	課員																																															
お客様サービス班	お客様サービス課長	課員																																															
浄水班	浄水課長	課員																																															
水道施設班	水道施設課長	課員																																															
下水道整備班	下水道整備課長	課員																																															
下水道保全班	下水道保全課長	課員																																															
班名	班長	班員																																															
上下水道総務班	総務課長	課員																																															
経営管理班	経営管理課長	課員																																															
お客様サービス班	お客様サービス課長	課員																																															
浄水班	浄水課長	課員																																															
水道施設班	水道施設課長	課員																																															
下水道整備班	下水道整備課長	課員																																															
下水道保全班	下水道保全課長	課員																																															
<p>会計管理部 部長 会計管理者 副部長 会計課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計班</td> <td>会計課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	会計班	会計課長	課員	<p>会計管理部 部長 会計管理者 副部長 会計課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計班</td> <td>会計課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	会計班	会計課長	課員																																				
班名	班長	班員																																															
会計班	会計課長	課員																																															
班名	班長	班員																																															
会計班	会計課長	課員																																															

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	9 本部の各部分掌事務 (略)	9 本部の各部分掌事務 (略)	組織改編による																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th>班名 〔班長〕</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(総務部理事)</td> <td>防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕</td> <td> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 郡山市防災会議との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 本部長の指令の伝達に関する事 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事 7 通信連絡の確保に関する事 8 気象通報等の接受に関する事 9 気象情報の収集に関する事 10 避難情報の伝達に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関する事 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕</td> <td>政策開発班 〔政策開発課長〕</td> <td> 1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関する事 2 被災者の陳情、相談等に関する事 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関する事 4 コールセンターに関する事 5 部内の総合調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>政策統計班 〔政策統計課長〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DX戦略班 〔DX戦略課長〕</td> <td> 1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関する事 2 情報システムの応急復旧対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td>広聴広報班 〔広聴広報課長〕</td> <td> 1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関する事 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕</td> <td>財政班 〔財政課長〕</td> <td> 1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕</td> <td> 1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 3 救援物資の受入、管理に関する事 </td> </tr> <tr> <td>契約検査班 〔契約検査課長〕</td> <td> 1 応急対策のための物資調達に関する事 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事 3 部長の命ずる応急対策に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 郡山市防災会議との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 本部長の指令の伝達に関する事 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事 7 通信連絡の確保に関する事 8 気象通報等の接受に関する事 9 気象情報の収集に関する事 10 避難情報の伝達に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関する事	政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	政策開発班 〔政策開発課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関する事 2 被災者の陳情、相談等に関する事 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関する事 4 コールセンターに関する事 5 部内の総合調整に関する事	政策統計班 〔政策統計課長〕		DX戦略班 〔DX戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関する事 2 情報システムの応急復旧対策に関する事	広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関する事	財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 3 救援物資の受入、管理に関する事	契約検査班 〔契約検査課長〕	1 応急対策のための物資調達に関する事 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事 3 部長の命ずる応急対策に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th>班名 〔班長〕</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕</td> <td> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 郡山市防災会議との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 本部長の指令の伝達に関する事 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事 7 通信連絡の確保に関する事 8 気象通報等の接受に関する事 9 気象情報の収集に関する事 10 避難情報の伝達に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関する事 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕</td> <td>政策開発班 〔政策開発課長〕</td> <td> 1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関する事 2 被災者の陳情、相談等に関する事 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関する事 4 コールセンターに関する事 5 部内の総合調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕</td> <td>_____</td> <td> 1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関する事 2 情報システムの応急復旧対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td> 1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関する事 </td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td> 1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 被災勤労者の福祉に関する事 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕</td> <td>財政班 〔財政課長〕</td> <td> 1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕</td> <td> 1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 3 救援物資の受入、管理に関する事 </td> </tr> <tr> <td>契約_____班 〔契約_____課長〕</td> <td> 1 応急対策のための物資調達に関する事 2 _____ 3 部長の命ずる応急対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>_____</td> <td> 1 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務		防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 郡山市防災会議との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 本部長の指令の伝達に関する事 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事 7 通信連絡の確保に関する事 8 気象通報等の接受に関する事 9 気象情報の収集に関する事 10 避難情報の伝達に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関する事	政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	政策開発班 〔政策開発課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関する事 2 被災者の陳情、相談等に関する事 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関する事 4 コールセンターに関する事 5 部内の総合調整に関する事	_____		_____		_____		財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	_____	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関する事 2 情報システムの応急復旧対策に関する事	_____	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関する事	_____	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 被災勤労者の福祉に関する事	財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 3 救援物資の受入、管理に関する事	契約_____班 〔契約_____課長〕	1 応急対策のための物資調達に関する事 2 _____ 3 部長の命ずる応急対策に関する事		_____	1 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事	
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務																																																							
(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 郡山市防災会議との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 本部長の指令の伝達に関する事 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事 7 通信連絡の確保に関する事 8 気象通報等の接受に関する事 9 気象情報の収集に関する事 10 避難情報の伝達に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関する事																																																							
政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	政策開発班 〔政策開発課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関する事 2 被災者の陳情、相談等に関する事 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関する事 4 コールセンターに関する事 5 部内の総合調整に関する事																																																							
	政策統計班 〔政策統計課長〕																																																								
	DX戦略班 〔DX戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関する事 2 情報システムの応急復旧対策に関する事																																																							
	広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関する事																																																							
財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事																																																							
	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 3 救援物資の受入、管理に関する事																																																							
	契約検査班 〔契約検査課長〕	1 応急対策のための物資調達に関する事 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事 3 部長の命ずる応急対策に関する事																																																							
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務																																																							
	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 郡山市防災会議との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 本部長の指令の伝達に関する事 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事 7 通信連絡の確保に関する事 8 気象通報等の接受に関する事 9 気象情報の収集に関する事 10 避難情報の伝達に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関する事																																																							
政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	政策開発班 〔政策開発課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関する事 2 被災者の陳情、相談等に関する事 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関する事 4 コールセンターに関する事 5 部内の総合調整に関する事																																																							

財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	_____	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関する事 2 情報システムの応急復旧対策に関する事																																																							
	_____	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関する事																																																							
	_____	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 被災勤労者の福祉に関する事																																																							
財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事																																																							
	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 3 救援物資の受入、管理に関する事																																																							
	契約_____班 〔契約_____課長〕	1 応急対策のための物資調達に関する事 2 _____ 3 部長の命ずる応急対策に関する事																																																							
	_____	1 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事																																																							

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2			組織改編による				
部名 〔部長〕 〔副部长〕	班名 〔班長〕	分掌 事務	部名 〔部長〕 〔副部长〕	班名 〔班長〕	分掌 事務		
税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事	税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事		
	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 災証明書発行及び現地調査に関する事		資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 災証明書発行及び現地調査に関する事		
	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		
市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブサイト等での周知に関する事 4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 部内の総合調整に関する事	市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブサイト等での周知に関する事 4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 部内の総合調整に関する事		
	男女共同参画班 〔男女共同参画課長〕			男女共同参画班 〔男女共同参画課長〕			
	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		
	国保税収納班 〔国保税収納課長〕			国保税収納班 〔国保税収納課長〕			
	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事		市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に関する事 3 埋火葬_____に関する事		
	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		_____	4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		
	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	5 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事		セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事 3 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事		
文化スポーツ部 〔文化スポーツ部長〕 〔文化スポーツ部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に関わる災害復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事 4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事 7 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	文化スポーツ部 〔文化スポーツ部長〕 〔文化スポーツ部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に関わる災害復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事 4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事 7 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事		
	郡山市歴史情報博物館準備班 〔郡山市歴史情報博物館準備室長〕			_____			
	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕			スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕			
	国際政策班 〔国際政策課長〕			国際政策班 〔国際政策課長〕			

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	修正後	現行	修正理由																																				
	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="208 183 371 252">部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th data-bbox="371 183 573 252">班名 〔班長〕</th> <th data-bbox="573 183 1068 252">分掌事務</th> </tr> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1068 183 1232 252">部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th data-bbox="1232 183 1433 252">班名 〔班長〕</th> <th data-bbox="1433 183 1910 252">分掌事務</th> </tr> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	組織改編による																														
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務																																					
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務																																					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 252 371 427">環境部 〔環境部長〕 〔環境部次長〕</td> <td data-bbox="371 252 573 427">環境政策班 〔環境政策課長〕</td> <td data-bbox="573 252 1068 427"> 1 環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 原子力災害対策に関すること。 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 427 573 639">5.R推進班 〔5.R推進課長〕</td> <td data-bbox="573 427 1068 639"> 1 被災地の清掃に関すること。 2 住居障害物の除去に関すること。 3 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 639 573 719">資源循環班 〔資源循環課長〕</td> <td data-bbox="573 639 1068 719"> 1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 し尿処理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 719 573 863">環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕</td> <td data-bbox="573 719 1068 863"> 1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。 </td> </tr> </table>	環境部 〔環境部長〕 〔環境部次長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 原子力災害対策に関すること。 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。		5.R推進班 〔5.R推進課長〕	1 被災地の清掃に関すること。 2 住居障害物の除去に関すること。 3 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。		資源循環班 〔資源循環課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 し尿処理に関すること。		環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1068 252 1232 427">生活環境部 〔生活環境部長〕 〔生活環境部次長〕</td> <td data-bbox="1232 252 1433 427">環境政策班 〔環境政策課長〕</td> <td data-bbox="1433 252 1910 427"> 1 生活環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 _____ _____ 部内の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 427 1433 703">3.R推進班 〔3.R推進課長〕</td> <td data-bbox="1433 427 1910 703"> 1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 住居障害物の除去に関すること。 4 し尿処理に関すること。 5 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 6 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7 部長の命ずる応急対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 703 1433 767">原子力災害総合対策班 〔原子力災害総合対策課長〕</td> <td data-bbox="1433 703 1910 767"> 1 原子力災害対策に関すること。 2 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 767 1433 863">環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕</td> <td data-bbox="1433 767 1910 863"> 1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。 </td> </tr> </table>	生活環境部 〔生活環境部長〕 〔生活環境部次長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 生活環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 _____ _____ 部内の総合調整に関すること。		3.R推進班 〔3.R推進課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 住居障害物の除去に関すること。 4 し尿処理に関すること。 5 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 6 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7 部長の命ずる応急対策に関すること。		原子力災害総合対策班 〔原子力災害総合対策課長〕	1 原子力災害対策に関すること。 2 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。		環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。													
環境部 〔環境部長〕 〔環境部次長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 原子力災害対策に関すること。 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。																																					
	5.R推進班 〔5.R推進課長〕	1 被災地の清掃に関すること。 2 住居障害物の除去に関すること。 3 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。																																					
	資源循環班 〔資源循環課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 し尿処理に関すること。																																					
	環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。																																					
生活環境部 〔生活環境部長〕 〔生活環境部次長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 生活環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 _____ _____ 部内の総合調整に関すること。																																					
	3.R推進班 〔3.R推進課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 住居障害物の除去に関すること。 4 し尿処理に関すること。 5 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 6 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7 部長の命ずる応急対策に関すること。																																					
	原子力災害総合対策班 〔原子力災害総合対策課長〕	1 原子力災害対策に関すること。 2 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。																																					
	環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。																																					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 863 371 959">保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕</td> <td data-bbox="371 863 573 943">保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕</td> <td data-bbox="573 863 1068 943"> 1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 943 573 1023">生活支援班 〔生活支援課長〕</td> <td data-bbox="573 943 1068 1023"> 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 1023 573 1102">障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕</td> <td data-bbox="573 1023 1068 1102"> 8 見舞金に関すること。 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 1102 573 1182">健康長寿班 〔健康長寿課長〕</td> <td data-bbox="573 1102 1068 1182"> 10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 1182 573 1278">地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕</td> <td data-bbox="573 1182 1068 1278"> 【保健福祉部・こども部応援協力班】 取納班、国民健康保険班、国保税取納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="371 1278 573 1457">介護保険班 〔介護保険課長〕</td> <td data-bbox="573 1278 1068 1457"></td> </tr> </table>	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 避難所の運営に関すること。		生活支援班 〔生活支援課長〕	4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。		障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	8 見舞金に関すること。 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。		健康長寿班 〔健康長寿課長〕	10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。		地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕	【保健福祉部・こども部応援協力班】 取納班、国民健康保険班、国保税取納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班		介護保険班 〔介護保険課長〕		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1068 863 1232 991">保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕</td> <td data-bbox="1232 863 1433 927">保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕</td> <td data-bbox="1433 863 1910 927"> 1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 927 1433 1007">生活支援班 〔生活支援課長〕</td> <td data-bbox="1433 927 1910 1007"> 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 1007 1433 1086">障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕</td> <td data-bbox="1433 1007 1910 1086"> 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 8 見舞金に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 1086 1433 1166">健康長寿班 〔健康長寿課長〕</td> <td data-bbox="1433 1086 1910 1166"> 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 1166 1433 1246">地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕</td> <td data-bbox="1433 1166 1910 1246"> 13 被災者生活再建支援システムに関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 取納班、国民健康保険班、国保税取納班、市民班、文化振興班、 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1232 1246 1433 1457">介護保険班 〔介護保険課長〕</td> <td data-bbox="1433 1246 1910 1457"> スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班 </td> </tr> </table>	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。		生活支援班 〔生活支援課長〕	3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。		障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 8 見舞金に関すること。		健康長寿班 〔健康長寿課長〕	9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。		地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕	13 被災者生活再建支援システムに関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 取納班、国民健康保険班、国保税取納班、市民班、文化振興班、		介護保険班 〔介護保険課長〕	スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班	
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 避難所の運営に関すること。																																					
	生活支援班 〔生活支援課長〕	4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。																																					
	障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	8 見舞金に関すること。 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。																																					
	健康長寿班 〔健康長寿課長〕	10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。																																					
	地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕	【保健福祉部・こども部応援協力班】 取納班、国民健康保険班、国保税取納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班																																					
	介護保険班 〔介護保険課長〕																																						
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。																																					
	生活支援班 〔生活支援課長〕	3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。																																					
	障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 8 見舞金に関すること。																																					
	健康長寿班 〔健康長寿課長〕	9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。																																					
	地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕	13 被災者生活再建支援システムに関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 取納班、国民健康保険班、国保税取納班、市民班、文化振興班、																																					
	介護保険班 〔介護保険課長〕	スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班																																					

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	修正理由
	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健所班 〔保健所総務課長〕	1 医療救護に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 2 保健衛生に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害応急対策に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 愛護動物（ペット）の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時におけるスクリーニング及び健康相談に関すること。 9 被災が広域に及ぶ場合や長期化する場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。 10 防疫対策の総括に関すること。 【保健所班応援協力班】 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健所班 〔保健所総務課長〕	1 医療救護に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども支援課及びこども育成課に属する保健師等を含む）。 2 保健衛生に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども支援課及びこども育成課に属する保健師等を含む）。 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども支援課及びこども育成課に属する保健師等を含む）。 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害応急対策に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 愛護動物の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時におけるスクリーニング及び健康相談に関すること。 9 被災が広域に及ぶ場合や長期化する場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。 10 防疫対策の総括に関すること。 【保健所班応援協力班】 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班	組織改編による
	こども部 〔こども部長〕 〔こども部次長〕	こども総務企画班 〔こども総務企画課長〕 子育て給付班 〔子育て給付課長〕 こども家庭班 〔こども家庭課長〕 保育班 〔保育課長〕	1 こども部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 災害義援金の受付、配分に関すること。 6 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 7 見舞金に関すること。 8 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関すること。 9 応急対策のための物資供給に関すること。 10 部内の総合調整に関すること。 11 保健福祉部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班	こども部 〔こども部長〕 〔こども部次長〕	こども未来班 〔こども未来課長〕 こども支援班 〔こども支援課長〕 こども育成班 〔こども育成課長〕	1 こども部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 災害義援金の受付、配分に関すること。 6 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 7 見舞金に関すること。 8 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関すること。 9 応急対策のための物資供給に関すること。 10 部内の総合調整に関すること。 11 保健福祉部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班、文化振興班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	修正理由
	農林部 〔農林部長〕 〔農林部次長〕	農業政策班 〔農業政策課長〕	1 農林部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 7 部内の総合調整に関する事 【農林部応援協力班】 農業委員会班	農林部 〔農林部長〕 〔農林部次長〕	農業政策班 〔農業政策課長〕	1 農林部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 7 部内の総合調整に関する事 【農林部応援協力班】 農業委員会班	
		園芸畜産振興班 〔園芸畜産振興課長〕	1 農林畜産物の災害対策及び応急対策、救護に関する事 2 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		園芸畜産振興班 〔園芸畜産振興課長〕	1 農林畜産物の災害対策及び応急対策、救護に関する事 2 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		農地班 〔農地課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		農地班 〔農地課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		林業振興班 〔林業振興課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		林業振興班 〔林業振興課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		総合地方卸売市場 管理事務所班 〔総合地方卸売市場 管理事務所長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関する事 2 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 3 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		総合地方卸売市場 管理事務所班 〔総合地方卸売市場 管理事務所長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関する事 2 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 3 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
	産業観光部 〔産業観光部長〕 〔産業観光部次長〕	産業雇用政策班 〔産業雇用政策課長〕	1 産業観光部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 被災企業の支援に関する事 3 商工業者の被害状況の情報収集に関する事 4 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 5 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 6 被災労働者の福祉に関する事 7 部内の総合調整に関する事	産業観光部 〔産業観光部長〕 〔産業観光部次長〕	産業__政策班 〔産業__政策課長〕	1 産業観光部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 被災企業の支援に関する事 3 商工業者の被害状況の情報収集に関する事 4 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 5 _____ _____ 部内の総合調整に関する事	
		観光政策班 〔観光課長〕	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事		観光__班 〔観光課長〕	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事	
		産業創出班 〔産業創出課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事		産業創出班 〔産業創出課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	修正理由
	建設部 〔建設部長〕 〔建設部次長〕	道路建設班 〔道路建設課長〕	1 建設部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 3 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 5 災害応急対策に必要な建設業労働者の雇い上げに関する事。 6 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 7 部内の総合調整に関する事。	建設交通部 〔建設交通部長〕 〔建設交通部次長〕	道路建設班 〔道路建設課長〕	1 建設交通部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 3 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 5 災害応急対策に必要な建設業労働者の雇い上げに関する事。 6 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 7 部内の総合調整に関する事。	組織改編による
		道路維持班 〔道路維持課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる緊急災害予防に関する事。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 5 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 6 建設業者に対する連絡調整に関する事。 7 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 8 除雪対策に関する事。 9 住居障害物の除去に関する事。 10 災害時における運輸に関する事。		道路維持班 〔道路維持課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる緊急災害予防に関する事。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 5 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 6 建設業者に対する連絡調整に関する事。 7 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 8 除雪対策に関する事。 9 住居障害物の除去に関する事。 10 災害時における運輸に関する事。	
		河川班 〔河川課長〕	1 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。 3 水防本部の設置、庶務に関する事。 4 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。 5 災害復旧工事にに関する事。		河川班 〔河川課長〕	1 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。 3 水防本部の設置、庶務に関する事。 4 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。 5 災害復旧工事にに関する事。	
		建築班 〔建築課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 3 災害対策のため建設業者との連絡調整に関する事。 4 応急仮設住宅及び収容所の建設に関する事。 5 開発建築指導班の要請による応急危険度判定の応援協力に関する事。		建築班 〔建築課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 3 災害対策のため建設業者との連絡調整に関する事。 4 応急仮設住宅及び収容所の建設に関する事。 5 開発建築指導班の要請による応急危険度判定の応援協力に関する事。	
		住宅政策班 〔住宅政策課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 応急仮設住宅の入居等に関する事。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。		住宅政策班 〔住宅政策課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 応急仮設住宅の入居等に関する事。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。	

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	修正理由
	都市構想部 〔都市構想部長〕 〔都市構想部次長〕	都市政策班 〔都市政策課長〕	1 都市構想部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 救援物資の輸送に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 5 部内の総合調整に関する事	都市整備部 〔都市整備部長〕 〔都市整備部次長〕	都市政策班 〔都市政策課長〕	1 都市整備部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 救援物資の輸送に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 5 部内の総合調整に関する事	組織改編による
		総合交通政策班 〔総合交通政策課長〕	1 公共交通機関の災害対策及び被害調査に関する事 2 公共交通機関に係わる災害の応急復旧に関する事 3 公共交通機関の運行状況に関する事 4 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事				
		区画整理班 〔区画整理課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 建設業者に対する連絡調整に関する事 4 救援物資の輸送に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		区画整理班 〔区画整理課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 建設業者に対する連絡調整に関する事 4 救援物資の輸送に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		公園緑地班 〔公園緑地課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 指定緊急避難場所に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		公園緑地班 〔公園緑地課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 指定緊急避難場所に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		開発建築指導班 〔開発建築指導課長〕	1 部長の命ずる応急対策に関する事 2 災害建築物の応急危険度判定に関する事 3 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関する事 4 被災者の災害建築物の相談に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		開発建築指導班 〔開発建築指導課長〕	1 部長の命ずる応急対策に関する事 2 災害建築物の応急危険度判定に関する事 3 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関する事 4 被災者の災害建築物の相談に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
	議会部 〔議会事務局長〕 〔議会事務局次長〕	総務議事班 〔総務議事課長〕	1 渉外に関する事 2 局長の命ずる応急対策に関する事 3 議会の緊急会議に関する事 4 議会への情報伝達に関する事（非開示情報を除く）	議会部 〔議会事務局長〕 〔議会事務局次長〕	総務議事班 〔総務議事課長〕	1 渉外に関する事 2 局長の命ずる応急対策に関する事 3 議会の緊急会議に関する事 4 議会への情報伝達に関する事（非開示情報を除く）	
	教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	教育総務班 〔総務課長〕	1 教育総務部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事 4 渉外に関する事 5 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 6 部内の総合調整に関する事	教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	教育総務班 〔総務課長〕	1 教育総務部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事 4 渉外に関する事 5 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 6 部内の総合調整に関する事	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	修正後			現行			修正理由
	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	適正化
	地区本部 〔行政センター 所長〕 〔行政センター 副所長又は主 任主査〕	行政センター班	1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に 関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管施設の災害対策及び被害調査並びに市民一 般家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 応急対策のための労務供給に関すること。 14 赤十字奉仕団、民生委員等、社会事業団体との 連絡及び協力要請に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難場所等、応急施設の開設及び管理 に関すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 19 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 20 災害の応急復旧に関すること。 21 災害対策用品及び資材の調達に関すること。 22 消防団との連絡、協議に関すること。 23 建設業者との連絡調整に関すること。 24 避難誘導、救出に関すること。 25 災害地の警備に関すること。 26 飲料水の供給に関すること。 27 行政センター間における対口支援に関すること。	地区本部 〔行政センター 所長〕 〔行政センター 副所長又は主 任主査〕	行政センター班	1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に 関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管施設の災害対策及び被害調査並びに市民一 般家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 応急対策のための労務供給に関すること。 14 赤十字奉仕団、民生委員等、社会事業団体との 連絡及び協力要請に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難場所等、応急施設の開設及び管理 に関すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 19 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 20 災害の応急復旧に関すること。 21 災害対策用品及び資材の調達に関すること。 22 消防団との連絡、協議に関すること。 23 建設業者との連絡調整に関すること。 24 避難誘導、救出に関すること。 25 災害地の警備に関すること。 26 飲料水の供給に関すること。 27 行政センター間における対口支援に関すること。	
	郡山消防署 〔郡山消防署長〕 〔郡山消防署副署長〕		1 緊急通信連絡に関すること。 2 災害通報に関すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急災害予防に関 すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 災害による要救助者の検索に関すること。 6 所管施設の災害対策に関すること。 7 消防団との連携に関すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基 づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45 条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は 他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプ ターの応援要請に関すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に関すること。 10 災害の応急復旧に関すること。 11 被災地の警備に関すること。	郡山消防署 〔郡山消防署長〕 〔郡山消防署副署長〕		1 緊急通信連絡に関すること。 2 災害通報に関すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急災害予防に関 すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 災害による要救助者の検索に関すること。 6 所管施設の災害対策に関すること。 7 消防団との連携に関すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基 づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45 条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は 他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプ ターの応援要請に関すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に関すること。 10 災害の応急復旧に関すること。 11 被災地の警備に関すること。	

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
2-2	<p>10 動員配備の要領</p> <p>(4) 配備の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 勤務時間外における配備伝達の方法</p> <p>勤務時間外(休日を含む)における重要な気象情報等は、宿日直員が受領後、防災危機管理課長に伝達し、市長、総務部長(総務部理事)、関係課長、関係機関等に報告・伝達する。その後の配備動員の連絡方法は、市長の指示命令により実施する。なお、各課長、行政センター所長は招集、連絡の方法についてはあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底させる。</p>	<p>10 動員配備の要領</p> <p>(4) 配備の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 勤務時間外における配備伝達の方法</p> <p>勤務時間外(休日を含む)における重要な気象情報等は、宿日直員が受領後、防災危機管理課長に伝達し、市長、総務部長_____、関係課長、関係機関等に報告・伝達する。その後の配備動員の連絡方法は、市長の指示命令により実施する。なお、各課長、行政センター所長は招集、連絡の方法についてはあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底させる。</p>	組織改編による
2-2	<p>③ 災害時における職員の留意事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 行政センターにおいては、必要に応じ行政センター間対口支援体制とし、<u>災害時</u>における円滑な応援体制を構築する。</p>	<p>③ 災害時における職員の留意事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 行政センターにおいては、必要に応じ行政センター間対口支援体制とし、<u>害時</u>における円滑な応援体制を構築する。</p>	適正化
2-3	<p>第3節 水防管理団体(郡山市) 【建設__部】</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 水防管理団体(郡山市) 【建設<u>交通部</u>】</p> <p>(略)</p>	組織改編による

章一節

修正後

現行

修正理由

2-4

2 平常時の事務機構

(3) 地区隊構成

地区隊名	分団数	班数
団本部		—
郡山中央	4	8
郡山東	4	9
郡山西	3	8
安積	3	8
三穂田	3	10
逢瀬	2	8
片平	2	5
喜久田	3	6
日和田	4	6
富久山	4	8
湖南	5	11
熱海	4	12
田村	5	16
中田	3	8
西田	3	8
計	52	131
団員数	定員	2,500

2 平常時の事務機構

(3) 地区隊構成

地区隊名	分団数	班数
団本部		1
郡山中央	4	8
郡山東	4	9
郡山西	3	8
安積	3	8
三穂田	3	10
逢瀬	2	8
片平	2	6
喜久田	3	6
日和田	4	6
富久山	4	8
湖南	5	11
熱海	4	12
田村	5	16
中田	3	10
西田	3	8
計	52	135
団員数	定員	2,500

最新の数値に更新

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

2-4

(4) 消防団員の階級別配置 (実団員数)

(4) 消防団員の階級別配置 (実団員数)

最新の数値に更新

R5.4.1現在

階級 職名 地区隊名	団長		副団長		分団長			副分団長	部長		班長		団員	計
	団長	副団長	本部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員		
団本部	1	2	4							0	0	3	10	
郡山中央				1	1	4	4	4	4	8	10	97	133	
郡山東				1	1	4	4	4	4	9	12	72	111	
郡山西				1	1	4	3	3	3	8	11	54	88	
安積				1	1	4	3	3	3	8	11	90	124	
三穂田				1	1	4	3	3	3	10	11	103	139	
逢瀬				1	1	4	2	2	2	8	8	71	99	
片平				1	1	4	2	2	2	5	5	66	88	
喜久田				1	1	4	3	3	3	6	7	57	85	
日和田				1	1	4	4	4	4	6	9	47	80	
富久山				1	1	4	4	4	4	8	8	50	84	
湖南				1	1	4	5	5	5	11	17	155	204	
熱海				1	1	4	4	4	4	12	16	183	229	
田村				1	1	4	5	5	5	16	24	215	276	
中田				1	1	4	3	3	3	8	9	119	151	
西田				1	1	4	3	3	3	8	12	117	152	
合計	1	2	4	15	15	60	52	52	52	131	170	1499	2053	

R2.4.1現在

階級 職名 地区隊名	団長		副団長		分団長			副分団長	部長		班長		団員	計	
	団長	副団長	本部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員			
団本部	1	2	4									1	1	9	18
郡山中央				1	1	4	4	4	4	5	8	10	109	145	
郡山東				1	1	4	4	4	4	9	12	98	137		
郡山西				1	1	4	3	3	3	8	11	68	102		
安積				1	1	4	3	3	3	8	11	100	134		
三穂田				1	1	4	3	3	3	10	11	107	143		
逢瀬				1	1	4	2	2	2	8	8	103	130		
片平				1	1	4	2	2	2	6	5	67	90		
喜久田				1	1	4	3	3	3	6	8	64	93		
日和田				1	1	4	4	4	4	6	10	62	96		
富久山				1	1	4	4	4	4	8	8	59	93		
湖南				1	1	4	5	5	5	11	18	185	235		
熱海				1	1	4	4	4	4	12	16	194	240		
田村				1	1	4	5	5	5	16	24	254	315		
中田				1	1	4	3	3	3	10	10	144	179		
西田				1	1	4	3	3	3	8	14	151	188		
合計	1	2	4	15	15	60	52	52	52	135	177	1774	2338		

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
2-5	<p>3 平常時の事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理課（防災係） <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (11) (略) (12) 災害対策用車両の維持管理に関すること。 (13) ~ (21) (略) (消防係) <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (3) (略) (4) 団本部、郡山中央、郡山東、郡山西地区隊及び女性班の運営に関すること。 (5) ~ (19) (略) 	<p>3 平常時の事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理課（防災係） <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (11) (略) (12) 災害対策用車両の維持__に関すること。 (13) ~ (21) (略) (消防係) <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (3) (略) (4) _____郡山中央、郡山東、郡山西地区隊及び女性班の運営に関すること。 (5) ~ (19) (略) 	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由
3-1	<p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市は、被害が市の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市その他防災機関との連絡を相互に迅速かつ確実にを行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換・連絡体制の明確化などに努める_____。</p> <p>(2) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する_____。</p> <p>(3) 市は、住家被害の調査、り災証明書交付担当部局及び応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ調整し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める_____。</p>	<p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市は、被害が市の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市その他防災機関との連絡を相互に迅速かつ確実にを行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換・連絡体制の明確化などに努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) 市は、住家被害の調査、り災証明書交付担当部局及び応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ調整し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-1	<p>2 通信手段の確保</p> <p>市は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め_____、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分考慮する_____。</p> <p>(1) 災害時における緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>(2) 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を図るとともに、ウェブサイト等へのアクセスが集中し、閲覧しにくい状況やサーバがダウンすることがないように、負担軽減に向けた対策を実施する。</p>	<p>2 通信手段の確保</p> <p>市は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める<u>ものとし</u>、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分考慮する<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 災害時における緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>(2) 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を図る<u>とともに</u>、ウェブサイト等へのアクセスが集中し、閲覧しにくい状況やサーバがダウンすることがないように、負担軽減に向けた対策を実施する。</p>	適正化
3-1	<p>4 職員の体制</p> <p>(1) 市は、それぞれの部局において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、災害対応の知見を有する防災担当職員の確保、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等に努める_____。</p>	<p>4 職員の体制</p> <p>(1) 市は、それぞれの部局において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、災害対応の知見を有する防災担当職員の確保、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-1	<p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携体制を確立する_____。</p> <p>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する_____。</p> <p>(2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める_____。</p>	<p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携体制を確立する<u>ものとする</u>。</p> <p>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-1	<p>7 避難所等</p> <p>(2) 避難所等は、これを災害対策基本法で定める異常な現象の種類（洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象）ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し設定する。なお、避難所等の標示に当たっては、外国人等を含む要配慮者にも分かりやすいよう、ピクトグラムの活用に努める_____。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定<u>一般</u>避難所（以下「<u>一般</u>避難所」という。） ア～イ (略)</p> <p>③ 指定福祉避難所（以下「福祉避難所」という。） 一般指定避難所内の_____避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者の健康状態を考慮し、専門的な知識を有する職員等のケアを受けることができる「福祉避難所」の整備を進めることとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	<p>7 避難所等</p> <p>(2) 避難所等は、これを災害対策基本法で定める異常な現象の種類（洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象）ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し設定する。なお、避難所等の標示に当たっては、外国人等を含む要配慮者にも分かりやすいよう、ピクトグラムの活用に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定_____避難所（以下「_____避難所」という。） ア～イ (略)</p> <p>ウ _____福祉避難所_____ _____指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な_____要配慮者の健康状態を考慮し、専門的な知識を有する職員等のケアを受けることができる「福祉避難所」の整備を進めることとする。_____</p>	適正化及び防災基本計画の修正による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-1	<p>④ その他 <u>一般避難所等のほか、多様な避難について広く検討し、その確保を図る。</u> また、車両避難については、プライバシー確保の観点等から、車中泊を選択する避難者も想定し、車中避難場所の確保に努めるとともに、車中避難の際のエコノミークラス症候群や熱中症等の対策への周知を図る。</p>	<p>③ その他 <u>避難所等のほか、多様な避難について広く検討し、その確保を図る。</u> また、車両避難については、プライバシー確保の観点等から、車中泊を選択する避難者も想定し、車中避難場所の確保に努めるとともに、車中避難の際のエコノミー_____症候群や熱中症等の対策への周知を図る。</p>	適正化
3-2	<p>第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設____部・消防本部・郡山消防署】</p>	<p>第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設交通部・_____郡山消防署】</p>	組織改編及び適正化による
3-2	<p>7 土砂災害防災訓練 市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る_____。</p>	<p>7 土砂災害防災訓練 市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る<u>ものとする。</u></p>	適正化
3-2	<p>8 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における防災訓練</u> <u>市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を定期的実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</u> <u>実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、市及び防災関係機関等と共同で訓練を行うことや、住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正
3-3	<p>第3節 防災知識普及計画 【総務部・政策開発部・文化スポーツ部・保健福祉部・学校教育部】 防災諸活動の効果をあげるためには、関係職員はもとより、広く一般市民に対しても常に防災知識の普及に努め、<u>各種防災訓練、出前講座、研修会等の行事を開催するとともに、防災ハンドブック、パンフレット等を作成し、一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図り、防災に関する教育の普及推進に努める。</u></p>	<p>第3節 防災知識普及計画 【総務部・政策開発部・文化スポーツ部・保健福祉部・学校教育部】 防災諸活動の効果をあげるためには、関係職員はもとより、広く一般市民に対しても常に防災知識の普及に努め、<u>その理解と協力を得なければならない。</u></p>	防災会議委員からの意見を反映

章一節	修正後	現行	修正理由
3-3	<p>1 職員に対する防災教育</p> <p>市職員は平常時より、災害対策業務は通常業務の延長にあるとの認識のもと、<u>過去の災害の教訓を踏まえ、防災に関する意識の向上に努める。</u></p> <p>また、市の防災体制や災害応急対策について、研修会、講習会、図上訓練等を適宜開催し、災害時における判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図る。</p> <p>(1) 災害の知識等</p> <p>① (略)</p> <p>② 平常時より各所属において講じるべき防災対策を確認する<u>。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の習得を図る。</u></p> <p>⑥ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識の習得を図る。</u></p> <p>⑦ <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割について確認する。</u></p> <p>⑧ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題について確認する。</u></p>	<p>1 職員に対する防災教育</p> <p>市職員は平常時より、災害対策業務は通常業務の延長にあるとの認識のもと、<u>_____</u> 防災に関する意識の向上に努める。</p> <p>また、市の防災体制や災害応急対策について、研修会、講習会、図上訓練等を適宜開催し、災害時における判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図る。</p> <p>(1) 災害の知識等</p> <p>① (略)</p> <p>② 平常時より各所属において講じるべき防災対策を確認<u>しておく。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>
3-3	<p>2 市民に対する防災知識の普及</p> <p><u>市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努め、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u></p> <p>また、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>防災教育に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u></p> <p><u>地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u></p>	<p>2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
3-3	<p>(15) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及・啓発に努める。</u></p> <p>(16) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づき、とられる措置の内容の周知を図る。</u></p> <p>(17) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識の普及に努める。</u></p> <p>(18) <u>正確な情報の入手方法の啓発を図る。</u></p> <p>(19) <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容を周知する。</u></p> <p>(20) <u>各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識の普及を図る。</u></p> <p>(21) <u>各地域における避難場所及び避難経路に関する知識の普及を図る。</u></p> <p>(22) <u>地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法の啓発を図る。</u></p> <p>(23) <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施を周知する。</u></p> <p>(24) <u>防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品を周知する。</u></p>	(新設)	<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>
3-4	<p>第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農林部・建設__部】</p>	<p>第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農林部・建設交通部】</p>	<p>組織改編による</p>
3-4	<p>4 除雪用資機材の整備</p> <p>「除雪事業計画」に基づき、特に積雪深40cmを超える場合の緊急除雪において、湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。</p>	<p>4 除雪用資機材の整備</p> <p>「除雪事業計画」に基づき、特に_____湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。</p>	<p>適正化</p>
3-4	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>(1) 公的備蓄</p> <p>市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについては、「<u>郡山市防災備蓄計画</u> _____」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を実施する。</p>	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>(1) 公的備蓄</p> <p>市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについては、「<u>郡山市非常用備蓄品に関する整備基準</u>」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を実施する。</p>	<p>能登半島地震を受け大規模地震に備えた計画を策定</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-4	<p>(3) 家庭・事業所内の備蓄 (略)</p> <p>① 市民に耐水家庭内備蓄の指導 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等)の確保に努める_____。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 愛護動物(ペット)を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導 3日分のペットフード、ペットシート等の備蓄に努める_____。</p>	<p>(3) 家庭・事業所内の備蓄 (略)</p> <p>① 市民に耐水家庭内備蓄の指導 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等)の確保に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 愛護動物_____を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導 3日分のペットフード、ペットシート等の備蓄に努める<u>ものとする</u>。</p>	<p>適正化及び防災会議委員からの意見を反映</p>
3-4	<p>(4) 避難所の良好な生活環境の確保に向けた備蓄 季節による寒暖や、プライバシー等に配慮した備蓄品を購入し、良好な生活環境を図るとともに、非常用電源や情報入手手段(ラジオ等)の確保に努める。 また、ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、感染症対策を踏まえた衛生資材(マスク、エタノール消毒剤、手袋等)、簡易ベッド、パーテーション、寝具などを備蓄し衛生管理に取り組む。</p>	<p>(4) 避難所の良好な生活環境の確保に向けた備蓄 季節による寒暖や、プライバシー等に配慮した備蓄品を購入し、良好な生活環境を図るとともに、非常用電源や情報入手__段(ラジオ等)の確保に努める。 また、ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、感染症対策を踏まえた衛生資材(マスク、エタノール消毒剤、手袋等)、簡易ベッド、パーテーション、寝具などを備蓄し衛生管理に取り組む。</p>	<p>適正化</p>
3-5	<p>4 ボランティア団体 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する_____。 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める_____。</p>	<p>4 ボランティア団体 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する<u>ものとする</u>。 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める<u>ものとする</u>。</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-5	<p>5 中小企業等</p> <p>あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ的確に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>併せて中小企業等の事業継続計画（BCP）などを通して、自助・共助体制を促進する_____。</p>	<p>5 中小企業等</p> <p>あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ的確に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>併せて中小企業等の事業継続計画（BCP）などを通して、自助・共助体制を促進する<u>ものとする。</u></p>	適正化
3-6	<p>第6節 各種災害予防計画</p> <p>【総務部・文化スポーツ部・建設____部・農林部・都市構想部・教育総務部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】</p>	<p>第6節 各種災害予防計画</p> <p>【総務部・文化スポーツ部・建設<u>交通</u>部・農林部・_____教育総務部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】</p>	組織改編による
3-6	<p>第1 水 害</p> <p>(略)</p> <p>1 治 山</p> <p>荒廃山地の復旧、水源林、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、あわせて災害防止に努める。</p> <p>災害につながる恐れのある林地の無秩序な開発、土砂採取及び盛土等を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、盛土_____規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。</p>	<p>第1 水 害</p> <p>(略)</p> <p>1 治 山</p> <p>荒廃山地の復旧、水源林、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、あわせて災害防止に努める。</p> <p>災害につながる恐れのある林地の無秩序な開発、土砂採取_____を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、<u>宅地造成等</u>規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。</p>	県地域防災計画の修正による
3-6	<p>2 河 川</p> <p>(略)</p> <p>(4) 洪水被害について災害を未然に防止するための<u>ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として組織する「流域治水協議会」</u>等を活用し、国、県等の関係機関と密接な連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。</p>	<p>2 河 川</p> <p>(略)</p> <p>(4) 洪水被害について災害を未然に防止するため_____、_____、国、県等の関係機関と密接な連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。</p>	県地域防災計画の修正による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-6	<p>4 洪水浸水想定区域図の公表と周知</p> <p>(1) 平成27年の水防法改正を踏まえ、国はこれまでの洪水浸水想定を見直し、平成28年6月に阿武隈川の洪水浸水想定区域図等(想定最大規模)を公表した。想定最大規模の降雨(1,000年に一度程度の発生確率)により、想定される洪水浸水の範囲と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される範囲を示した家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間も表示している。</p> <p>また、県は平成30年7月に逢瀬川、令和3年10月5日付けで笹原川及び藤田川、同年11月26日付けで谷田川及び五百川、令和4年9月2日付けで桜川、令和5年7月28日付けで天神川、同年8月18日付けで八島川のこれらの情報により、洪水浸水想定区域図等(想定最大規模)を公表した。</p> <p>なお、令和2年3月27日付けで阿武隈川の洪水浸水想定区域が変更となった。これらの情報は、当該区域に居住する市民をはじめとする関係者へ周知し、市民等の主体的な避難の取組を促進する。</p>	<p>4 洪水浸水想定区域図の公表と周知</p> <p>(1) 平成27年の水防法改正を踏まえ、国はこれまでの洪水浸水想定を見直し、平成28年6月に阿武隈川の洪水浸水想定区域図等(想定最大規模)を公表した。想定最大規模の降雨(1,000年に一度程度の発生確率)により、想定される洪水浸水の範囲と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される範囲を示した家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間も表示している。</p> <p>また、県は平成30年7月に逢瀬川_____のこれらの情報により、洪水浸水想定区域図等(想定最大規模)を公表した。</p> <p>なお、令和2年3月27日付けで阿武隈川の洪水浸水想定区域が変更となった。これらの情報は、当該区域に居住する市民をはじめとする関係者へ周知し、市民等の主体的な避難の取組を促進する。</p>	<p>県管理河川の追記</p>
3-6	<p>(2) 阿武隈川(阿久津観測所)及び逢瀬川(富田観測所)等の水位を時間経過とともに注視し、避難指示等の適切な判断を行うとともに、河川の水位情報を迅速に市民等へ通知する。</p> <p>なお、河川の水位は急激に上昇する可能性があるため、早めの段階で市民等へ情報を提供し、避難所の開設及び受入れの準備を進め_____る。</p>	<p>(2) 阿武隈川(阿久津観測所)及び逢瀬川(富田観測所)等の水位を時間経過とともに注視し、避難勧告等の適切な判断を行うとともに、河川の水位情報を迅速に市民等へ通知する。</p> <p>なお、河川の水位は急激に上昇する可能性があるため、早めの段階で市民等へ情報を提供し、避難所の開設及び受入れの準備を進めておくものとする。</p>	<p>適正化</p>
3-6	<p>第3 火災</p> <p>3 初期消火体制の整備</p> <p>(1) 消火器等の普及</p> <p>市、消防本部及び郡山消防署は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消防法に基づき住宅火災の早期避難に有効な「住宅用火災警報器」の早期設置及び電池切れ前の更新について指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の_____積極的な配置について周知啓発を図る。</p>	<p>第3 火災</p> <p>3 初期消火体制の整備</p> <p>(1) 消火器等の普及</p> <p>市、消防本部及び郡山消防署は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消防法に基づき住宅火災の早期避難に有効な「住宅用火災警報器」の早期設置及び電池切れ前の更新について指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を指導する_____。</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-6	<p>5 文化財災害予防対策 (略)</p> <p>(5) 訓練の実施 市、郡山消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練を随時実施する_____。</p>	<p>5 文化財災害予防対策 (略)</p> <p>(5) 訓練の実施 市、郡山消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練を随時実施する<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-6	<p>第7 道路災害 (略)</p> <p>1 道路交通情報の充実 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める_____。</p>	<p>第7 道路災害 (略)</p> <p>1 道路交通情報の充実 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-6	<p>6 救助・救急及び医療（助産）救護 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携協力を努める_____。</p>	<p>6 救助・救急及び医療（助産）救護 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携協力を努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-6	<p>7 危険物等の流出時における防除活動 道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進と技術の習得等に努める_____。</p>	<p>7 危険物等の流出時における防除活動 道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進と技術の習得等に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-6	<p>第8 農業災害 (略)</p> <p>3 避難誘導體制の整備 防災上危険と判断される箇所については、避難<u>指示</u>等の情報発信体制や緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊に伴う浸水危険箇所及び避難所等を記載した「郡山市ため池ハザードマップ」を作成、公表し、市民が適切に避難できるよう周知・啓発に努める。</p>	<p>第8 農業災害 (略)</p> <p>3 避難誘導體制の整備 防災上危険と判断される箇所については、避難<u>勧告</u>等の情報発信体制や緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊に伴う浸水危険箇所及び避難所等を記載した「郡山市ため池ハザードマップ」を作成、公表し、市民が適切に避難できるよう周知・啓発に努める。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-7	第7節 特殊災害予防計画 【総務部・ <u>環境部</u> ・消防本部・ <u>郡山消防署</u> 】	第7節 特殊災害予防計画 【総務部・ <u>生活環境部</u> ・消防本部・ <u>郡山消防署</u> 】	組織改編及び適正化による
3-7	<p>1 危険物等災害予防 (略)</p> <p>(1) 危険物等の災害予防</p> <p>① (略)</p> <p>② 危険物輸送対策</p> <p>ア 消防本部、郡山消防署及び災害協力団体並びに防災関係団体は、危険物を収容した容器や積載方法等の基準厳守の指導を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ 油流出事故対策</p> <p>ア 市、消防本部及び郡山消防署は、あらかじめ、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携協力を努める_____。</p> <p>イ 市、消防本部及び郡山消防署は、油流出事故時における防除活動において、関係機関等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、その整備に努める_____。</p>	<p>1 危険物等災害予防 (略)</p> <p>(1) 危険物等の災害予防</p> <p>① (略)</p> <p>② 危険物輸送対策</p> <p>ア 消防本部、郡山消防署及び災害協力団体及び<u>防災関係団体</u>は、危険物を収容した容器や積載方法等の基準厳守の指導を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ 油流出事故対策</p> <p>ア 市、消防本部及び郡山消防署は、あらかじめ、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携協力を努める<u>ものとする</u>。</p> <p>イ 市、消防本部及び郡山消防署は、油流出事故時における防除活動において、関係機関等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、その整備に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-7	<p>3 放射性物質の輸送時事故対策</p> <p>(1) 事故の対応</p> <p>市、消防本部及び郡山消防署は、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（生活環境部<u>中間貯蔵・除染対策課</u>）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。</p>	<p>3 放射性物質の輸送時事故対策</p> <p>(1) 事故の対応</p> <p>市、消防本部及び郡山消防署は、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（生活環境部<u>中間貯蔵施設等対策室</u>）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-7	<p>(2) 高圧ガス災害予防</p> <p>郡山消防署、災害協力団体及び防災関係機関・団体は、県関係機関及び指定協力機関又は指定地方協力機関の協力を得て、高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、その他の取扱い並びにボイラー圧力容器の製造、取扱いを指導するとともに安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。</p>	<p>(2) 高圧ガス災害予防</p> <p>郡山消防署、災害協力団体及び防災関係機関・団体は、県関係機関及び指定協力機関又は指定地方協力機関の協力を得、高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、その他の取扱い並びにボイラー圧力容器の製造、取扱いを指導するとともに安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。</p>	適正化
3-8	<p>第8節 土砂災害予防計画 【総務部・建設__部・農林部・都市構想部】</p>	<p>第8節 土砂災害予防計画 【総務部・建設交通部・農林部_____】</p>	組織改編による
3-8	<p>1 土石流対策</p> <p>県が公表する土石流危険渓流について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工や遊砂地等の整備により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかける_____。</p>	<p>1 土石流対策</p> <p>県が公表する土石流危険渓流について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工や遊砂地等の整備により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかけるものとする。</p>	適正化
3-8	<p>2 急傾斜地崩壊危険区域対策</p> <p>急傾斜地災害を防止するために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた上で、当該地区への行為の制限、改善等の防災指導を行うよう県に働きかける_____。なお、指定された急傾斜地で当事者において改善措置を行うことが困難、不適當なものについては、県が中心となり急傾斜地崩壊防止工事を施工する。</p>	<p>2 急傾斜地崩壊危険区域対策</p> <p>急傾斜地災害を防止するために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた上で、当該地区への行為の制限、改善等の防災指導を行うよう県に働きかけるものとする。なお、指定された急傾斜地で当事者において改善措置を行うことが困難、不適當なものについては、県が中心となり急傾斜地崩壊防止工事を施工する。</p>	適正化
3-8	<p>3 山地災害対策</p> <p>山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地域」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかける_____。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策の推進に努める。</p>	<p>3 山地災害対策</p> <p>山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地域」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策の推進に努める。</p>	適正化
3-8	<p>4 盛土による災害防止対策</p> <p>市は今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、県と適切な役割分担の下、緊密に連携し速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p>	<p>(新設)</p>	県地域防災計画の修正による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-8	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>令和5年4月1日付けの指定状況</p> <p>○土砂災害警戒区域 456 箇所</p> <p>土石流 230 箇所</p> <p>急傾斜地の崩壊 223 箇所</p> <p>地すべり 3 箇所</p> <p>○土砂災害特別警戒区域 409 箇所</p> <p>土石流 187 箇所</p> <p>急傾斜地の崩壊 222 箇所</p>	<p>4 警戒避難体制</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>令和2年5月1日付けの指定状況</p> <p>○土砂災害警戒区域 _____</p> <p>土石流 207 箇所</p> <p>急傾斜地の崩壊 218 箇所</p> <p>_____</p> <p>○土砂災害特別警戒区域 _____</p> <p>土石流 166 箇所</p> <p>急傾斜地の崩壊 217 箇所</p>	<p>最新の数値に更新</p>
3-8	<p>(3) 警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、避難指示等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>① 情報伝達方法</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ SNS (フェイスブック、X(旧ツイッター))</p> <p>ク 電話ガイダンス</p> <p>ケ 防災メールマガジン</p> <p>コ 避難情報電話配信サービス</p> <p>② 避難場所</p> <p>避難場所の指定については、地域住民と協議し施設構造や警戒区域を考慮した上で、市があらかじめ指定する _____。</p> <p>また、地域住民と連携し必要に応じて見直しを行う _____。</p>	<p>(3) 警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、避難指示等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>① 情報伝達方法</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>② 避難場所</p> <p>避難場所の指定については、地域住民と協議し施設構造や警戒区域を考慮した上で、市があらかじめ指定する<u>ものとする</u>。</p> <p>また、地域住民と連携し必要に応じて見直しを行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>適正化及び情報伝達方法の追記</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-9	<p>第9節 火山災害予防計画</p> <p>【総務部・農林部・産業観光部・建設__部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】</p>	<p>第9節 火山災害予防計画</p> <p>【総務部・農林部・産業観光部・建設交通部・上下水道局・消防本部・郡山消防署】</p>	組織改編及び適正化
3-9	<p>4 噴火警報等の種類及び伝達</p> <p>県から総合情報通信ネットワーク等により通報される噴火警報等について、必要に応じ関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。</p>	<p>4 火山情報_の種類及び伝達</p> <p>県から総合情報通信ネットワーク等により通報される火山情報_について、必要に応じ関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。</p>	適正化

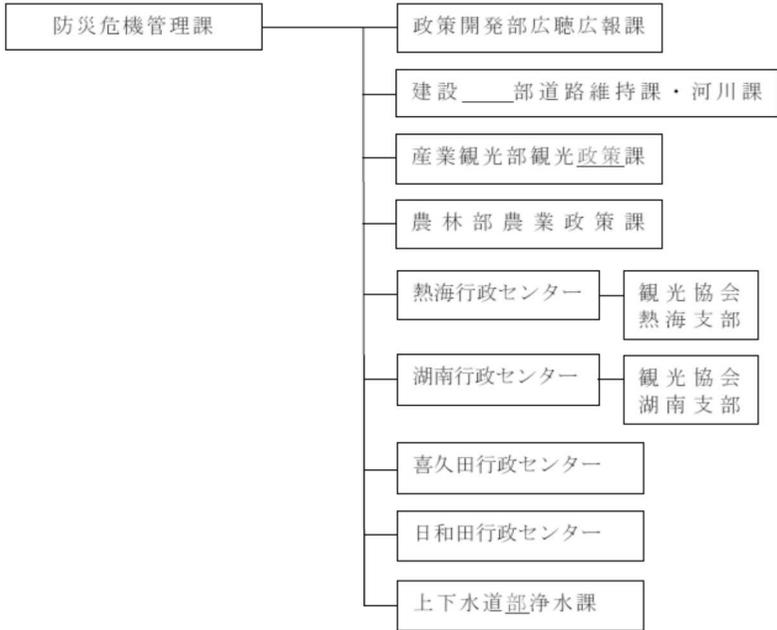
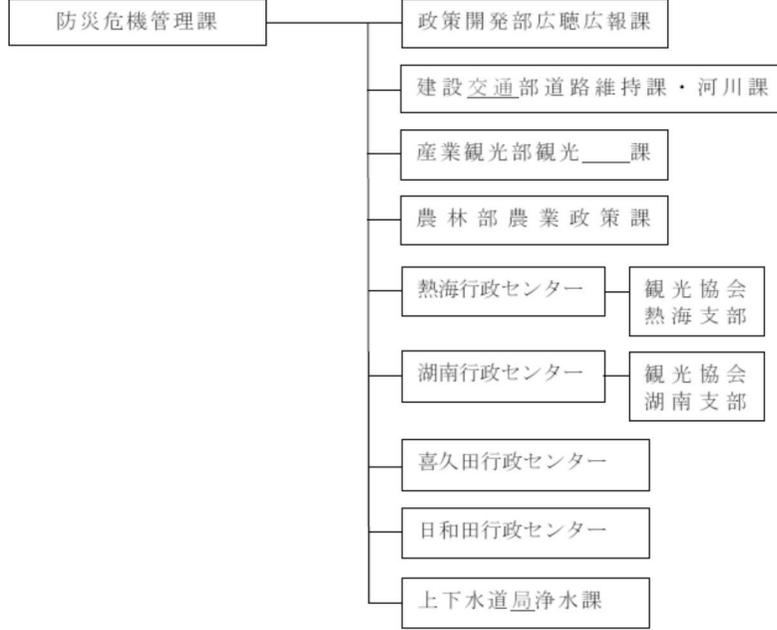
章一節 修正後

現行

修正理由

3-9		(2) 安達太良山の噴火警戒レベル表				(2) 噴火予警報の基準と噴火警戒レベル				適正化	
種別	名称	対象範囲 (ハザードレベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲 (ハザードレベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域及びそれより火口側)	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・火口からおおむね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし	特別警報	噴火警報 (居住地域及びそれより火口側)	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・火口からおおむね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要	・火口からおおむね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、あるいはその可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし			4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要	・火口からおおむね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、あるいはその可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要	・火口からおおむね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火	警報	噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要	・火口からおおむね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
		2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制範囲を判断。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要	火口からおおむね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火			2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要	火口からおおむね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報 (火口内等)	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる	予報	噴火予報 (火口内等)	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

章一節	修正後	現行	修正理由
<p>3-9</p>	<p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>① 噴火警報等の伝達は次の系統図による。</p> <p>※NTT東日本が被災するなど伝達を受けられないときは、NTT西日本が代わりに受信し、伝達する</p> <p>※__二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路</p>	<p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>① 噴火警報等の伝達は次の系統図による。</p> <p>注) __二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路</p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
3-9	<p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>② 庁内の情報の伝達は次の系統図による。</p> 	<p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>② 庁内の情報の伝達は次の系統図による。</p> 	組織改編による
3-9	<p>5 災害予防対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火山防災の啓発 安達太良山火山防災マップ(2016年改訂版)等を活用し、安達太良山が活火山であることや火山活動の状況等の情報について、チラシ・ポスター等の啓発素材や各種広報媒体を活用し、住民や登山者等への啓発に努める。また、観光事業者(観光施設、宿泊施設等)、観光協会、交通事業者等の協力を得て、観光施設や宿泊施設等において、火山防災に係る情報発信の推進を図る。</p> <p>特に、災害対策基本法第54条に基づき以上現象を発見した場合の通報義務についても啓発を図る。</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	<p>5 災害予防対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火山防災の啓発 安達太良山火山防災マップ(2016年改訂版)等を活用し、安達太良山が活火山であることや火山活動の状況等の情報について、チラシ・ポスター等の啓発素材や各種広報媒体を活用し、住民や登山者等への啓発に努める。また、観光事業者(観光施設、宿泊施設等)、観光協会、交通事業者等の協力を得て、観光施設や宿泊施設等において、火山防災に係る情報発信の推進を図る。</p> <p>特に、災害対策基本法第54条に基づき以上現象を発見した場合の通報義務についても啓発を図る。</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(5) <u>避難場所及び避難経路</u> <u>安達太良山が噴火した場合、直接的な影響を受ける熱海地区、喜久田地区及び日和田地区の避難場所(避難所)及び避難経路は、郡山市地域防災計画(資料編)第1 自然災害の3 火山及び安達太良山の火山活動が活性化した場合の避難計画(令和元年(2019年)9月 安達太良山火山防災協議会策定)に記載しているとおりである。</u></p> <p>(6) 訓練 福島県及び市で計画する火山災害の軽減を図るため、実動訓練、図上訓練、通信訓練に積極的に参加し、火山防災の情報伝達能力や判断力の向上及び住民や登山者の適切な避難誘導の方法を確認する。</p> <p>(7) 危険物施設及び毒劇物等を貯蔵する工場への注意喚起 危険物又は毒劇物を貯蔵している事業所に対し、浸水による流出を防ぐ対策について指導強化する。</p> <p>(8) <u>その他</u> <u>磐梯山が大規模噴火した場合、猪苗代町の町民の一部を避難者として受け入れる広域避難における協定を平成29年12月21日に締結している。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(5) 訓練 福島県及び市で計画する火山災害の軽減を図るため、実動訓練、図上訓練、通信訓練に積極的に参加し、火山防災の情報伝達能力や判断力の向上及び住民や登山者の適切な避難誘導の方法を確認する。</p> <p>(6) 危険物施設及び毒劇物等を貯蔵する工場への注意喚起 危険物又は毒劇物を貯蔵している事業所に対し、浸水による流出を防ぐ対策について指導強化する。</p> <p>(新設)</p>	<p>明確化</p> <p>協定内容の追加</p>
3-10	<p>第10節 原子力災害予防計画 【総務部・<u>環境部</u>・保健福祉部】</p>	<p>第10節 原子力災害予防計画 【総務部・<u>生活環境部</u>・保健福祉部】</p>	<p>組織改編による</p>
3-11	<p>1 避難行動要支援者名簿の作成 市において、災害発生時に備え、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者として、次の要件のいずれかを満たした市民等を掲載した避難行動要支援者名簿(以下、この項目において「名簿」という。)を作成し、名簿は定期的に見直す_____。</p> <p>また、作成した名簿は市が保管管理するとともに、名簿情報の外部提供に同意があった者については、地域支援等関係者に提供し、災害発生時の安否確認や避難支援に役立てる_____。</p> <p><u>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>1 避難行動要支援者名簿の作成 市において、災害発生時に備え、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者として、次の要件のいずれかを満たした市民等を掲載した避難行動要支援者名簿(以下、この項目において「名簿」という。)を作成し、名簿は定期的に見直す<u>ものとする。</u></p> <p>また、作成した名簿は市が保管管理するとともに、名簿情報の外部提供に同意があった者については、地域支援等関係者に提供し、災害発生時の安否確認や避難支援に役立てる<u>こととする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>適正化及び防災基本 計画の修正による</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-11	<p>(2) 名簿に掲載する事項</p> <p>名簿には、要支援者の氏名、住所、緊急時の連絡先のほか、町内会、自主防災組織、民生委員その他要支援者が生活する地域において支援を行う者等を記載する_____。</p>	<p>(2) 名簿に掲載する事項</p> <p>名簿には、要支援者の氏名、住所、緊急時の連絡先のほか、町内会、自主防災組織、民生委員その他要支援者が生活する地域において支援を行う者等を記載することとする。</p>	適正化
3-11	<p>(3) 名簿情報の提供</p> <p>災害発生時等急を要する場合において、市は、名簿情報の外部提供に関する同意の有無に関わらず、民生委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、_____消防署及び警察署等の「避難支援等関係者」に必要な範囲で名簿情報を提供し、安否確認等に役立てることとする。平常時においては、事前に外部提供に同意した者について提供を行う。提供に当たっては、名簿情報の取扱について十分に注意喚起を行う_____。</p>	<p>(3) 名簿情報の提供</p> <p>災害発生時等急を要する場合において、市は、名簿情報の外部提供に関する同意の有無に関わらず、_____町内会、自主防災組織、民生委員、消防機関及び警察署等の「避難支援等関係者」に必要な範囲で名簿情報を提供し、安否確認等に役立てることとする。平常時においては、事前に外部提供に同意した者について提供を行う。提供に当たっては、名簿情報の取扱について十分に注意喚起を行うこととする。</p>	適正化
3-11	<p>(4) 名簿の活用</p> <p>災害発生時等においては、名簿や地域の防災マップ等を活用し、避難指示等が発令される前の避難開始や、災害発生後の安否確認に役立てる_____。</p> <p>避難支援等関係者のうち、町内会、自主防災組織等地域の団体においては、名簿に基づき平常時から要支援者への声掛け等を積極的に行うほか、名簿を活用し避難所や避難経路の確認、地域の防災マップ作成等を実施するよう努める_____。</p>	<p>(4) 名簿の活用</p> <p>災害発生時等においては、名簿や地域の防災マップ等を活用し、避難勧告等が発令される前の避難開始や、災害発生後の安否確認に役立てることとする。</p> <p>避難支援等関係者のうち、町内会、自主防災組織等地域の団体においては、名簿に基づき平常時から要支援者への声掛け等を積極的に行うほか、名簿を活用し避難所や避難経路の確認、地域の防災マップ作成等を実施するよう努めることとする。</p>	適正化
3-11	<p>(5) 地域支援者等の安全確保</p> <p>災害発生時において、近隣協力者や避難支援等関係者が要支援者の安否確認や避難誘導等を行う場合は、自らの安全確保を第一に行う_____。</p>	<p>(5) 地域支援者等の安全確保</p> <p>災害発生時において、近隣協力者や避難支援等関係者が要支援者の安否確認や避難誘導等を行う場合は、自らの安全確保を第一に行うこととする。</p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由
3-11	<p>2 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1) 施設等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者は、その多くが要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時において移動等の問題などから「要配慮者」となる。</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの安全性を高めるために必要な整備に努める_____。</p> <p>(2) 組織体制及び緊急連絡体制の整備</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ確かな対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく_____。</p> <p>また、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため緊急連絡体制を整備しておく_____。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災教育・訓練の充実</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する_____。</p> <p>また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練・避難訓練を定期的に実施する_____。</p>	<p>2 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1) 施設等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者は、その多くが要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時において移動等の問題などから「要配慮者」となる。</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの安全性を高めるために必要な整備に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 組織体制及び緊急連絡体制の整備</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ確かな対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく<u>ものとする</u>。</p> <p>また、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため緊急連絡体制を整備しておく<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災教育・訓練の充実</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する<u>ものとする</u>。</p> <p>また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練・避難訓練を定期的に実施する<u>ものとする</u>。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-11	<p>3 在宅者に対する対策</p> <p>_____</p> <p>要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う_____。</p>	<p>3 在宅者に対する対策</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発</p> <p>要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難<u>動</u>告等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>個別避難計画の後段4に新設するため修正</p>
3-11	<p>(削除)</p>	<p>(2) 支援体制の整備</p> <p><u>災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難支援するため、民生委員、町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対してできるだけ複数の地域支援者等を定める等、個別計画の策定に努める。</u></p>	<p>個別避難計画の後段4に新設するため削除</p>
3-11	<p>4 個別避難計画の策定</p> <p>(1) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、地域におけるハザードの状況、要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した要支援者について、すみやかに作成することを目標とする。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、消防署及び警察署等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(2) 個別避難計画の活用</p> <p><u>個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>県地域防災計画の修正による</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(3) 地区防災計画との整合</p> <p>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。</p>		
3-11	<p>5 外国人住民等に対する対策</p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人住民等も要配慮者として位置付け、外国語による防災情報の周知など、災害発生時に迅速かつ確かな行動ができるよう多言語化等の環境整備に努める_____。</p>	<p>4 外国人住民等に対する対策</p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人住民等も要配慮者として位置付け、外国語による防災情報の周知など、災害発生時に迅速かつ確かな行動ができるよう多言語化等の環境整備に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-11	<p>6 避難所における要配慮者支援</p> <p>(1) 避難所における物理的障壁の除去</p> <p>(略)</p> <p>しかし、やむを得ずそれ以外の公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備及びスロープ等の段差解消のための設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努める_____。</p> <p>(2) 福祉避難所の指定</p> <p>避難所での生活において要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努める_____。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する_____。</p>	<p>5 避難所における要配慮者支援</p> <p>(1) 避難所における物理的障壁の除去</p> <p>(略)</p> <p>しかし、やむを得ずそれ以外の公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備及びスロープ等の段差解消のための設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 福祉避難所の指定</p> <p>避難所での生活において要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努める<u>ものとする</u>。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する<u>ものとする</u>。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-12	<p>第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画</p> <p style="text-align: center;">【総務部・保健福祉部・こども部・建設__部・学校教育部】</p>	<p>第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画</p> <p style="text-align: center;">【総務部・保健福祉部・こども部・建設<u>交通</u>部・学校教育部】</p>	組織改編による
3-12	<p>2 対象となる施設 (略)</p> <p>また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。</p> <p>なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直す_____。</p>	<p>2 対象となる施設 (略)</p> <p>また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。</p> <p>なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直す<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-12	<p>4 市の事務</p> <p>(1) 避難確保計画の作成促進</p> <p>市長は、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに地域防災計画に位置づける際などに水害又は土砂災害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことに努めるものとする。</p> <p>また、市の関係部局が連携して、避難確保計画の作成支援を行うとともに、その作成状況の確認に努める_____。</p>	<p>4 市の事務</p> <p>(1) 避難確保計画の作成促進</p> <p>市長は、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに地域防災計画に位置づける際などに水害又は土砂災害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことに努めるものとする。</p> <p>また、市の関係部局が連携して、避難確保計画の作成支援を行うとともに、その作成状況の確認に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
3-12	<p>5 避難確保計画の構成</p> <p>(1) 防災体制、情報の収集・伝達</p> <p>洪水予報又は土砂災害等に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制、<u>警戒レベル3 高齢者等避難</u>の発令_____で要配慮者の避難誘導を行う体制等</p>	<p>5 避難確保計画の構成</p> <p>(1) 防災体制、情報の収集・伝達</p> <p>洪水予報又は土砂災害等に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階</u>で要配慮者の避難誘導を行う体制等</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
3-13	<p>3 郡山市タイムライン</p> <p>水防災意識社会再構築ビジョンを推進する国土交通省（福島河川国道事務所）の指導のもと、近年激甚化する水害に備え、台風や前線の接近に伴う阿武隈川版の「郡山市タイムライン」を平成28年2月に策定した。</p> <p>その後、より詳細な行動計画となるよう見直しと修正を加え、市関係部局及び関係機関団体の役割等を明確化した「郡山市タイムライン（詳細版）」を平成30年6月に施行した。</p> <p>また、令和3年5月20日に改正された災害対策基本法が施行され、市町村が発令する避難情報に変更された。これまでの「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、今後は「避難指示」のみとなったことから、「郡山市タイムライン（詳細版）」を令和3年9月に改訂した。これに加え、県管理河川のうち、逢瀬川、谷田川、笹原川及び藤田川のタイムラインを令和5年3月に策定した。</p> <p>今後も、台風や前線が接近した際、このタイムラインに基づいた行動について、その効果を検証するなど、必要に応じて随時見直しや検討を行うものとする。</p>	<p>3 郡山市タイムライン</p> <p>水防災意識社会再構築ビジョンを推進する国土交通省（福島河川国道事務所）の指導のもと、近年激甚化する水害に備え、台風や前線の接近に伴う阿武隈川版の「郡山市タイムライン」を平成28年2月に策定した。</p> <p>その後、より詳細な行動計画となるよう見直しと修正を加え、市関係部局及び関係機関団体の役割等を明確化した「郡山市タイムライン（詳細版）」を平成30年6月に施行した。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>今後も、台風や前線が接近した際、このタイムラインに基づいた行動について、その効果を検証するなど、必要に応じて随時見直しや検討を行うものとする。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-1	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>市及び防災関係機関は、地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の防ぎよ、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、法令や防災計画並びに当該関係機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す_____。</p> <p>この場合において、市及びそれぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動を連携して行う_____。</p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>市及び防災関係機関は、地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の防ぎよ、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、法令や防災計画並びに当該関係機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す<u>ものとする</u>。</p> <p>この場合において、市及びそれぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動を連携して行う<u>ものとする</u>。</p>	適正化
4-1	<p>第1節 動員計画 【各部】</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。</p> <p>なお、消防本部及び郡山消防署にあっては、郡山地方広域消防組合警防規程による_____。</p>	<p>第1節 動員計画 【各部】</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。</p> <p>なお、消防本部及び郡山消防署にあっては、郡山地方広域消防組合警防規程による<u>ものとする</u>。</p>	適正化

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	修正後			現行			修正理由
種別	配 備 時 期	配 備 内 容	種別	配 備 時 期	配 備 内 容	組織改編による	
注意体制	<p>1 各注意報の1以上が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。</p> <p>(1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 洪水注意報 (5) 大雪注意報</p> <p>2 その他、特に総務部長（総務部理事）が必要と認めるとき。</p>	<p>事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。</p>	注意体制	<p>1 各注意報の1以上が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。</p> <p>(1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 洪水注意報 (5) 大雪注意報</p> <p>2 その他、特に総務部長（総務部理事）が必要と認めるとき。</p>	<p>事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。</p>		
警戒体制	<p>1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備を指令したとき。</p> <p>(1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 噴火警報</p> <p>2 その他、特に総務部長（総務部理事）が必要と認めるとき。</p>	<p>注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。</p> <p>情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。</p>	警戒体制	<p>1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備を指令したとき。</p> <p>(1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 噴火警報</p> <p>2 その他、特に総務部長（総務部理事）が必要と認めるとき。</p>	<p>注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。</p> <p>情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。</p>		
タスクフォース	<p>1 各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長（総務部理事）、建設部部長と協議の上、必要に応じ招集する。</p> <p>(1) 局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要があると認められるとき。</p>	<p>近年の局地的に短期間で非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急措置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。（防災危機管理班、保健所班、農地班、道路維持班、河川班、上下水道総務班、下水道保全班）</p>	タスクフォース	<p>1 各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長（総務部理事）、建設部部長と協議のうえ必要に応じ招集する。</p> <p>(1) 局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要があると認められるとき。</p>	<p>近年の局地的に短期間で非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急措置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。（防災危機管理班、保健所班、農地班、道路維持班、河川班、下水道保全班）</p>		

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																		
4-1	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">第一 次 非常 体制 配備</td> <td style="width:60%;"> 1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。 </td> <td style="width:30%;"> 郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 </td> </tr> <tr> <td style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">第二 次 非常 体制 配備</td> <td style="width:60%;"> 1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。 </td> <td style="width:30%;"> 災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える_____。</td> </tr> </table>	第一 次 非常 体制 配備	1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。	郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。	第二 次 非常 体制 配備	1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。	備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える_____。			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">第一 次 非常 体制 配備</td> <td style="width:60%;"> 1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。 </td> <td style="width:30%;"> 郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 </td> </tr> <tr> <td style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">第二 次 非常 体制 配備</td> <td style="width:60%;"> 1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。 </td> <td style="width:30%;"> 災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。</td> </tr> </table>	第一 次 非常 体制 配備	1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。	郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。	第二 次 非常 体制 配備	1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。	備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。			適正化
第一 次 非常 体制 配備	1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。	郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。																			
第二 次 非常 体制 配備	1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。																			
備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える_____。																					
第一 次 非常 体制 配備	1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。	郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。																			
第二 次 非常 体制 配備	1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。																			
備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。																					
4-1	<p>2 活動要領</p> <p>(1) 注意体制（本部設置前）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 注意体制につく職員の数、注意体制配置編成計画表により配置し、指揮は総務部長（総務部理事）が執る。ただし、タスクフォース体制においては、防災危機管理班長が指揮を執る_____。</p>	<p>2 活動要領</p> <p>(1) 注意体制（本部設置前）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 注意体制につく職員の数、注意体制配置編成計画表により配置し、指揮は総務部長_____が執る。ただし、タスクフォース体制においては、防災危機管理班長が指揮を執るものとする。</p>	組織改編による及び 適正化																		
4-1	<p>(2) 警戒体制（本部設置前）</p> <p>市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な災害発生のおそれがあるとき、又は切迫したとき、関係部・班は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、災害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。</p> <p>総務部長（総務部理事）は情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。</p> <p>指揮は、総務部長（総務部理事）が執る。</p>	<p>(2) 警戒体制（本部設置前）</p> <p>市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な災害発生のおそれがあるとき、又は切迫したとき、関係部・班は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、災害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。</p> <p>総務部長_____は情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。</p> <p>指揮は、総務部長_____が執る。</p>	組織改編による																		

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																																																																																										
4-1	<p>(3) 非常体制 (本部設置後)</p> <p>① 第1次非常配備 (略)</p> <p>ア 第1次非常配備は、本部設置とともに活動を開始する_____。 本部設置場所は、本部長が指定する第2章第2節3「本部設置場所」に記載のある場所に開設する。</p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>(3) 非常体制 (本部設置後)</p> <p>① 第1次非常配備 (略)</p> <p>ア 第1次非常配備は、本部設置とともに活動を開始する<u>ものである</u>。 本部設置場所は、本部長が指定する第2章第2節3「本部設置場所」に記載のある場所に開設する。</p> <p>イ～オ (略)</p>	適正化																																																																																										
4-1	<p>[1-1] 注意体制配備編成計画表</p> <table border="1" data-bbox="248 507 1032 1457"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>配 備 (人数)</th> <th>所 管 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>防災危機管理班 4</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 設 部</td> <td>河川班 4</td> <td>2 各部との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>道路維持班 4</td> <td>3 事務局、本部設置の準備に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>下水道保全班 4</td> <td>4 被害状況に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環 境 部</td> <td>環境政策班 2</td> <td>1 情報の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>保健福祉総務班 2</td> <td>2 被害状況に関すること。</td> </tr> <tr> <td>農 林 部</td> <td>農業政策班 2</td> <td>3 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>税 務 部</td> <td>市民税班 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 部</td> <td>市民・NPO活動推進班 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>上下水道総務班 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行 政 センター</td> <td rowspan="4">行政センター班 2</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2 被害状況の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4 地区本部設置の準備に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署</td> <td rowspan="3">郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2 被害状況の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3 応急対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	総 務 部	防災危機管理班 4	1 情報の収集及び伝達に関すること。	建 設 部	河川班 4	2 各部との連絡調整に関すること。	道路維持班 4	3 事務局、本部設置の準備に関すること。	上下水道部	下水道保全班 4	4 被害状況に関すること。		5 応急対策に関すること。	環 境 部	環境政策班 2	1 情報の収集に関すること。	保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 2	2 被害状況に関すること。	農 林 部	農業政策班 2	3 応急対策に関すること。	税 務 部	市民税班 2		市 民 部	市民・NPO活動推進班 2		上下水道部	上下水道総務班 2		行 政 センター	行政センター班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。	2 被害状況の収集に関すること。	3 応急対策に関すること。	4 地区本部設置の準備に関すること。	消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。	1 情報の収集及び伝達に関すること。	2 被害状況の収集に関すること。	3 応急対策に関すること。	<p>[1-1] 注意体制配備編成計画表</p> <table border="1" data-bbox="1106 507 1890 1457"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>配 備 (人数)</th> <th>所 管 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>防災危機管理班 4</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 設 交 通 部</td> <td>河川班 4</td> <td>2 各部との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>道路維持班 4</td> <td>3 事務局、本部設置の準備に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>下水道保全班 4</td> <td>4 被害状況に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生 活 環 境 部</td> <td>環境政策班 2</td> <td>1 情報の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>保健福祉総務班 2</td> <td>2 被害状況に関すること。</td> </tr> <tr> <td>農 林 部</td> <td>農業政策班 2</td> <td>3 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>税 務 部</td> <td>市民税班 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 部</td> <td>市民・NPO活動推進班 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>上下水道総務班 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行 政 センター</td> <td rowspan="4">行政センター班 2</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2 被害状況の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4 地区本部設置の準備に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署</td> <td rowspan="3">郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2 被害状況の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3 応急対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	総 務 部	防災危機管理班 4	1 情報の収集及び伝達に関すること。	建 設 交 通 部	河川班 4	2 各部との連絡調整に関すること。	道路維持班 4	3 事務局、本部設置の準備に関すること。	上下水道部	下水道保全班 4	4 被害状況に関すること。		5 応急対策に関すること。	生 活 環 境 部	環境政策班 2	1 情報の収集に関すること。	保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 2	2 被害状況に関すること。	農 林 部	農業政策班 2	3 応急対策に関すること。	税 務 部	市民税班 2		市 民 部	市民・NPO活動推進班 2		上下水道部	上下水道総務班 2		行 政 センター	行政センター班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。	2 被害状況の収集に関すること。	3 応急対策に関すること。	4 地区本部設置の準備に関すること。	消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。	1 情報の収集及び伝達に関すること。	2 被害状況の収集に関すること。	3 応急対策に関すること。	組織改編による
所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務																																																																																											
総 務 部	防災危機管理班 4	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																																																											
建 設 部	河川班 4	2 各部との連絡調整に関すること。																																																																																											
	道路維持班 4	3 事務局、本部設置の準備に関すること。																																																																																											
上下水道部	下水道保全班 4	4 被害状況に関すること。																																																																																											
		5 応急対策に関すること。																																																																																											
環 境 部	環境政策班 2	1 情報の収集に関すること。																																																																																											
保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 2	2 被害状況に関すること。																																																																																											
農 林 部	農業政策班 2	3 応急対策に関すること。																																																																																											
税 務 部	市民税班 2																																																																																												
市 民 部	市民・NPO活動推進班 2																																																																																												
上下水道部	上下水道総務班 2																																																																																												
行 政 センター	行政センター班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																																																											
		2 被害状況の収集に関すること。																																																																																											
		3 応急対策に関すること。																																																																																											
		4 地区本部設置の準備に関すること。																																																																																											
消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																																																											
		2 被害状況の収集に関すること。																																																																																											
		3 応急対策に関すること。																																																																																											
所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務																																																																																											
総 務 部	防災危機管理班 4	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																																																											
建 設 交 通 部	河川班 4	2 各部との連絡調整に関すること。																																																																																											
	道路維持班 4	3 事務局、本部設置の準備に関すること。																																																																																											
上下水道部	下水道保全班 4	4 被害状況に関すること。																																																																																											
		5 応急対策に関すること。																																																																																											
生 活 環 境 部	環境政策班 2	1 情報の収集に関すること。																																																																																											
保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 2	2 被害状況に関すること。																																																																																											
農 林 部	農業政策班 2	3 応急対策に関すること。																																																																																											
税 務 部	市民税班 2																																																																																												
市 民 部	市民・NPO活動推進班 2																																																																																												
上下水道部	上下水道総務班 2																																																																																												
行 政 センター	行政センター班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																																																											
		2 被害状況の収集に関すること。																																																																																											
		3 応急対策に関すること。																																																																																											
		4 地区本部設置の準備に関すること。																																																																																											
消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																																																											
		2 被害状況の収集に関すること。																																																																																											
		3 応急対策に関すること。																																																																																											

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																																																
4-1	<p>[1-2] 注意体制（タスクフォース）配備編成計画表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>配 備（人数）</th> <th>所 管 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>防災危機管理班 2</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>保健所班 2</td> <td>2 各部との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>農 林 部</td> <td>農地班 2</td> <td>3 被害状況に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 設 ____部</td> <td>道路維持班 2</td> <td>4 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>河川班 2</td> <td>5 衛生対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 下 水 道 部</td> <td>上下水道総務班 2</td> <td rowspan="2">6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ と。</td> </tr> <tr> <td>下水道保全班 2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	配 備（人数）	所 管 事 務	総 務 部	防災危機管理班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。	保 健 福 祉 部	保健所班 2	2 各部との連絡調整に関すること。	農 林 部	農地班 2	3 被害状況に関すること。	建 設 ____部	道路維持班 2	4 応急対策に関すること。	河川班 2	5 衛生対策に関すること。	上 下 水 道 部	上下水道総務班 2	6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ と。	下水道保全班 2	※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。			<p>[1-2] 注意体制（タスクフォース）配備編成計画表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>配 備（人数）</th> <th>所 管 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>防災危機管理班 2</td> <td>1 情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>保健所班 2</td> <td>2 各部との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>農 林 部</td> <td>農地班 2</td> <td>3 被害状況に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 設 交 通 部</td> <td>道路維持班 2</td> <td>4 応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>河川班 2</td> <td>5 衛生対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 下 水 道 部</td> <td>_____ 1</td> <td rowspan="2">6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ と。</td> </tr> <tr> <td>下水道保全班 2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	配 備（人数）	所 管 事 務	総 務 部	防災危機管理班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。	保 健 福 祉 部	保健所班 2	2 各部との連絡調整に関すること。	農 林 部	農地班 2	3 被害状況に関すること。	建 設 交 通 部	道路維持班 2	4 応急対策に関すること。	河川班 2	5 衛生対策に関すること。	上 下 水 道 部	_____ 1	6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ と。	下水道保全班 2	※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。			<p>組織改編による</p>
所 属	配 備（人数）	所 管 事 務																																																	
総 務 部	防災危機管理班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																	
保 健 福 祉 部	保健所班 2	2 各部との連絡調整に関すること。																																																	
農 林 部	農地班 2	3 被害状況に関すること。																																																	
建 設 ____部	道路維持班 2	4 応急対策に関すること。																																																	
	河川班 2	5 衛生対策に関すること。																																																	
上 下 水 道 部	上下水道総務班 2	6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ と。																																																	
	下水道保全班 2																																																		
※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。																																																			
所 属	配 備（人数）	所 管 事 務																																																	
総 務 部	防災危機管理班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。																																																	
保 健 福 祉 部	保健所班 2	2 各部との連絡調整に関すること。																																																	
農 林 部	農地班 2	3 被害状況に関すること。																																																	
建 設 交 通 部	道路維持班 2	4 応急対策に関すること。																																																	
	河川班 2	5 衛生対策に関すること。																																																	
上 下 水 道 部	_____ 1	6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ と。																																																	
	下水道保全班 2																																																		
※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。																																																			

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	[2]警戒体制配備編成計画表			[2]警戒体制配備編成計画表			組織改編による	
	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務		
	総 務 部	総務法務班 4 秘書班 2 人事班 3 職員厚生班 2 防災危機管理班 全員 行政マネジメント班 2	分掌事務に関すること。	総 務 部	総務法務班 4 秘書班 2 人事班 3 職員厚生班 2 防災危機管理班 全員 行政マネジメント班 2	分掌事務に関すること。		
	政 策 開 発 部	政策開発班 3 政策統計班 2 DX戦略班 2 広聴広報班 3		政 策 開 発 部	政策開発班 3 _____ 1 7-チャルメイア推進班 2 広聴広報班 3 雇用政策班 2			
	財 務 部	財政班 3 公有資産マネジメント班 2 契約検査班 2		財 務 部	財政班 3 公有資産マネジメント班 2 契約班 2 技術検査班 2			
	税 務 部	市民税班 3 資産税班 2 収納班 2		税 務 部	市民税班 3 資産税班 2 収納班 2			
	市 民 部	市民・NPO活動推進班 3 男女共同参画班 2 国民健康保険班 2 国保税収納班 2 市民班 2 マイナンバー活用班 2 セーフコミュニティ班 2		市 民 部	市民・NPO活動推進班 3 男女共同参画班 2 国民健康保険班 2 国保税収納班 2 市民班 2 _____ 1 セーフコミュニティ班 2			
	文化スポーツ部	文化振興班 3 郡山市歴史情報博物館準備班 2 スポーツ振興班 2 国際政策班 2		文化スポーツ部	文化振興班 3 _____ 1 スポーツ振興班 2 国際政策班 2			
	環 境 部	環境政策班 3 5R推進班 2 資源循環班 2		生 活 環 境 部	環境政策班 3 3R推進班 2 _____ 1 原子力災害総合対策班 2 環境保全センター班 2			

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	修正後		現行		修正理由
	所 属	配 備 (人数)	所 属	配 備 (人数)	
					組織改編による
	保健福祉部	保健福祉総務班 4 生活支援班 2 障がい福祉班 2 健康長寿班 2 地域包括ケア推進班 2 介護保険班 2 保健所班 2	保健福祉部	保健福祉総務班 4 生活支援班 2 障がい福祉班 2 健康長寿班 2 地域包括ケア推進班 2 介護保険班 2 保健所班 2	
	こども部	こども総務企画班 3 子育て給付班 2 こども家庭班 2 保育班 2	こども部	こども未来班 3 こども支援班 2 こども育成班 2	
	農 林 部	農業政策班 3 園芸畜産振興班 2 農地班 2 林業振興班 2 総合地方卸売市場管理事務所班 2	農 林 部	農業政策班 3 園芸畜産振興班 2 農地班 2 林業振興班 2 総合地方卸売市場管理事務所班 2	
	産 業 観 光 部	産業雇用政策班 3 観光政策班 2 産業創出班 2	産 業 観 光 部	産業政策班 3 観光班 2 産業創出班 2	
	建 設 部	道路建設班 3 道路維持班 全員 河川班 全員 建築班 2 住宅政策班 2	建 設 交 通 部	道路建設班 3 道路維持班 全員 総合交通政策班 2 河川班 全員 建築班 2 住宅政策班 2	
	都 市 構 想 部	都市政策班 3 総合交通政策班 2 区画整理班 2 公園緑地班 2 開発建築指導班 2	都 市 整 備 部	都市政策班 3 区画整理班 2 公園緑地班 2 開発建築指導班 2	
	議 会 部	総務議事班 2	議 会 部	総務議事班 2	
		分掌事務に関すること。		分掌事務に関すること。	

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	修正後				現行				組織改編による
	部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備	部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備	
保健福祉部	保健福祉部	保健福祉総務班	半数	全員	保健福祉部	保健福祉総務班	半数	全員	
		生活支援班	半数	全員		生活支援班	半数	全員	
		障がい福祉班	半数	全員		障がい福祉班	半数	全員	
		健康長寿班	半数	全員		健康長寿班	半数	全員	
		地域包括ケア推進班	半数	全員		地域包括ケア推進班	半数	全員	
		介護保険班	半数	全員		介護保険班	半数	全員	
		保健所班	半数	全員		保健所班	半数	全員	
	こども部	こども総務企画班	半数	全員	こども部	こども未来班	半数	全員	
		子育て給付班	半数	全員		こども支援班	半数	全員	
		こども家庭班	半数	全員		こども育成班	半数	全員	
保育班		半数	全員						
農林部	農林部	農業政策班	半数	全員	農林部	農業政策班	半数	全員	
		園芸畜産振興班	半数	全員		園芸畜産振興班	半数	全員	
		農地班	半数	全員		農地班	半数	全員	
		林業振興班	半数	全員		林業振興班	半数	全員	
		総合地方卸売市場管理事務所班	半数	全員		総合地方卸売市場管理事務所班	半数	全員	
産業観光部	産業観光部	産業雇用政策班	半数	全員	産業観光部	産業政策班	半数	全員	
		観光政策班	半数	全員		観光班	半数	全員	
		産業創出班	半数	全員		産業創出班	半数	全員	
建設部	建設部	道路建設班	半数	全員	建設交通部	道路建設班	半数	全員	
		道路維持班	全員	全員		道路維持班	全員	全員	
		河川班	全員	全員		総合交通政策班	半数	全員	
		建築班	半数	全員		河川班	全員	全員	
		住宅政策班	半数	全員		建築班	半数	全員	
都市構想部	都市構想部	都市政策班	半数	全員	都市整備部	都市政策班	半数	全員	
		総合交通政策班	半数	全員		区画整理班	半数	全員	
		区画整理班	半数	全員		公園緑地班	半数	全員	
		公園緑地班	半数	全員		開発建築指導班	半数	全員	
		開発建築指導班	半数	全員					
議会部	総務議事班	半数	全員	議会部	総務議事班	半数	全員		
教育総務部	教育総務部	教育総務班	半数	全員	教育総務部	教育総務班	半数	全員	
		生涯学習班	半数	全員		生涯学習班	半数	全員	
		中央公民館班	半数	全員		中央公民館班	半数	全員	
		中央図書館班	半数	全員		中央図書館班	半数	全員	
		美術館班	半数	全員		美術館班	半数	全員	

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1

〔3〕非常体制配備編成計画表

部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備
学 校 教 育 部	学校管理班	半 数	全 員
	学校教育推進班	半 数	全 員
	教育研修センター班	半 数	全 員
	総合教育支援センター班	半 数	全 員
上 下 水 道 部	上下水道総務班	全 員	全 員
	経営管理班	半 数	全 員
	お客様サービス班	半 数	全 員
	水道施設班	半 数	全 員
	浄水班	半 数	全 員
	下水道整備班	半 数	全 員
	下水道保全班	全 員	全 員
会 計 管 理 部	会計班	半 数	全 員
選挙管理委員会部	選挙管理委員会班	半 数	全 員
監査委員事務局部	監査委員事務局班	半 数	全 員
農 業 委 員 会 部	農業委員会班	半 数	全 員
行 政 セ ン タ ー	行政センター班	半 数	全 員
消 防 本 部 及 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。		

※ 班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め、名簿、体制を整理しておく。

また、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配置人数を必要に応じて増減することができる。

〔3〕非常体制配備編成計画表

部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備
学 校 教 育 部	学校管理班	半 数	全 員
	学校教育推進班	半 数	全 員
	教育研修センター班	半 数	全 員
	総合教育支援センター班	半 数	全 員
上 下 水 道 部	上下水道総務班	全 員	全 員
	経営管理班	半 数	全 員
	お客様サービス班	半 数	全 員
	水道施設班	半 数	全 員
	浄水班	半 数	全 員
	下水道整備班	半 数	全 員
	下水道保全班	全 員	全 員
会 計 管 理 部	会計班	半 数	全 員
選挙管理委員会部	選挙管理委員会班	半 数	全 員
監査委員事務局部	監査委員事務局班	半 数	全 員
農 業 委 員 会 部	農業委員会班	半 数	全 員
行 政 セ ン タ ー	行政センター班	半 数	全 員
消 防 本 部 及 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。		

※ 班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め、名簿、体制を整理しておくものとする。

また、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配置人数を必要に応じて増減することができる。

適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-1	<p>6 他の防災機関による資機材及び要員の確保</p> <p>(3) (こおりやま広域) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約 (平成31年1月23日※二本松市は令和元年10月18日、<u>磐梯町は令和4年2月7日</u>)</p>	<p>6 他の防災機関による資機材及び要員の確保</p> <p>(3) (こおりやま広域) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約 (平成31年1月23日※二本松市は令和元年10月18日_____)</p>	<p>磐梯町を追記</p>
4-1	<p>(6) 防災関係機関への応援要請</p> <p>① 応援の要請等 本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。 ア 知事(県<u>災害対策課</u>)等に対する応援若しくは応急対策の実施の要請等(災害対策基本法第68条) イ～エ (略)</p> <p>② 職員の派遣要請 本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。 ア (略) イ 県(県<u>災害対策課</u>)に対し職員の派遣要請(地方自治法第252条の17) ウ～エ (略)</p> <p>③ 被災市区町村応援職員確保システム ア 職員の要請に当たっては、県(県<u>災害対策課</u>)に対し、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)、総括支援チーム派遣の必要性のほか、応援職員の派遣に関して必要な情報を提供する。 イ～ウ (略) エ 上記ア～ウの応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とする。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図る。</p>	<p>(6) 防災関係機関への応援要請</p> <p>① 応援の要請等 本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。 ア 知事(県<u>危機管理総室</u>)等に対する応援若しくは応急対策の実施の要請等(災害対策基本法第68条) イ～エ (略)</p> <p>② 職員の派遣要請 本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。 ア (略) イ 県(県<u>危機管理総室</u>)に対し職員の派遣要請(地方自治法第252条の17) ウ～エ (略)</p> <p>③ 被災市区町村応援職員確保システム ア 職員の要請に当たっては、県(県<u>危機管理総室</u>)に対し、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)、総括支援チーム派遣の必要性のほか、応援職員の派遣に関して必要な情報を提供する。 イ～ウ (略) エ 上記ア～エの応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とする。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図る。</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>第2節 災害気象等予警報伝達計画 【総務部】</p> <p>気象業務法に基づく気象等の予警報は、<u>仙台管区気象台（福島地方気象台）</u>から発表される。</p>	<p>第2節 災害気象__予警報伝達計画 【総務部】</p> <p>気象業務法に基づく気象等の予警報は、_____福島地方気象台__から発表される。</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>1 注意報及び警報</p> <p>(3) 特別警報</p> <p>大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、火山噴火特別警報、地震特別警報</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>1 注意報及び警報</p> <p>(3) 特別警報</p> <p>大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、火山噴火特別警報、地震特別警報</p> <p>特別警報が発表された場合は、ただちに市民に伝達するとともに、原則として避難指示（緊急）を発表し、あらゆる手段を用いて、命を守る行動をとるよう呼びかける。</p>	<p>適正化</p>
4-2	<p>2 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁では地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対して発表する。</p> <p>このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合を特別警報に位置付ける。</p>	<p>2 緊急地震速報（警報）</p> <p>_____地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、_____強い揺れ（震度4以上_____）が予想される地域_____に対して発表する。</p> <p>このうち、震度6弱以上の揺れ_____が予想される場合を特別警報に位置付ける。</p>	<p>長周期地震動を追記</p>
4-2	<p>3 水防活動用の注意報及び警報</p> <p>(1) 水防活動用気象注意報 大雨注意報<u>をもって代える</u></p> <p>(2) 水防活動用洪水注意報 <u>洪水注意報をもって代える</u></p> <p>(3) 水防活動用気象警報 _____大雨警報<u>をもって代える</u></p> <p>(4) 水防活動用洪水警報 <u>洪水警報をもって代える</u></p> <p>(5) 阿武隈川上流洪水予報 福島河川国道事務所、福島地方気象台の共同発表</p> <p>(6) 水防警報 国土交通大臣及び福島県知事が観測所の水位により水防活動の種類内容を発令</p>	<p>3 水防活動用の注意報及び警報</p> <p>(1) 水防活動用気象注意報 大雨注意報・洪水注意報_____</p> <p>(2) 水防活動用気象警報 <u>暴風警報・大雨警報・洪水警報</u>_____</p> <p>(3) 阿武隈川上流洪水予報 福島河川国道事務所、福島地方気象台の共同発表</p> <p>(4) 水防警報 国土交通大臣及び福島県知事が観測所の水位により水防活動の種類内容を発令</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>4 その他の情報等</p> <p>(1) <u>福島県気象情報</u></p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p>	<p>4 その他の情報等</p> <p>(1) <u>全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報</u></p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(2) <u>地震情報</u></p> <p>市は地震情報を受信したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、<u>避難情報等の必要な措置を行う。</u></p>	<p>(2) <u>地震情報</u></p> <p>市は地震情報を受信したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、<u>避難勧告等の必要な措置を行う。</u></p>	<p>適正化</p>
4-2	<p>(3) <u>火災気象通報</u></p> <p><u>気象状況が火災の予防上危険と認められるときに福島地方気象台長が福島県知事に対して通報し、福島県を通じて郡山市や郡山市消防本部等に伝達される気象通報。消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(3) <u>火災気象通報</u></p> <p><u>消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、その基準は気象注意報及び次の基準による。</u></p> <p>_____</p> <p>① <u>空気が乾燥しており、風もあるので火の元に注意して下さい。</u></p> <p><基準></p> <p><input type="radio"/> 実効湿度 <u>60%以下</u> <input type="radio"/> 最小湿度 <u>40%以下</u></p> <p><input type="radio"/> 平均風速 <u>8m</u></p> <p>② <u>風が強いですから火の元に注意して下さい。</u></p> <p><基準></p> <p><u>平均風速が12m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのあるとき。</u></p> <p><u>(降雨雪中は、通報しないことがある)</u></p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(4) <u>土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>(4) <u>土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況にあり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p>	<p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、福島県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(6) 顕著な大雨に関する気象情報</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、気象庁から発表される。</p> <p>崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況で発表する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>顕著な大雨に関する気象情報について明記</p>
4-2	<p>(7) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、_____会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は__竜巻発生確度ナウキャスト__で確認することができる。_____この情報の有効期間は、発表から__1時間である。</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>(8) 噴火警報</p> <p>噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。</p> <p>① 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。</p> <p>② 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>	<p>(7) 噴火速報</p> <p>火山が初めて噴火した場合、または、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。</p> <p>① 噴火 噴火の事実が観測された場合</p> <p>② 噴火したもよう 視界不良により望遠カメラでの確認ができない場合でも地震計や空震計のデータで噴火の事実が推定できる場合</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(9) 噴火予報</p> <p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。</p>	<p>(新設)</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(10) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。なお、噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>② 噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)</p> <p>③ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するに当たっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>(11) <u>火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を發表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を發表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時發表する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(12) <u>降灰予報</u></p> <p>① <u>降灰予報（定時）</u></p> <p><u>ア 噴火警報發表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に發表する。</u></p> <p><u>イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p> <p>② <u>降灰予報（速報）</u></p> <p><u>ア 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で發表する。</u></p> <p><u>イ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p> <p>※1 <u>降灰予報（定時）を發表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に發表する。</u></p> <p><u>降灰予報（定時）が未發表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて發表する。</u></p> <p>③ <u>降灰予報（詳細）</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>ア 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。</u></p> <p><u>イ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</u></p> <p><u>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</u></p> <p><u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</u></p> <p><u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。</u></p>		
4-2	<p><u>(13) 火山ガス予報</u></p> <p><u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p><u>(14) その他の情報等</u></p> <p><u>① 火山活動解説資料</u></p> <p><u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表</u></p> <p><u>② 月間火山概況</u></p> <p><u>前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表</u></p> <p><u>③ 噴火に関する火山観測報</u></p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>(15) <u>大気汚染気象通報</u></p> <p><u>大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する大気汚染による郊外の防止措置を行っている郡山市等に対して伝達される気象通報</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-2	<p>(16) <u>スモッグ気象情報</u></p> <p><u>光化学スモッグの発生しやすい気象状態（晴れて、気温が高く、風が弱いなど）が予想される場合に、府県予報区（福島県）を対象として注意喚起される情報</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>福島地方気象台からの指摘による</p>
4-3	<p>1 被害報告の収集</p> <p>(1) 被害状況の掌握</p> <p>災害発生に伴う被害状況は、総務部長（<u>総務部理事</u>）が集約するものとするが、各部及び各行政センター管内の状況は、各部長及び各行政センター所長が取りまとめ、総務部長（<u>総務部理事</u>）に報告する。</p> <p>また、各部局及び各行政センターは情報の収集、伝達を支障なく行えるよう、平常時より情報連絡体制の整備と確認を行う_____。</p>	<p>1 被害報告の収集</p> <p>(1) 被害状況の掌握</p> <p>災害発生に伴う被害状況は、総務部長_____が集約するものとするが、各部及び各行政センター管内の状況は、各部長及び各行政センター所長が取りまとめ、総務部長_____に報告する。</p> <p>また、各部局及び各行政センターは情報の収集、伝達を支障なく行えるよう、平常時より情報連絡体制の整備と確認を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>組織改編及び適正化による</p>
4-3	<p>(2) 被害報告の要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 県及び関係機関団体への報告</p> <p>市は、災害が発生したときは、速やかに人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに福島県防災事務連絡システム等により県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、<u>県災害対策課</u>へ報告を行う。</p> <p>また、県へ報告ができない場合には、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜査・救助体制の検討等に必要情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明者となっ</p>	<p>(2) 被害報告の要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 県及び関係機関団体への報告</p> <p>市は、災害が発生したときは、速やかに人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに福島県防災事務連絡システム等により県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、<u>県危機管理総室</u>へ報告を行う。</p> <p>また、県へ報告ができない場合には、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜査・救助体制の検討等に必要情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明者となっ</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>た者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める_____。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は法務省又は外務省）又は県に連絡する_____。</p> <p>なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県<u>災害対策課</u>に報告する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害程度の判定基準 (略)</p> <p>○ 負 傷 者 ～ 災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者</p> <p>(略)</p> <p>○ 冠 水 ～ 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合__</p>	<p>た者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める<u>ものとする</u>。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は法務省又は外務省）又は県に連絡する<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県<u>危機管理総室</u>に報告する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害程度の判定基準 (略)</p> <p>○ 負 傷 者 ～ 災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者</p> <p>(略)</p> <p>○ 冠 水 ～ 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合<u>。</u></p>	

章一節	修正後	現行	修正理由
4-3	<p style="text-align: center;">災害情報・被害報告系統図</p>	<p style="text-align: center;">災害情報・被害報告系統図</p>	適正化
4-3	<p>4 災害通信 (1)~(4) (略) (削除)</p> <p>(5) 市内の主な通信機関</p>	<p>4 災害通信 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>非常通信の発信資格</u> 非常扱い及び緊急扱い電報は、無線局の免許人が自ら業務事項について発する他、防災関係機関からの依頼により発受する。</p> <p>(6) 市内の主な通信機関</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-4	<p>第1 災害広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 報道機関</p> <p>災害関係予報、警報をはじめ、対策活動や被害状況等、重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を求める。</p> <p>災害、避難情報等の緊急性の高い情報は、郡山コミュニティ放送の協力を基づき速やかに放送する。</p> <p>なお、新聞においてはイラスト等による救済手続きなどの総括的な広報、テレビにおいては視覚、聴覚、郡山コミュニティ放送においては、地域によるセグメンテーションなど、各媒体が得意とするメリットを活かした報道に努める。</p>	<p>第1 災害広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 報道機関</p> <p>災害関係予報、警報をはじめ、対策活動や被害状況等、重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を求める。</p> <p>災害、避難情報等の緊急性の高い情報は、郡山コミュニティ放送の協力を基づき速やかに放送する。</p> <p>なお、新聞においてはイラスト等をによる救済手続きなどの総括的な広報、テレビにおいては視覚、聴覚、郡山コミュニティ放送においては、地域によるセグメンテーションなど、各媒体が得意とするメリットを活かした報道に努める。</p>	適正化
4-4	<p>(5) 緊急速報メール（エリアメール）</p> <p>携帯電話会社（NTTドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイル）が提供するサービスを利用して、災害・避難情報等の緊急性の高い情報を本市域にある携帯電話に配信して広く周知を図る。</p>	<p>(5) 緊急速報メール（エリアメール）</p> <p>携帯電話会社（NTTドコモ、au、ソフトバンク_____）が提供するサービスを利用して、災害・避難情報等の緊急性の高い情報を本市域にある携帯電話に配信して広く周知を図る。</p>	楽天モバイルを追記
4-4	<p>(6) 災害情報共有システム</p> <p>災害情報共有システム（Lアラート）に対し、被害情報や避難指示等の発令、避難所開設等の情報を発信し、テレビ、ラジオ、携帯電話等の様々なメディアを通じて、速やかに住民へ伝達する。</p>	<p>(6) 災害情報共有システム</p> <p>災害情報共有システム（Lアラート）に対し、被害情報や避難勧告等の発令、避難所開設等の情報を発信し、テレビ、ラジオ、携帯電話等の様々なメディアを通じて、速やかに住民へ伝達する。</p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由																																																
4-4	<p>第2 情報伝達</p> <p>2 サイレンによる避難指示等の伝達</p> <p>大雨等の災害により避難指示等を発令する場合において、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）による広報は、音声ではなくサイレンパターンにより行うこととし、その内容は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="300 416 1001 1013"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>サイレンパターン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難</td> <td>災害が発生するおそれがあるため、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある方などに避難を促すもの</td> <td>サイレン5秒→休止6秒</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示</td> <td>災害が発生するおそれが高いため、危険な場所から全員避難を促すもの</td> <td>サイレン1分→休止5秒</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>緊急安全確保</td> <td>既に災害が発生しているか、その可能性が高い状況であり、直ちに命を守るための最善の行動を呼びかけるもの</td> <td>サイレン1分→休止5秒</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	項目	内容	サイレンパターン					警戒レベル3	高齢者等避難	災害が発生するおそれがあるため、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある方などに避難を促すもの	サイレン5秒→休止6秒					警戒レベル4	避難指示	災害が発生するおそれが高いため、危険な場所から全員避難を促すもの	サイレン1分→休止5秒	警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生しているか、その可能性が高い状況であり、直ちに命を守るための最善の行動を呼びかけるもの	サイレン1分→休止5秒	<p>第2 情報伝達</p> <p>2 サイレンによる避難勧告等の伝達</p> <p>大雨等の災害により避難勧告等を発令する場合において、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）による広報は、音声ではなくサイレンパターンにより行うこととし、その内容は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1158 416 1859 1013"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>サイレンパターン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>注意喚起</td> <td>災害に対する注意を呼びかけるもの</td> <td>サイレン5秒→休止15秒</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難の準備を呼びかけるもの</td> <td>サイレン5秒→休止6秒</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難勧告</td> <td>災害が発生するおそれがあるため、自発的に避難を促すもの</td> <td>サイレン10秒→休止5秒</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示（緊急）</td> <td>災害による危機が目前に切迫しているため、避難を強く求めるもの</td> <td>サイレン1分→休止5秒</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を呼びかけるもの</td> <td>サイレン1分→休止5秒</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	項目	内容	サイレンパターン		注意喚起	災害に対する注意を呼びかけるもの	サイレン5秒→休止15秒	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を呼びかけるもの	サイレン5秒→休止6秒	警戒レベル4	避難勧告	災害が発生するおそれがあるため、自発的に避難を促すもの	サイレン10秒→休止5秒	警戒レベル4	避難指示（緊急）	災害による危機が目前に切迫しているため、避難を強く求めるもの	サイレン1分→休止5秒	警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を呼びかけるもの	サイレン1分→休止5秒	適正化
警戒レベル	項目	内容	サイレンパターン																																																
警戒レベル3	高齢者等避難	災害が発生するおそれがあるため、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある方などに避難を促すもの	サイレン5秒→休止6秒																																																
警戒レベル4	避難指示	災害が発生するおそれが高いため、危険な場所から全員避難を促すもの	サイレン1分→休止5秒																																																
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生しているか、その可能性が高い状況であり、直ちに命を守るための最善の行動を呼びかけるもの	サイレン1分→休止5秒																																																
警戒レベル	項目	内容	サイレンパターン																																																
	注意喚起	災害に対する注意を呼びかけるもの	サイレン5秒→休止15秒																																																
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を呼びかけるもの	サイレン5秒→休止6秒																																																
警戒レベル4	避難勧告	災害が発生するおそれがあるため、自発的に避難を促すもの	サイレン10秒→休止5秒																																																
警戒レベル4	避難指示（緊急）	災害による危機が目前に切迫しているため、避難を強く求めるもの	サイレン1分→休止5秒																																																
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を呼びかけるもの	サイレン1分→休止5秒																																																
4-5	第5節 消防、水防計画 【総務部・建設部】	第5節 消防、水防計画 【総務部・建設交通部】	組織改編による																																																
4-6	<p>第6節 避難救出計画 【総務部・文化スポーツ部・保健福祉部・子ども部・農林部・建設部・都市構想部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>災害の発生、又は発生のおそれがある場合に、市民の生命、身体を保護するため、地域住民に危険な場所からの避難、立退きの指示と避難場所の開設及び生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出、保護について本計画に定める。</p>	<p>第6節 避難救出計画 【総務部・文化スポーツ部・保健福祉部・子ども部・農林部・建設部・都市整備部・郡山消防署】</p> <p>災害の発生、又は発生のおそれがある場合に、市民の生命、身体を保護するため、地域住民に危険な場所からの避難、立退きの勧告、指示と避難場所の開設及び生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出、保護について本計画に定める。</p>	組織改編及び適正化による																																																

章一節	修正後	現行	修正理由
4-6	<p>1 避難の実施機関</p> <p>実施責任者は、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>及び緊急安全確保を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡調整を行う。</p> <p>また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、危険な場所から市民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面での支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報の提供に努め、一般市民に対しても早期に住民避難情報を発令するとともに、各市民に周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。</p> <p>さらに、対象地域の設定等に留意し、住民避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとり易い暗くなる前の時間帯における発令に努めるものとする。</p> <p>なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める<u> </u>。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防の観点から、避難所においても、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）が求められていることから、避難所が過密状態になるなどを防ぐため、避難所への避難だけでなく、在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難を推進し、感染リスクの低減を図る。</p>	<p>1 避難の実施機関</p> <p>実施責任者は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>及び災害発生情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡調整を行う。</p> <p>また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、危険な場所から市民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面での支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報の提供に努め、一般市民に対しても早期に住民避難情報を発令するとともに、各市民に周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。</p> <p>さらに、対象地域の設定等に留意し、住民避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとり易い暗くなる前の時間帯における発令に努めるものとする。</p> <p>なお、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防の観点から、避難所においても、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）が求められていることから、避難所が過密状態になるなどを防ぐため、避難所への避難だけでなく、在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難を推進し、感染リスクの低減を図る。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

4-6								適正化
事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準	事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準	
高 齢者等 避難	市 長	要配慮者に対する避難行動の開始	災害が発生するおそれがある場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	避難準備・高齢者等避難開始	市 長	一般住民に対する避難準備、要支援者に対する避難行動の開始	災害が発生するおそれがある場合において、要支援者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	
				避難 勧告	市 長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	
					知 事 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
避難指 示等	市 長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	市 長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	
	知 事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	知 事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。	
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	立ち退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	警 察 官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。	警 察 官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。	
	警 察 官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認められる時は警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	警 察 官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認められる時は警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	
	自 衛 官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	自 衛 官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																								
4-6	<p>市長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難指示等を発令するものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">順位</td> <td style="text-align: center;">避難指示等の発令者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一順位</td> <td style="text-align: center;">副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第2条に規定する事務を担当する副市長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二順位</td> <td style="text-align: center;">副市長（第一順位以外 _____ の副市長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三順位</td> <td style="text-align: center;">防災担当総務部理事（総務部長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四順位</td> <td style="text-align: center;">総務部長（総務部次長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第五順位</td> <td style="text-align: center;">総務部防災危機管理課長</td> </tr> </table>	順位	避難指示等の発令者	第一順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第2条に規定する事務を担当する副市長）	第二順位	副市長（第一順位以外 _____ の副市長）	第三順位	防災担当総務部理事（総務部長）	第四順位	総務部長（総務部次長）	第五順位	総務部防災危機管理課長	<p>市長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難勧告等を発令するものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">順位</td> <td style="text-align: center;">避難勧告等の発令者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一順位</td> <td style="text-align: center;">副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第一順位の副市長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二順位</td> <td style="text-align: center;">副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第二順位の副市長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三順位</td> <td style="text-align: center;">_____ 総務部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四順位</td> <td style="text-align: center;">_____ 総務部次長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第五順位</td> <td style="text-align: center;">総務部防災危機管理課長</td> </tr> </table>	順位	避難勧告等の発令者	第一順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第一順位の副市長）	第二順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第二順位の副市長）	第三順位	_____ 総務部長	第四順位	_____ 総務部次長	第五順位	総務部防災危機管理課長	<p>適正化及び組織改編による</p>
順位	避難指示等の発令者																										
第一順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第2条に規定する事務を担当する副市長）																										
第二順位	副市長（第一順位以外 _____ の副市長）																										
第三順位	防災担当総務部理事（総務部長）																										
第四順位	総務部長（総務部次長）																										
第五順位	総務部防災危機管理課長																										
順位	避難勧告等の発令者																										
第一順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第一順位の副市長）																										
第二順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第二順位の副市長）																										
第三順位	_____ 総務部長																										
第四順位	_____ 総務部次長																										
第五順位	総務部防災危機管理課長																										
4-6	<p>2 避難情報等の発令基準</p> <p>別紙「郡山市避難情報等の判断・伝達マニュアル」により、洪水、内水氾濫、土砂災害、火山災害及び雪害、それぞれに定めた基準に基づき、_____ 高齢者等避難 _____、避難指示 _____ 及び緊急安全確保を発令する。</p>	<p>2 避難勧告等の発令基準</p> <p>別紙「郡山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により、洪水、内水氾濫、土砂災害、火山災害及び雪害、それぞれに定めた基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令する。</p>	<p>適正化</p>																								
4-6	<p>3 県に対する報告及び関係機関への連絡</p> <p>避難情報等を発令したときは、発令の理由、発令日時、避難の対象区域、避難場所、世帯数、人員、経緯状況、避難解除時刻等を記録し、本部長は、県中地方振興局を經由して県に報告する。</p>	<p>3 県に対する報告及び関係機関への連絡</p> <p>避難勧告等を発令したときは、発令の理由、発令日時、避難の対象区域、避難場所、世帯数、人員、経緯状況、避難解除時刻等を記録し、本部長は、県中地方振興局を經由して県に報告する。</p>	<p>適正化</p>																								
4-6	<p>4 避難所等</p> <p>(2) 在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難深夜の冠水等により避難経路の安全性が確保できない場合は、むやみに避難所に移動するのではなく、自宅内や周辺の建物の高層階に滞在する「垂直避難」や、親戚・知人宅等への避難、車中避難等の分散避難を行う _____。</p>	<p>4 避難所等</p> <p>(2) 在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難深夜の冠水等により避難経路の安全性が確保できない場合は、むやみに避難所に移動するのではなく、自宅内や周辺の建物の高層階に滞在する「垂直避難」や、親戚・知人宅等への避難、車中避難等の分散避難を行うものとする。</p>	<p>適正化</p>																								

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-6	<p>(3) 避難所の開設及び運営等</p> <p>② 避難所の開設</p> <p>イ 避難所の周知</p> <p>市は、避難所を開設した場合において、速やかに市民に周知するとともに、<u>特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ウェブサイトやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に、県をはじめ消防本部、郡山消防署、警察、自衛隊等の防災関係機関に連絡する。</p>	<p>(3) 避難所の開設及び運営等</p> <p>② 避難所の開設</p> <p>イ 避難所の周知</p> <p>市は、避難所を開設した場合において、速やかに市民に周知するとともに、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____県をはじめ消防本部、郡山消防署、警察、自衛隊等の防災関係機関に連絡する。</p>	<p>県地域防災計画の修正による</p>
4-6	<p>ウ 避難者の受入</p> <p>(ア) 受入対象者</p> <p>避難所に受入する対象者は次のとおりである。</p> <p>a. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者</p> <p>b. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者</p> <p>c. 避難_____指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者</p>	<p>ウ 避難者の受入</p> <p>(ア) 受入対象者</p> <p>避難所に受入する対象者は次のとおりである。</p> <p>a. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者</p> <p>b. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者</p> <p>c. 避難<u>の</u>勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者</p>	<p>適正化</p>
4-6	<p>③ 避難場所及び避難所の運営</p> <p>ア 避難場所の運営管理</p> <p>(ア) 避難をする状況にあつては、必要に応じ指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、<u>避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。</u></p> <p>なお、避難状況の掌握、又は避難住民との連絡調整は、避難が原則として町内会単位で実施されることから、各町内会の会長、あるいは町内会において、指名された者を窓口として行う。</p>	<p>③ 避難場所及び避難所の運営</p> <p>ア 避難場所の運営管理</p> <p>(ア) 避難をする状況にあつては、必要に応じ指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、<u>又</u>避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。</p> <p>なお、避難状況の掌握、又は避難住民との連絡調整は、避難が原則として町内会単位で実施されることから、各町内会の会長、あるいは町内会において、指名された者を窓口として行う。</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	(イ) 避難場所には、「災害時 避難場所・○○○○」の標示板を掲示する。	(イ) 避難場所には、「○○○地区避難場所・○○○学校」の標示板を掲示する。	適正化
4-6	<p>イ 避難所の運営管理</p> <p>(イ) 市は、町内会、婦人会、自主防災組織、<u>防災士、NPO・ボランティア</u>等の協力を得て、避難所の運営を行う。</p> <p>なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し避難所の運営を行う。</p>	<p>イ 避難所の運営管理</p> <p>(イ) 市は、町内会、婦人会、自主防災組織、_____ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を行う。</p> <p>なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し避難所の運営を行う。</p>	県地域防災計画の修正による
4-6	<p>(ウ) 町内会、婦人会、自主防災組織、<u>防災士、NPO・ボランティア</u>等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。特に、避難の長期化が見込まれる大規模な災害時において、市は、避難者による自主運営組織が組織されるよう働きかけるとともに、<u>多様な視点を反映するため女性、若者、高齢者等様々な立場の方が参画するよう要請する。</u></p>	<p>(ウ) 町内会、婦人会、自主防災組織、_____ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。特に、避難の長期化が見込まれる大規模な災害時において、市は、避難者による自主運営組織が組織されるよう働きかけるとともに、<u>可能な限り女性の参画を要請する。</u></p>	県地域防災計画の修正による
4-6	<p>(カ) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の受入等にあたりとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、民間団体の協力を得て、その運営にあたる。また、<u>避難者の状況等(例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど)</u>を記録し、保健福祉部長を通じ、本部長に報告する。</p>	<p>(カ) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の受入等にあたりとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、民間団体の協力を得て、その運営にあたる。また、<u>避難者の状況_____</u>を記録し、保健福祉部長を通じ、本部長に報告する。</p>	要配慮者の具体例を記載
4-6	<p>(キ) 市は、避難所ごとにそこに受入されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとし、必要に応じて、<u>個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>(キ) 市は、避難所ごとにそこに受入されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。_____</p>	防災基本計画を踏まえた修正

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-6	(ク) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、住宅、民間賃貸借住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、応急仮設住宅の提供等を迅速に行うことにより、避難所の早期解消に努める_____。	(ク) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、住宅、民間賃貸借住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、応急仮設住宅の提供等を迅速に行うことにより、避難所の早期解消に努めるものとする。	適正化
4-6	(ケ) 市は、避難所を閉所する際には、当該施設管理者と協議の上、清掃消毒等の処置を必要に応じて実施する_____。	(ケ) 市は、避難所を閉所する際には、当該施設管理者と協議のうえ、清掃消毒等の処置を必要に応じて実施するものとする。	適正化
4-6	④ 避難所における配慮 イ 社会的特性に対する配慮 避難が長期化した場合には、プライバシーの確保、男女のニーズの違いや性的マイノリティ等、男女共同参画の視点に配慮する_____。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性職員と男性職員の両方を配置するよう努める_____。	④ 避難所における配慮 イ 社会的特性に対する配慮 避難が長期化した場合には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い_____等、男女共同参画の視点に配慮するものとする。_____	県地域防災計画の修正による及び適正化
4-6	⑥ 愛護動物(ペット)について 災害時における愛護動物(ペット)の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、指定避難所への同行避難を行う。避難所では、衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)以外の愛護動物(ペット)は、居室への持ち込みは原則として禁止する。同行避難した愛護動物(ペット)は、管理者が指定した場所で飼養し、愛護動物(ペット)の管理及び必要な資材の準備は、飼い主が行う。	⑥ 愛護動物_____について 災害時における愛護動物_____の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、指定避難所への同行避難を行う。避難所では、衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)以外の愛護動物_____は、居室への持ち込みは原則として禁止する。同行避難した愛護動物_____は、管理者が指定した場所で飼養し、愛護動物_____の管理及び必要な資材の準備は、飼い主が行う。	防災会議委員からの意見を反映
4-6	⑦ 感染症対策について (略) ウ 対策の徹底 (ア) 避難者や避難所運営職員は、手洗い、手指の消毒、マスク着用の推奨など基本的な感染症対策を図る_____。	⑦ 感染症対策について (略) ウ 対策の徹底 (ア) 避難者や避難所運営職員は、頻繁に手洗いするとともに、マスクの着用や咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する_____。	市の感染症対策に配慮した避難所開設方針の改訂による
4-6	(4) 指定管理者が管理する施設における避難所 (略) 市は、指定管理者と締結する協定において不可抗力によって発生した費用等の負担について明記するとともに、「避難所開設運営マニュアル」の周知を図る_____。	(4) 指定管理者が管理する施設における避難所 (略) 市は、指定管理者と締結する協定において不可抗力によって発生した費用等の負担について明記するとともに、「避難所開設運営マニュアル」の周知を図るものとする。	適正化
4-6	7 救出計画 (略) (5) 車両等の調達 救出に必要な車両、その他の機械器具の借上げが必要な場合は、消防本部及び郡山消防署が総務部総務法務班と緊密に連絡し借り上げる。	7 救出計画 (略) (5) 車両等の調達 救出に必要な車両、その他の機械器具の借上げが必要な場合は、消防本部及び郡山消防署が総務部総務法務班と緊密に連絡をし借り上げる。	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-6	<p>8 安否情報の提供</p> <p>被災者の家族等から被災者の安否情報について提供を求められた場合は、応急復旧や被災者支援等優先すべき種々の事務の余力の範囲内で、被災者本人のプライバシーに十分配慮しながら、法令の規定に基づき提供する。</p> <p><u>また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p>	<p>8 安否情報の提供</p> <p>被災者の家族等から被災者の安否情報について提供を求められた場合は、応急復旧や被災者支援等優先すべき種々の事務の余力の範囲内で、被災者本人のプライバシーに十分配慮しながら、法令の規定に基づき提供する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>県地域防災計画の修正による</p>
4-6	<p>9 安否不明者の氏名等公表</p> <p><u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にする。</u></p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画の修正による</p>
4-6	<p>10 学校、社会福祉施設等における避難対策 (略)</p> <p>11 警戒区域の設定 (3) 警戒区域設定の周知</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、避難_____指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。</p> <p>12 広域的避難対策 (略)</p> <p>13 要配慮者等の避難対策</p> <p>要配慮者及びその支援者等は、「_____高齢者等避難_____」が発令された時点で、避難を開始する。</p> <p>(略)</p>	<p>9 学校、社会福祉施設等における避難対策 (略)</p> <p>10 警戒区域の設定 (3) 警戒区域設定の周知</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、避難<u>の勧告又は</u>指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。</p> <p>11 広域的避難対策 (略)</p> <p>12 要配慮者等の避難対策</p> <p>要配慮者及びその支援者等は、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」が発令された時点で、避難を開始する。</p> <p>(略)</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-7	<p>第7節 食料供給計画 【保健福祉部・こども部】</p> <p>災害時における被災者、応急作業従事者等の食料の確保並びに供給方法等については、本計画の定め_____による。</p> <p>1 災害時の応急供給</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急供給品目</p> <p>応急品目は、原則として米穀とするが、備蓄品であるクラッカー、アルファ米の活用及び麦製品、缶詰等とする。</p> <p><u>なお、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。食物アレルギーは、特定原材料8品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生、くるみ）に加え、特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）についても配慮する。</u></p>	<p>第7節 食料供給計画 【保健福祉部・こども部】</p> <p>災害時における被災者、応急作業従事者等の食料の確保並びに供給方法等については、本計画の定め<u>るところ</u>による。</p> <p>1 災害時の応急供給</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急供給品目</p> <p>応急品目は、原則として米穀とするが、備蓄品であるクラッカー、アルファ米の活用及び麦製品、缶詰等とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>適正化及び県地域防災計画の修正による</p>
4-7	<p>(5) 応急供給の数量</p> <p>1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。</p> <p>① 被災者に対する給食は、1人当たり精米換算 200グラムの範囲内__</p> <p>② 被災によって供給機関が通常供給できない時の供給は、1日当たり精米換算400グラムの範囲内__</p> <p>③ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300グラムの範囲内__</p>	<p>(5) 応急供給の数量</p> <p>1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。</p> <p>① 被災者に対する給食は、1人当たり精米換算 200グラムの範囲内__</p> <p>② 被災によって供給機関が通常供給できない時の供給は、1日当たり精米換算400グラムの範囲内__</p> <p>③ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300グラムの範囲内__</p>	<p>適正化</p>
4-7	<p>(7) 食糧の調達供給方法</p> <p>② クラッカー、アルファ米</p> <p>炊き出しに至るまでの応急用備蓄品としてのクラッカー、アルファ米を活用する。</p> <p>また、災害救助法が<u>適用</u>された場合は、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡しを受ける。</p>	<p>(7) 食糧の調達供給方法</p> <p>② クラッカー、アルファ米</p> <p>炊き出しに至るまでの応急用備蓄品としてのクラッカー、アルファ米を活用する。</p> <p>また、災害救助法が<u>発動</u>された場合は、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡しを受ける。</p>	<p>適正化</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
4-8	<p>第8節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部・子ども部・学校教育部】</p> <p>災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、毛布、衣料品等その他の生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与、又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保する。</p> <p>なお、求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する_____。</p>	<p>第8節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部・子ども部・学校教育部】</p> <p>災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、毛布、衣料品等その他の生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与、又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保する。</p> <p>なお、求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する<u>ものとする</u>。</p>	適正化
4-8	<p>3 給(貸)与の方法</p> <p>(1) 物資の調達及び配分計画の樹立</p> <p>災害救助法の適用の有無に拘らず、保健福祉部が世帯構成員別被害状況を把握の<u>上</u>、配分計画を樹立する。</p> <p>購入事務は、この配分計画に基づき、財務部契約<u>検査班</u>が行う。</p> <p>① 物資の調達</p> <p>財務部契約<u>検査班</u>並びに行政センター班は、市内の関連業者から物資を調達する。市内で調達困難と認められる物資については、財務部契約<u>検査班</u>は、県及び近隣市町村長に依頼し、調達する。</p> <p>② 給(貸)与</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 物資の給(貸)与の円滑を図るため、給(貸)与箇所を本部及び<u>12</u>の行政センター部<u>(富田、大槻は、本部に含む。)</u>に区分する。_____学校、その他避難所の収容者については、避難所毎に給(貸)与し、その他の場合には、行政センター、区長、民生委員等を通じ給(貸)与する。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>3 給(貸)与の方法</p> <p>(1) 物資の調達及び配分計画の樹立</p> <p>災害救助法の適用の有無に拘らず、保健福祉部が世帯構成員別被害状況を把握の<u>うえ</u>、配分計画を樹立する。</p> <p>購入事務は、この配分計画に基づき、財務部契約_____班が行う。</p> <p>① 物資の調達</p> <p>財務部契約<u>検査班</u>並びに行政センター班は、市内の関連業者から物資を調達する。市内で調達困難と認められる物資については、財務部契約<u>検査班</u>は、県及び近隣市町村長に依頼し、調達する。</p> <p>② 給(貸)与</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 物資の給(貸)与の円滑を図るため、給(貸)与箇所を本部及び<u>1 2</u>の行政センター部_____に区分する。<u>(富田、大槻は、本部に含む。)</u>学校、その他避難所の収容者については、避難所毎に給(貸)与し、その他の場合には、行政センター、区長、民生委員等を通じ給(貸)与する。</p> <p>③～④ (略)</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-8	<p>(4) 備蓄・調達方法</p> <p>② その他調達に<u>当たり</u>、あらかじめ市内の「災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定」締結業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備える。</p>	<p>(4) 備蓄・調達方法</p> <p>② その他調達に<u>あたり</u>、あらかじめ市内の「災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定」締結業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備える。</p>	適正化
4-8	<p>(6) 義援物資の受け入れ</p> <p>(略)</p> <p>② 個人等からの義援物資の辞退</p> <p>東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退させていただく。</p> <p>さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退させていただく。</p> <p>なお、受入を辞退することについては、ウェブサイトや報道機関を通じて、速やかに公表する<u> </u>。</p>	<p>(6) 義援物資の受け入れ</p> <p>(略)</p> <p>② 個人等からの義援物資の辞退</p> <p>東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退させていただく。</p> <p>さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退させていただく。</p> <p>なお、受入を辞退することについては、ウェブサイトや報道機関を通じて、速やかに公表する<u>ものとする</u>。</p>	適正化
4-10	<p>第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 【建設<u> </u>部・都市<u>構</u>想部】</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 【建設<u>交</u>通部・都市<u>整</u>備部】</p> <p>(略)</p>	組織改編による
4-10	<p>第1 応急危険度の判定</p> <p>(略)</p>	<p><u> </u>1 応急危険度の判定</p> <p>(略)</p>	適正化
4-10	<p>第2 応急仮設住宅の供与</p> <p><u>災害が発生したときは、速やかに応急仮設住宅の必要数を把握し、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下、「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与する。</u></p>	<p><u> </u>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	災害救助事務取扱要領の修正による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-10	<p>1 <u>建設型応急住宅の供与</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p>① (略)</p> <p>② 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居宅できない者であること。</p> <p>③ (略)</p>	<p>—</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① (略)</p> <p>② 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居宅できない者であること。</p> <p>③ (略)</p>	<p>災害救助事務取扱要領の修正及び適正化</p>
4-10	<p>(2) 建設予定地</p> <p>原則として、可能な限り集団的に建設できる被災地周辺の公園等で、電力、水道等を容易に確保できる私有地を<u>選定</u>する。ただし、状況により止むを得ない場合は、他の公有地、又は私有地の<u>借り上げを検討</u>する。</p>	<p>(2) 建設予定地</p> <p>原則として、可能な限り集団的に建設できる被災地周辺の公園等で、電力、水道等を容易に確保できる私有地に<u>建設</u>する。ただし、状況により止むを得ない場合は、他の公有地、又は私有地を借り上げ<u>建設</u>する。</p>	<p>文言の整理</p>
4-10	<p>(3) 規模・構造</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>建設型応急</u>住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、<u>物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様</u>を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。</p>	<p>(3) 規模・構造</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>応急仮設住宅</u>の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、<u>通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様</u>を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。</p>	<p>災害救助事務取扱要領の修正による</p>
4-10	<p>(4) 着工</p> <p>災害発生<u>の日</u>から 20 日以内</p>	<p>(4) 着工</p> <p>災害発生<u>_日</u>から 20 日以内</p>	<p>適正化</p>
4-10	<p><u>(削除)</u></p>	<p>(6) <u>入居者の資格</u></p> <p><u>住家が全壊等し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を確保できない者。</u></p>	<p>重複記載のため削除</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-10	<p>(6) 入居者の決定等</p> <p>① 該当者の抽出</p> <p>住宅政策班長は、被害状況報告及び被災者名簿（り災証明発行者名簿）の提供を受け、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調を作成する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 入居者の決定</p> <p>住宅政策班長は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書を作成し、市長が任命した選考委員会（副市長ほか7名程度で構成）において、<u>個々の世帯の必要度に応じて公平な審査</u>により入居者を決定する。</p> <p><u>ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、この限りではない。</u></p>	<p>(7) 入居者の決定__</p> <p>① 該当者の抽出</p> <p>住宅__班長は、被害状況報告及び被災者名簿（り災証明発行者名簿）の提供を受け、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調を作成する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 入居者の決定</p> <p>住宅__班長は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書を作成し、市長が任命した選考委員会（副市長ほか7名程度で構成）において、<u>公平な審査、又は抽選（公開を原則とする）</u>により入居者を決定する。</p>	組織改編及び適正化
4-10	<p>(7) 整備帳簿類</p> <p>(略)</p>	<p>(8) 整備帳簿類</p> <p>(略)</p>	適正化
4-10	<p>2 賃貸型応急住宅の提供</p> <p>市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、建設型応急__住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない__大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急__住宅を積極的に活用する__。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、建設型応急__住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティ維持のための地域単位での入居などにも配慮する。</p>	<p>3 借上げ__住宅の提供</p> <p>市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、__応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない__大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する__応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、__応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティ維持のための地域単位での入居などにも配慮する。</p>	適正化
4-10	<p>第3 公営住宅等のあっせん</p> <p>市、は災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する__。</p>	<p>4 公営住宅等のあっせん</p> <p>市__は災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する<u>ものとする。</u></p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由
4-10	<u>(削除)</u>	<p><u>5 住宅の応急修理</u></p> <p><u>(1) 対象者</u> <u>住家が半壊等となり、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊となった者</u> <u>なお、応急修理をすることによって避難を要しなくなると見込まれる場合であって、応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む。）を利用しない者が対象</u></p> <p><u>(2) 修理対象箇所</u> <u>日常生活に欠くことができない破損箇所、居室、炊事場及び便所等で必要最小限の部分</u></p> <p><u>(3) 完了期限</u> <u>災害発生の日から1か月以内</u></p> <p><u>(4) 実施の方法</u> <u>市は、申込者（対象者）が選定する応急修理施工者（指定業者に限る。）から提出を受けた修理見積書の内容を審査した後、応急修理施工者に対して修理依頼書を、また、申込者（対象者）に対して応急修理決定通知書をそれぞれ交付し、修理を実施する。</u></p> <p><u>(5) 整備帳簿等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・救助実施記録日計票</u> <u>・住宅応急修理記録簿</u> <u>・応急修理該当者調</u> <u>・住宅応急修理関係書（指定業者リスト、仕様書等）</u> <u>・支出関係証拠書類</u> 	<p>第4住宅の応急修理を新設のため削除</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
4-10	<p><u>第4 住宅の応急修理</u></p> <p><u>住宅の応急修理に関する基本事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、資材の備蓄及び被害の認定等については災害対策本部各班の支援を受けて実施する。</u></p> <p><u>1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(1) 対象者</u></p> <p><u>準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。(全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。)</u></p> <p><u>(2) 修理の範囲と費用</u></p> <p><u>① 日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシート等で緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しない範囲とする。</u></p> <p><u>② 物置、倉庫や駐車場等は対象外とする。</u></p> <p><u>③ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。</u></p> <p><u>(3) 緊急修理の期間</u></p> <p><u>災害発生の日から10日以内</u></p> <p><u>(4) 整備帳簿類</u></p> <p><u>市長は、災害救助法が適用され、県知事から住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理について事務委任を受けたときは、県の定める様式に従い、必要な帳簿類を整備する。</u></p> <p><u>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(1) 対象者</u></p> <p><u>① 次の要件を全て満たす者とする。</u></p> <p><u>ア 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。(全壊の住家は、修理を行えない程度の被</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>応急修理種別の追加 (緊急修理)による 各制度の明確化</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、<u>応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。</u></p> <p>イ <u>応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</u></p> <p>ウ <u>応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。</u></p> <p><u>ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれるものであって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。</u></p> <p>② <u>所得等の要件</u></p> <p>ア <u>準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。</u></p> <p>イ <u>大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた者については、所得要件の対象外とする。</u></p> <p>(2) <u>修理の範囲と費用</u></p> <p>① <u>修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最低限度の範囲で、現物をもって行う。</u></p> <p>② <u>費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。</u></p> <p>(3) <u>応急修理の期限</u></p> <p><u>災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害であっては、6か月以内）</u></p> <p>(4) <u>整備帳簿等</u></p> <p><u>市長は、災害救助法が適用され、県知事から日常生活に必要な最小限度の部分の修理について事務委任を受けたときは、県の定める様式に従い、必要な帳簿類を整備する。</u></p>		

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-11	<p>1 医療救護</p> <p>(6) 対応能力を超える多数傷病者発生時の活動体制</p> <p>保健所班長は、災害発生時により、市内医療機関や救護所の対応能力を超える多数傷病者が発生するおそれがある場合、県や関係機関などに対し、県内災害拠点病院から災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班派遣の協力を要請する。</p>	<p>1 医療救護</p> <p>(6) 対応能力を超える多数傷病者発生時の活動体制</p> <p>保健所班長は、災害発生時により、市内医療機関や救護所の対応能力を超える多数傷病者が発生するおそれがある場合、県や関係機関などに対し、県内災害拠点病院から災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班派遣の協力を要請する。</p>	<p>県地域防災計画の修正による</p>
4-12	<p>第12節 防疫計画 【保健福祉部・農林部・都市構想部】</p> <p>(略)</p> <p>◎ 応援協力班 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、<u>総合交通政策班、</u>区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班</p>	<p>第12節 防疫計画 【保健福祉部・農林部・都市整備部】</p> <p>(略)</p> <p>◎ 応援協力班 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、<u>_____</u>区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班</p>	<p>組織改編による</p>
4-12	<p>2 災害防疫活動</p> <p>(2) 市の業務</p> <p>① 実施業務</p> <p>エ 生活の用に供される水の供給</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、生活の用に供される水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止を命じたときは、市長は、同条第2項の規定に基づき速やかに当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。</p> <p>実施方法は、第9節給水計画に基づき実施する。</p>	<p>2 災害防疫活動</p> <p>(2) 市の業務</p> <p>① 実施業務</p> <p>エ 生活の用に供される水の供給</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、生活の用に供される水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止を命じたときは、市長は、同条第2項の規定に基づき速やかに当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。</p> <p>実施方法は、第9節給水計画に基づき実施する。</p>	<p>適正化</p>
4-13	<p>第13節 清掃計画 【<u>_____</u>環境部・上下水道部】</p> <p>災害によって排出された一般廃棄物を、この計画及び郡山市災害廃棄物処理計画により迅速、適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。</p> <p>◎ 実施機関 市長</p> <p>◎ 実施担当班 (総務) 環境政策班 (調査) 環境政策班、地区本部</p> <p><u>ごみ処理・し尿処理……市委託業者、市許可業者、災害協定締結団体</u></p> <p>(収集運搬) <u>5R推進班</u></p> <p>(処 分) <u>資源住管班</u></p>	<p>第13節 清掃計画 【<u>生活</u>環境部・上下水道局】</p> <p>災害によって排出された一般廃棄物を、この計画<u>_____</u>により迅速、適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。</p> <p>◎ 実施機関 市長</p> <p>◎ 実施担当班 (総務) 環境政策班 (調査) 環境政策班、地区本部</p> <p>(一般廃棄物) <u>ごみ 3R推進班……市委託業者</u></p> <p><u>_____</u> <u>災害協定締結団体</u></p> <p>(一般廃棄物) <u>し尿 3R推進班……市許可業者</u></p> <p><u>_____</u> <u>災害協定締結団体</u></p>	<p>組織改編及び郡山市災害廃棄物処理計画の策定に伴う役割の明確化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-13	<p>1 収集体制の確保</p> <p>大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努め、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る_____。</p> <p>このため、あらかじめ廃棄物処理業者及び災害協定締結団体等に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整備するとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく_____。</p>	<p>1 収集体制の確保</p> <p>大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努め、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>このため、あらかじめ廃棄物処理業者及び災害協定締結団体等に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整備するとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく<u>ものとする</u>。</p>	適正化
4-13	<p>2 調査</p> <p>(1) 廃棄物調査</p> <p><u>5 R推進班長、資源循環班長</u>及び地区本部長は、指定職員2名をもって、管内一般廃棄物排出状況を調査し、環境政策班において取りまとめる。</p> <p>●調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の排出量と必要車両台数(<u>5推進班</u>)</p> <p>② 浸水便槽数と予想汲取量(<u>資源循環班</u>)</p> <p>③ 必要仮設便所数(<u>資源循環班</u>)</p> <p>(2) 一般廃棄物処理施設調査</p> <p><u>資源循環班長は、一般廃棄物処理施設の</u> _____被害状況を調査の上、環境政策班長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 調査</p> <p>(1) 廃棄物調査</p> <p><u>3 R推進班長</u>_____及び地区本部長は、指定職員2名をもって、管内一般廃棄物排出状況を調査し、環境政策班において取りまとめる。</p> <p>●調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の排出量と必要車両台数_____</p> <p>② 浸水便槽数と予想汲取量_____</p> <p>③ 必要仮設便所数_____</p> <p>(2) 一般廃棄物処理施設調査</p> <p><u>3 R推進班長は、指定職員をクリーンセンター等、一般廃棄物処理施設に派遣</u> <u>し、被害状況を調査の上、環境政策班長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手する。</u></p> <p>(略)</p>	組織改編及び郡山市災害廃棄物処理計画の策定に伴う役割の明確化
4-13	<p>3 報告</p> <p>(1) ごみ、し尿の<u>収集運搬及び収集運搬車両の状況</u>については<u>5 R推進班長が、</u> <u>処分及び処理施設の状況</u>については<u>資源循環班長が、それぞれ被害状況を集約</u> し、環境政策班長に報告する。</p> <p>(2) 環境政策班長は、次の事項について、福島県総合情報通信ネットワーク _____ _____を使用し、県に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 報告</p> <p>(1) ごみ、し尿 _____ _____について <u>3 R推進班長が</u> _____ _____被害状況を集約 し、環境政策班長に報告する。</p> <p>(2) 環境政策班長は、次の事項について、福島県総合情報通信ネットワーク<u>シス</u> <u>テム</u>を使用し、県に報告する。</p> <p>(略)</p>	郡山市災害廃棄物処理計画の策定に伴う役割の明確化及び適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-16	<p>3 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者等に対する車両移動の措置</p> <p>各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う_____。</p> <p>なお、運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行う_____。</p>	<p>3 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者等に対する車両移動の措置</p> <p>各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行う<u>ものとする</u>。</p>	適正化
4-16	<p>5 交通機による輸送</p> <p>(1) 航空機輸送の要請</p> <p><u>救命救急活動又は緊急支援物資の輸送などにおいて、迅速な緊急輸送活動を確</u> <u>実にを行うため、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合</u> <u>には、県を通しヘリコプターの派遣の要請を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>5 交通機による輸送</p> <p>(1) 航空機輸送の要請</p> <p><u>地上輸送がすべて不可能な場合あるいは山間へき地等へ緊急に航空機による</u> <u>輸送の必要が生じた場合</u> <u>は、県を通し航空機輸送_____の要請を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p>	能登半島地震を受けた修正
4-17	第17節 交通施設応急対策計画 【農林部・建設__部】	第17節 交通施設応急対策計画 【農林部・建設 <u>交通部</u> 】	組織改編による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-17	<p>5 運転手の執るべき措置</p> <p>車を走行させている地域に、災害が発生したとき、又は発生したのを知ったときにおける運転者の執るべき措置は次のとおりである。</p> <p>(1) 走行中の車両は、次の要領により行動する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 大規模地震や大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生じるおそれがあることから、車両を置いて避難するときは、原則、道路外の空地、コンビニエンスストアの駐車場等に停車させドアをロックし避難する。</p> <p>なお、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p>	<p>5 運転手の執るべき措置</p> <p>車を走行させている地域に、災害が発生したとき、又は発生したのを知ったときにおける運転者の執るべき措置は次のとおりである。</p> <p>(1) 走行中の車両は、次の要領により行動する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 大規模地震や大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生じるおそれがあることから、車両を置いて避難するときは、原則、道路外_____に停車させる。</p> <p>_____</p> <p>ただし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたまま_____とし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p>	<p>適正化及び防災会議委員からの意見を反映</p>
4-18	<p>第18節 労務供給計画 【総務部・__環境部・保健福祉部・建設__部】</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活用については本部長が行う。</p> <p>・実施担当班</p> <p>(総括) 総務部総務法務班、総務部人事班、行政センター班</p> <p>建設__部道路建設班 建設業労務者の雇い上げ</p> <p>__環境部環境政策班 清掃・衛生関係労務者の雇い上げ</p> <p>保健福祉部保健所班 医療助産関係労務者の雇い上げ</p>	<p>第18節 労務供給計画 【総務部・生活環境部・保健福祉部・建設交通部】</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活用については本部長が行う。</p> <p>・実施担当班</p> <p>(総括) 総務部総務法務班、総務部人事班、行政センター班</p> <p>建設交通部道路建設班 建設業労務者の雇い上げ</p> <p>生活環境部環境政策班 清掃・衛生関係労務者の雇い上げ</p> <p>保健福祉部保健所班 医療助産関係労務者の雇い上げ</p>	<p>組織改編による</p>
4-20	<p>2 各団体による協力業務の内容</p> <p>(1) 食料、飲料水、その他__生活必需物資の支給等</p> <p>(略)</p>	<p>2 各団体による協力業務の内容</p> <p>(1) 食料、飲料水、その他__生活必需物資の支給等</p> <p>(略)</p>	<p>適正化</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-21	<p>1 災害派遣要請基準</p> <p>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合（非代替性）とする。</p> <p>また、特に人命にかかわるものについては、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣を要請する。</p> <p>なお、自衛隊は、災害発生時に特に緊急を要する場合は、要請を待たないで<u>自主的に</u>部隊等を派遣することができる。</p>	<p>1 災害派遣要請基準</p> <p>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合_____とする。</p> <p>また、特に人命にかかわるものについては、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣を要請する。</p> <p>なお、自衛隊は、災害発生時に特に緊急を要する場合は、要請を待たないで_____部隊等を派遣することができる。</p>	適正化
4-21	<p>2 災害派遣要請の要求</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、知事に対して、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>(1) 災害派遣要請の要求方法</p> <p>① 市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長を経由して、知事（<u>災害対策課</u>）へ要求する。</p> <p>要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（<u>災害対策課</u>）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。</p>	<p>2 災害派遣要請の要求</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、知事に対して、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>(1) 災害派遣要請の要求方法</p> <p>① 市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長を経由して、知事（<u>危機管理総室</u>）へ要求する。</p> <p>要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（<u>危機管理総室</u>）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。</p>	適正化
4-21	<p>(4) 要請先</p> <p>① 災害派遣統括部隊</p> <p>所在地 (略)</p> <p>担当者 第44普通科連隊第3科長 (内線<u>267番</u>) 防災無線811-280-01</p> <p>時間外 (略)</p> <p>② 災害派遣隊区部隊</p> <p>所在地 (略)</p> <p>担当者 第6高射特科大隊第3係<u>連絡幹部</u> (内線<u>487番</u>) 防災無線811-380-01</p> <p>時間外 (略)</p>	<p>(4) 要請先</p> <p>① 災害派遣統括部隊</p> <p>所在地 (略)</p> <p>担当者 第44普通科連隊第3科長 (内線<u>237番</u>) 防災無線811-280-01</p> <p>時間外 (略)</p> <p>② 災害派遣隊区部隊</p> <p>所在地 (略)</p> <p>担当者 第6高射特科大隊第3係<u>主任</u> (内線<u>463番</u>) 防災無線811-380-01</p> <p>時間外 (略)</p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由																																																				
4-21	<p>3 災害派遣の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="309 212 922 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の救助</td> <td>避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消火活動</td> <td>消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動</td> </tr> <tr> <td>道路・水路等の障害物の排除</td> <td>道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等</td> </tr> <tr> <td>医療・救護・防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>給食・給水</td> <td>被災者に対する給食及び給水活動</td> </tr> <tr> <td>入浴支援</td> <td>被災者に対する入浴支援活動</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は贈与</td> <td>防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	被害状況の把握	陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	遭難者等の救助	避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動	消火活動	消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動	道路・水路等の障害物の排除	道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等	医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送	給食・給水	被災者に対する給食及び給水活動	入浴支援	被災者に対する入浴支援活動	救援物資の無償貸与又は贈与	防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））	危険物の保安及び除去	火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去	その他	自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。	<p>3 災害派遣の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1169 212 1783 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の救助</td> <td>避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消火活動</td> <td>消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動</td> </tr> <tr> <td>道路・水路等の障害物の排除</td> <td>道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等</td> </tr> <tr> <td>医療・救護・防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>炊飯・給水</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水活動</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は贈与</td> <td>防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	被害状況の把握	陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	遭難者等の救助	避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動	消火活動	消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動	道路・水路等の障害物の排除	道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等	医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送	炊飯・給水	被災者に対する炊飯及び給水活動	_____	_____	救援物資の無償貸与又は贈与	防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））	危険物の保安及び除去	火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去	その他	自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。	<p>県地域防災計画の修正による</p>
項目	内容																																																						
被害状況の把握	陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。																																																						
遭難者等の救助	避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助																																																						
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動																																																						
消火活動	消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動																																																						
道路・水路等の障害物の排除	道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等																																																						
医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																						
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送																																																						
給食・給水	被災者に対する給食及び給水活動																																																						
入浴支援	被災者に対する入浴支援活動																																																						
救援物資の無償貸与又は贈与	防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））																																																						
危険物の保安及び除去	火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去																																																						
その他	自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。																																																						
項目	内容																																																						
被害状況の把握	陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。																																																						
遭難者等の救助	避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助																																																						
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動																																																						
消火活動	消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動																																																						
道路・水路等の障害物の排除	道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等																																																						
医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																						
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送																																																						
炊飯・給水	被災者に対する炊飯及び給水活動																																																						
_____	_____																																																						
救援物資の無償貸与又は贈与	防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））																																																						
危険物の保安及び除去	火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去																																																						
その他	自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。																																																						
4-21	<p>8 ヘリポートの確保</p> <p>あらかじめ定められたヘリポート、又は必要に応じヘリポートに選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等、広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県（<u>災害対策課</u>）に連絡するとともに、次の作業を行わなければならない。</p> <p>(1) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し、又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。</p> <p>(2) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で、直径10mのH印を描き、上空よりの降下場所選定に備えるよう努める。</p> <p>(3) 自衛隊の場外着陸場申請（特に必要に応じ選定したヘリポート）に応じ、当該地の管理者は速やかに場外着陸場使用許可をする。</p>	<p>8 ヘリポートの確保</p> <p>あらかじめ定められたヘリポート、又は必要に応じヘリポートに選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等、広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県（<u>危機管理総室</u>）に連絡するとともに、次の作業を行わなければならない。</p> <p>(1) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し、又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。</p> <p>(2) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で、直径10mのH印を描き、上空よりの降下場所選定に備えるよう努める。</p> <p>(3) 自衛隊の場外着陸場申請（特に必要に応じ選定したヘリポート）に応じ、当該地の管理者は速やかに場外着陸場使用許可をする。</p>	<p>適正化</p>																																																				

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-22	第22節 公安警備計画 【政策開発部・市民部・建設__部】	第22節 公安警備計画 【政策開発部・市民部・建設 <u>交通部</u> 】	組織改編による
4-25	第25節 特殊災害・大規模火災応急対策計画 【総務部・__環境部・農林部・消防本部・ <u>郡山消防署</u> 】	第25節 特殊災害・大規模火災応急対策計画 【総務部・ <u>生活環境部</u> ・農林部・消防本部_____】	適正化及び組織改編による
4-25	1 危険物、高圧ガス及び火薬類貯蔵、取扱施設等応急対策 市及び防災関係機関は、地震等の災害時には、危険物、高圧ガス及び火薬類の貯蔵、取扱施設等の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止に努めるとともに、周辺住民や施設の従業員等に対する被害防止を図るため、次の項目に留意し事業所等に指導を行い被害の軽減を図る_____。	1 危険物、高圧ガス及び火薬類貯蔵、取扱施設等応急対策 市及び防災関係機関は、地震等の災害時には、危険物、高圧ガス及び火薬類の貯蔵、取扱施設等の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止に努めるとともに、周辺住民や施設の従業員等に対する被害防止を図るため、次の項目に留意し事業所等に指導を行い被害の軽減を図る <u>ものとする</u> 。	適正化
4-25	2 大規模火災 (3) 避難・誘導 ② 住民の避難 市は、林野火災又は建物火災の延焼により付近の住宅等に危険が及ぶおそれがある場合は、 <u>避難指示</u> を行い他の関係機関と協力して住民を安全な場所へ避難させる。	2 大規模火災 (3) 避難・誘導 ② 住民の避難 市は、林野火災又は建物火災の延焼により付近の住宅等に危険が及ぶおそれがある場合は、 <u>避難動告</u> を行い他の関係機関と協力して住民を安全な場所へ避難させる。	適正化
4-26	第26節 土砂災害応急対策計画 【総務部・建設__部・消防本部・郡山消防署】	第26節 土砂災害応急対策計画 【総務部・建設 <u>交通部</u> ・消防本部・郡山消防署】	組織改編による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

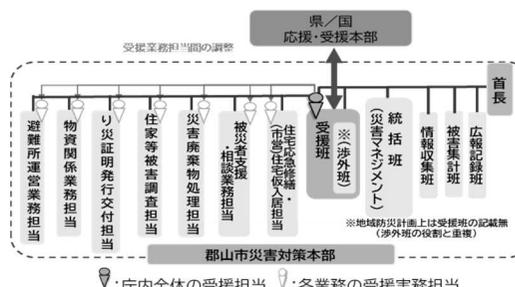
章一節	修正後	現行	修正理由								
4-27	<p>第27節 火山災害応急対策計画 【総務部・農林部・産業観光部・建設__部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>本計画は、大規模な火山活動による爆発及び火山現象等により、周辺の地域住民や登山者等の危険防止と火山災害の軽減を図るため、火山活動に関する情報等の収集及び伝達、避難等に必要な措置について定める。</p>	<p>第27節 火山災害応急対策計画 【総務部・農林部・産業観光部・建設交通部・上下水道局・消防本部・郡山消防署】</p> <p>本計画は、大規模な火山活動による爆発及び火山現象等により、周辺の地域住民や登山者等の危険防止と火山災害の軽減を図るため、火山__情報__の収集及び伝達、避難等に必要な措置について定める。</p>	組織改編及び適正化								
4-27	<p>4 避難誘導及び救出</p> <p>火山現象の異常が確認され、災害が発生するおそれがあり、登山者等の生命及び身体の保護に対し緊急を要すると認めるとき、又は噴火警報を受けたときは、登山者等に避難指示等を発令するとともに、入山規制を行う。</p> <p>また、救出、救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。</p>	<p>4 避難誘導及び救出</p> <p>火山現象の異常が確認され、災害が発生するおそれがあり、登山者等の生命及び身体の保護に対し緊急を要すると認めるとき、又は噴火警報を受けたときは、登山者等に避難勧告等を発令するとともに、入山規制を行う。</p> <p>また、救出、救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。</p>	適正化								
4-27	<p>(1) 居住地域における避難対象地域</p> <p>「安達太良山火山ハザードマップ」、「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」、「噴火警戒レベル」及び「安達太良山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の火山災害想定に基づき、居住地域における避難対象地域は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）</p> <table border="1" data-bbox="224 1098 1048 1203"> <tr> <td style="width: 15%;">避難対象地域</td> <td>熱海町（石筵、高玉、安子島、<u>玉川</u>）、喜久田町（堀之内、前田沢_____）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">居住地域における避難対象地域（融雪型火山泥流）</p> <table border="1" data-bbox="224 1251 1048 1356"> <tr> <td style="width: 15%;">避難対象地域</td> <td>熱海町（石筵、高玉、安子島、<u>玉川</u>）、喜久田町（堀之内、前田沢_____、前田沢一丁目、原三丁目）、日和田町____（_____高倉_____）</td> </tr> </table>	避難対象地域	熱海町（石筵、高玉、安子島、 <u>玉川</u> ）、喜久田町（堀之内、前田沢_____）	避難対象地域	熱海町（石筵、高玉、安子島、 <u>玉川</u> ）、喜久田町（堀之内、前田沢_____、前田沢一丁目、原三丁目）、日和田町____（_____高倉_____）	<p>(1) 居住地域における避難対象地域</p> <p>「安達太良山火山ハザードマップ」、_____「噴火警戒レベル」及び「安達太良山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の火山災害想定に基づき、居住地域における避難対象地域は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）</p> <table border="1" data-bbox="1081 1098 1906 1203"> <tr> <td style="width: 15%;">避難対象地域 (降灰後の土石流)</td> <td>熱海町（石筵、高玉、安子島_____）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）</p> <table border="1" data-bbox="1081 1251 1906 1356"> <tr> <td style="width: 15%;">避難対象地域 (融雪型火山泥流)</td> <td>熱海町（石筵、高玉、安子島_____）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田_____）、日和田町高倉（<u>藤坦</u>、<u>深川</u>、<u>高倉</u>、<u>町裏</u>）</td> </tr> </table>	避難対象地域 (降灰後の土石流)	熱海町（石筵、高玉、安子島_____）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田）	避難対象地域 (融雪型火山泥流)	熱海町（石筵、高玉、安子島_____）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田_____）、日和田町高倉（ <u>藤坦</u> 、 <u>深川</u> 、 <u>高倉</u> 、 <u>町裏</u> ）	適正化及び区画整理事業による字町修正
避難対象地域	熱海町（石筵、高玉、安子島、 <u>玉川</u> ）、喜久田町（堀之内、前田沢_____）										
避難対象地域	熱海町（石筵、高玉、安子島、 <u>玉川</u> ）、喜久田町（堀之内、前田沢_____、前田沢一丁目、原三丁目）、日和田町____（_____高倉_____）										
避難対象地域 (降灰後の土石流)	熱海町（石筵、高玉、安子島_____）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田）										
避難対象地域 (融雪型火山泥流)	熱海町（石筵、高玉、安子島_____）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田_____）、日和田町高倉（ <u>藤坦</u> 、 <u>深川</u> 、 <u>高倉</u> 、 <u>町裏</u> ）										

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由																																					
4-27	<p>(2) 噴火警戒レベルと避難_____指示等の発令基準</p> <p>火口周辺規制、入山規制、避難_____指示等の発令基準はおおむね以下のとおりである。</p> <p>避難_____指示等の発令基準と範囲</p>	<p>(2) 噴火警戒レベルと避難<u>勧告</u>・指示等の発令基準</p> <p>火口周辺規制、入山規制、<u>避難勧告</u>・指示等の発令基準はおおむね以下のとおりである。</p> <p><u>避難勧告</u>・指示等の発令基準と範囲</p>	適正化																																					
4-29	<p>第29節 災害救助法の適用 【総務部・政策開発部・<u>_____</u>環境部・保健福祉部・建設<u>_____</u>部・都市<u>構想</u>部・学校教育部・上下水道部】</p> <table border="1" data-bbox="230 560 1041 1157"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火口周辺規制</td> <td>・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね1kmの範囲）</td> </tr> <tr> <td>入山規制</td> <td>・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね2.5kmの範囲）</td> </tr> <tr> <td>_____高年齢者等避難_____</td> <td>・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に<u>重大な被害</u>を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合</td> <td>居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>_____避難_____</td> <td>・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に<u>重大な被害</u>を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合</td> <td>居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td></td> <td>災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発令基準	範囲	火口周辺規制	・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね1kmの範囲）	入山規制	・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね2.5kmの範囲）	_____高年齢者等避難_____	・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に <u>重大な被害</u> を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	_____避難_____	・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に <u>重大な被害</u> を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定	<p>第29節 災害救助法の適用 【総務部・政策開発部・<u>生活</u>環境部・保健福祉部・建設<u>交</u>通部・都市<u>整備</u>部・学校教育部・上下水道部】</p> <table border="1" data-bbox="1090 560 1888 1157"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火口周辺規制</td> <td>・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね1kmの範囲）</td> </tr> <tr> <td>入山規制</td> <td>・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね2.5kmの範囲）</td> </tr> <tr> <td><u>避難準備</u>・<u>避難開始</u></td> <td>・噴火警戒レベル4（<u>避難準備</u>）が発表されるなど、居住地域に_____被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合</td> <td>居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td rowspan="2">・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に<u>重大な被害</u>を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合</td> <td rowspan="2">居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示（緊急）</u></td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td></td> <td>災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発令基準	範囲	火口周辺規制	・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね1kmの範囲）	入山規制	・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね2.5kmの範囲）	<u>避難準備</u> ・ <u>避難開始</u>	・噴火警戒レベル4（ <u>避難準備</u> ）が発表されるなど、居住地域に_____被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	<u>避難勧告</u>	・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に <u>重大な被害</u> を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	<u>避難指示（緊急）</u>	警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定	組織改編による
情報の種類	発令基準	範囲																																						
火口周辺規制	・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね1kmの範囲）																																						
入山規制	・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね2.5kmの範囲）																																						
_____高年齢者等避難_____	・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に <u>重大な被害</u> を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																						
_____避難_____	・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に <u>重大な被害</u> を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																						
警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定																																						
情報の種類	発令基準	範囲																																						
火口周辺規制	・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね1kmの範囲）																																						
入山規制	・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね2.5kmの範囲）																																						
<u>避難準備</u> ・ <u>避難開始</u>	・噴火警戒レベル4（ <u>避難準備</u> ）が発表されるなど、居住地域に_____被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																						
<u>避難勧告</u>	・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に <u>重大な被害</u> を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																						
<u>避難指示（緊急）</u>																																								
警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定																																						

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-29	<p>2 住家被害の認定</p> <p>災害救助法の認定に際しては、住家被害の程度の認定が重要な要素となるが、滅失、半壊等の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 住家が滅失した場合</p> <p>住家が損壊、消失、若しくは流出した場合、その面積が延べ面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度_____</p> <p>(2) 住宅が半壊し、又は半焼する程度に著しく損傷した場合</p> <p>住家が損壊し、又は流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満_____、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満_____</p> <p>(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが不可能な状態となった<u>場合</u></p>	<p>2 住家被害の認定</p> <p>災害救助法の認定に際しては、住家被害の程度の認定が重要な要素となるが、滅失、半壊等の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 住家が滅失した<u>もの</u></p> <p>住家が損壊、消失、若しくは流出した場合、その面積が延べ面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度<u>のもの</u></p> <p>(2) 住宅が半壊し、又は半焼する程度に著しく損傷した<u>もの</u></p> <p>住家が損壊し、又は流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満<u>のもの</u>、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満<u>のもの</u></p> <p>(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが不可能な状態となった<u>もの</u></p>	適正化
4-29	<p>6 救助費の繰替支弁</p> <p>災害救助法第30条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、県が作成する「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う_____。</p>	<p>6 救助費の繰替支弁</p> <p>災害救助法第30条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、県が作成する「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う<u>ものとする。</u></p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由																																				
4-30	<p>第30節 受援計画 【総務部・財務部・税務部・環境部・保健福祉部・建設部・都市構想部】</p> <p>大規模災害時等における人的・物的支援の受援体制及び受援業務の選定等については、本計画の定めによる。</p> <p>1 概要</p> <p>災害発生時の人的・物的資源の受け入れ手順等の体制整備や、応援を受ける業務（受援対象業務）の選定、応援要請のための準備等を定め円滑な受援体制を図ることを目的とする。</p> <p>2 受援活動等</p> <p>受援活動等の具体的な内容については、「郡山市災害時受援計画」による。</p> <p>3 受援組織</p>  <p>4 地域内輸送拠点</p> <table border="1" data-bbox="331 1141 884 1348"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>拠点名 (施設名)</th> <th>管理者</th> <th>所在地(住所)、連絡先</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緑ヶ丘防災備蓄倉庫</td> <td>防災危機管理課</td> <td>緑ヶ丘東二丁目 22-34 024-924-2161</td> <td>77 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>郡山ヒロセ開成山陸上競技場</td> <td>総合体育館</td> <td>開成一丁目 5-12 024-934-1500</td> <td>約 3,480 m²</td> <td>床面積</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>旧高野小学校</td> <td>公有資産マネジメント課</td> <td>西田町丹伊田字万才光 内 160</td> <td>560 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>郡山市役所 ※本庁1階ホール</td> <td>総務法務課</td> <td>朝日一丁目 23番7号 024-924-2941</td> <td>約 525 m²</td> <td>正面 階段下</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>宝来原郡山総合体育館</td> <td>総合体育館</td> <td>豊田町3番10号 024-934-1500</td> <td>約 90,240 m²</td> <td>床面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他、東日本倉庫株式会社との協定に基づき、地域内輸送拠点を確保する。</p>	No.	拠点名 (施設名)	管理者	所在地(住所)、連絡先	面積	備考	1	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	防災危機管理課	緑ヶ丘東二丁目 22-34 024-924-2161	77 m ²		2	郡山ヒロセ開成山陸上競技場	総合体育館	開成一丁目 5-12 024-934-1500	約 3,480 m ²	床面積	3	旧高野小学校	公有資産マネジメント課	西田町丹伊田字万才光 内 160	560 m ²		4	郡山市役所 ※本庁1階ホール	総務法務課	朝日一丁目 23番7号 024-924-2941	約 525 m ²	正面 階段下	5	宝来原郡山総合体育館	総合体育館	豊田町3番10号 024-934-1500	約 90,240 m ²	床面積	(新設)	受援計画を策定したため
No.	拠点名 (施設名)	管理者	所在地(住所)、連絡先	面積	備考																																		
1	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	防災危機管理課	緑ヶ丘東二丁目 22-34 024-924-2161	77 m ²																																			
2	郡山ヒロセ開成山陸上競技場	総合体育館	開成一丁目 5-12 024-934-1500	約 3,480 m ²	床面積																																		
3	旧高野小学校	公有資産マネジメント課	西田町丹伊田字万才光 内 160	560 m ²																																			
4	郡山市役所 ※本庁1階ホール	総務法務課	朝日一丁目 23番7号 024-924-2941	約 525 m ²	正面 階段下																																		
5	宝来原郡山総合体育館	総合体育館	豊田町3番10号 024-934-1500	約 90,240 m ²	床面積																																		

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
5	<p>第5章 災害復旧計画</p> <p>災害復旧は、被災した施設の復旧はもとより、再度の被害の発生を防止するため必要な施設の改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を確立し、早期復旧を目標にその実施を図る_____。なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握する_____。</p> <p>また、大規模災害時には、多くの人々が被災し、地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となることから、災害時の市民生活の安定を図ることを目的として、関係機関と協力し、緊急の措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める_____。</p>	<p>第5章 災害復旧計画</p> <p>災害復旧は、被災した施設の復旧はもとより、再度の被害の発生を防止するため必要な施設の改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を確立し、早期復旧を目標にその実施を図る<u>ものとする</u>。なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握する<u>ものとする</u>。</p> <p>また、大規模災害時には、多くの人々が被災し、地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となることから、災害時の市民生活の安定を図ることを目的として、関係機関と協力し、緊急の措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める<u>ものとする</u>。</p>	適正化
5-1	<p>第1節 公共施設災害復旧計画 【各部】</p> <p>(略)</p> <p>4 災害復旧に関する主な法律</p> <p>(2) 農林水産業施設_災害復旧事業費_国庫補助_暫定措置に関する法律</p>	<p>第1節 公共施設災害復旧計画 【各部】</p> <p>(略)</p> <p>4 災害復旧に関する主な法律</p> <p>(2) 農林水産_施設_災害復旧事業費_国庫補助_暫定措置に関する法律</p>	適正化
5-2	<p>第2節 り災証明 【税務部・都市構想部】</p>	<p>第2節 り災証明 【税務部・都市整備部】</p>	組織改編による
5-3	<p>第3節 資金及びその他の支援計画 【政策開発部・税務部・市民部・文化スポーツ部・保健福祉部・こども部・農林部・産業観光部・建設__部・上下水道部】</p>	<p>第3節 資金及びその他の支援計画 【政策開発部・税務部・市民部・文化スポーツ部・保健福祉部・こども部・農林部・産業観光部・建設交通部・上下水道部】</p>	組織改編による
5-3	<p>1 総合相談窓口の設置</p> <p>市は、被災者の迅速な生活再建を支援するため、災害規模の程度に応じ、り災証明、災害援護資金、市税等の減免等を一体的に申請することができる総合相談窓口を開設する_____。ただし、その災害の程度に応じ規模や期間等は柔軟に対応する_____。</p> <p>(1) 総合相談窓口を開設した際には、市ウェブサイト等により被災者への周知に努める_____。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>	<p>1 総合相談窓口の設置</p> <p>市は、被災者の迅速な生活再建を支援するため、災害規模の程度に応じ、り災証明、災害援護資金、市税等の減免等を一体的に申請することができる総合相談窓口を開設する<u>ものとする</u>。ただし、その災害の程度に応じ規模や期間等は柔軟に対応する<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 総合相談窓口を開設した際には、市ウェブサイト等により被災者への周知に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
5-3	<p>8 国税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p>国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税（延滞金等を含む）について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他の書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期日の延長、<u>徴収猶予及び減免の措置</u>を、災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>8 国税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p>国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税（延滞金等を含む）について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他の書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期日の延長、<u>徴収猶予及び減免の措置</u>を、災害の状況に応じて実施する。</p>	適正化
5-4	<p>第4節 被災者台帳 【税務部・保健福祉部・建設__部】</p> <p>市は、被災者に対し公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たったの配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備するよう努める_____。</p>	<p>第4節 被災者台帳 【税務部・保健福祉部・建設<u>交通部</u>】</p> <p>市は、被災者に対し公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たったの配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備するよう努める<u>こととする</u>。</p>	組織改編による
5-4	<p>2 台帳情報の利用及び提供</p> <p>(1) 台帳情報の提供</p> <p>以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、<u>この場合</u>、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない_____。</p>	<p>2 台帳情報の利用及び提供</p> <p>(1) 台帳情報の提供</p> <p>以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、<u>この場合</u>、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない<u>ものとする</u>。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
6-3	<p>第3節 地震防災予防対策 【総務部・保健福祉部・農林部・建設部・都市構想部・教育総務部・学校教育部・上下水道部】</p>	<p>第3節 地震防災予防対策 【総務部・農林部・建設交通部・都市整備部・教育総務部・学校教育部・上下水道部】</p>	<p>組織改編による</p>
6-3	<p>第2 地震に関する知識の普及</p> <p>1 普及の内容</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての知識</p> <p>(11) 北海道・三陸沖後発地震注意情報についての知識</p>	<p>第2 地震に関する知識の普及</p> <p>1 普及の内容</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正</p>
6-3	<p>第5 防災活動の環境整備</p> <p>1 消防団、自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団が効果的に活動できるよう、施設の整備・装備の充実強化を図るとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進等による消防団の活性化を推進し、その育成を図る_____。</p> <p>(2) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る_____。また、研修の実施などによる防災士・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める_____。</p>	<p>第5 防災活動の環境整備</p> <p>1 消防団、自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団が効果的に活動できるよう、施設の整備・装備の充実強化を図るとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進等による消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</p> <p>(2) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施などによる防災士・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p>	<p>適正化</p>
6-3	<p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 市は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について、検討する_____。</p> <p>(2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する_____。</p>	<p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 市は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について、検討するものとする。</p> <p>(2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。</p>	<p>適正化</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
6-3	<p>3 企業防災力の促進</p> <p>(1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める_____。</p> <p>(2) 市、郡山商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める_____。</p> <p>(3) 市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う_____。</p>	<p>3 企業防災力の促進</p> <p>(1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める<u>もの</u>とする。</p> <p>(2) 市、郡山商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める<u>もの</u>とする。</p> <p>(3) 市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う<u>もの</u>とする。</p>	適正化
6-3	<p>第7 避難対策</p> <p>1 避難誘導體制の確立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>積雪寒冷地においては、県と協力し住民等が安全に避難を行えるよう、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に努める。</u></p>	<p>第7 避難対策</p> <p>1 避難誘導體制の確立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>_____</p>	日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正
6-3	<p>2 避難所の確保及び資機材の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>低体温症のリスクを踏まえ、防寒対策に必要な物資（カイロ、暖房器具等）の備蓄を考慮する。</u></p>	<p>2 避難所の確保及び資機材の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>低体温症のリスクを踏まえ、防寒対策に必要な物資（カイロ、暖房器具等）の備蓄を考慮する。</u></p>	日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を踏まえた修正

章一節 修正後

現行

修正理由

6-4

第1 災害発生時の（職員）動員配備対策

2 災害対策本部設置前の体制

【指揮者】 総務部長（総務部理事）

種別	配備時期	配備内容
注意体制	1 震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動階級3以上の地震が発生したとき。 3 その他、_____総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	1 情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
備考	長周期地震動の影響は高層建物、免震構造の建物など限定的であるため、長周期地震動階級3以上が観測された場合には、防災危機管理課員のみ参集し、警察や消防等からの情報収集の上、被害が確認され、警戒体制等が必要と判断した場合には、防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。	

【指揮者】 総務部長（総務部理事）

種別	配備時期	配備内容
警戒体制	1 震度4の地震により、被害が発生したとき。 2 長周期地震動階級3以上の地震により、被害が発生したとき。 3 その他、_____総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	1 関係各部は、被害の状況に応じて対応する。 2 災害発生とともに、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 3 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

第1 災害発生時の（職員）動員配備対策

2 災害対策本部設置前の体制

【指揮者】 総務部長_____

種別	配備時期	配備内容
注意体制	1 震度4の地震が発生したとき。 _____ 2 その他、必要により総務部長_____が必要と認めたとき。	1 情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
備考	_____ _____ _____ _____	

【指揮者】 総務部長_____

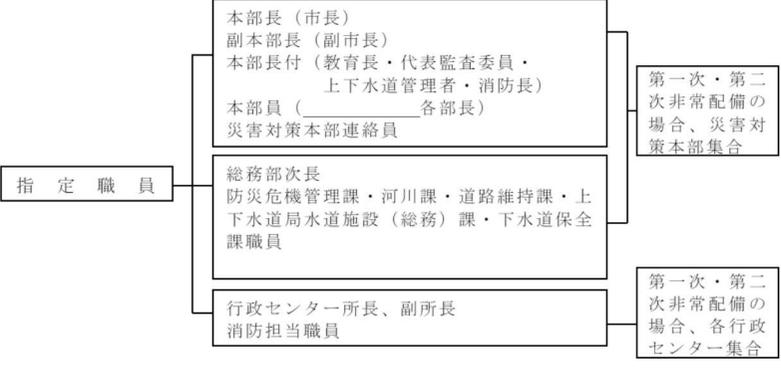
種別	配備時期	配備内容
警戒体制	1 震度4の地震により、被害が発生したとき。 _____ 2 その他、必要により総務部長_____が必要と認めたとき。	1 関係各部は、被害の状況に応じて対応する。 2 災害発生とともに、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 3 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

組織改編による

章一節 修正後

現行

修正理由

<p>6-4</p>	<p>3 災害対策本部設置後の体制</p> <p>【指揮者】 市長</p> <table border="1" data-bbox="322 268 983 512"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 第一次</td> <td>1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、_____市長が必要と認めたとき。</td> <td>1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指揮者】 市長</p> <table border="1" data-bbox="322 612 983 839"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 第二次</td> <td>1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、_____市長が必要と認めたとき。</td> <td>1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	非常体制 第一次	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、_____市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。	種別	配備時期	配備内容	非常体制 第二次	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、_____市長が必要と認めたとき。	1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全体制とする。	<p>3 災害対策本部設置後の体制</p> <p>【指揮者】 市長</p> <table border="1" data-bbox="1173 268 1843 512"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 第一次</td> <td>1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、必要により市長が必要と認めたとき。</td> <td>1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指揮者】 市長</p> <table border="1" data-bbox="1173 612 1843 839"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 第二次</td> <td>1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、必要により市長が必要と認めたとき。</td> <td>1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	非常体制 第一次	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、必要により市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。	種別	配備時期	配備内容	非常体制 第二次	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、必要により市長が必要と認めたとき。	1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全体制とする。	<p>適正化</p>
種別	配備時期	配備内容																									
非常体制 第一次	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、_____市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。																									
種別	配備時期	配備内容																									
非常体制 第二次	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、_____市長が必要と認めたとき。	1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全体制とする。																									
種別	配備時期	配備内容																									
非常体制 第一次	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、必要により市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。																									
種別	配備時期	配備内容																									
非常体制 第二次	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、必要により市長が必要と認めたとき。	1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全体制とする。																									
<p>6-4</p>	<p>5 職員の参集方法等</p> <p>(2) 非常参集時の参集要領</p> 	<p>5 職員の参集方法等</p> <p>(2) 非常参集時の参集要領</p> 	<p>組織改編による</p>																								

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
6-5	<p>第6 緊急物資対策 (略)</p> <p>3 緊急物資の供給 災害対策本部の総合調整に基づき被災者への供給を図る。なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する_____。また夏季には、扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する_____。 (1)~(2) (略)</p>	<p>第6 緊急物資対策 (略)</p> <p>3 緊急物資の供給 災害対策本部の総合調整に基づき被災者への供給を図る。なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する<u>ものとする</u>。また夏季には、扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する<u>ものとする</u>。 (1)~(2) (略)</p>	適正化
6-5	<p>第8 災害時の広報と生活情報の提供（地震防災上必要な広報に関する計画） (略)</p> <p>1 広報事項 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。 (1) 地震情報等の広報 (2) 避難_____指示等及び警戒区域の設定 (3)~(6) (略)</p>	<p>第8 災害時の広報と生活情報の提供（地震防災上必要な広報に関する計画） (略)</p> <p>1 広報事項 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。 (1) 地震情報等の広報 (2) 避難の<u>勧告</u>、<u>指示</u>及び警戒区域の設定 (3)~(6) (略)</p>	適正化
6-5	<p>第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理 災害により、居住の場所を失った者に対する応急住宅の建設及び半壊等以上の被害を受けた住家に対する応急修理を実施することで、居住の安定を図る。 なお、応急仮設住宅の建設については、災害救助法の<u>適用</u>の際は県知事が行うのが原則であるが、委任を受けた時は、市長が行う。</p>	<p>第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理 災害により、居住の場所を失った者に対する応急住宅の建設及び半壊等以上の被害を受けた住家に対する応急修理を実施することで、居住の安定を図る。 なお、応急仮設住宅の建設については、災害救助法<u>発動</u>の際は県知事が行うのが原則であるが、委任を受けた時は、市長が行う。</p>	適正化

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
6-5	<p>1 応急仮設住宅</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理及び処分</p> <p>① 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する_____。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する_____。</p>	<p>1 応急仮設住宅</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理及び処分</p> <p>① 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する<u>ものとする</u>。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する<u>ものとする</u>。</p>	適正化
6-5	<p>第11 ごみ、し尿等対策</p> <p>2 清掃計画(し尿)</p> <p>(2) し尿の処理</p> <p>収集したし尿は、原則として富久山衛生処理センターで処理する。</p> <p>なお、衛生処理センターが被災し、し尿処理が不可能な場合又はその処理能力を確保できない場合は、___環境部長は上下水道局長に処理について協議する。また、本市の処理施設能力を超える部分については、適切な貯留槽を設置し薬品投入など、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請する。</p>	<p>第11 ごみ、し尿等対策</p> <p>2 清掃計画(し尿)</p> <p>(2) し尿の処理</p> <p>収集したし尿は、原則として富久山衛生処理センターで処理する。</p> <p>なお、衛生処理センターが被災し、し尿処理が不可能な場合又はその処理能力を確保できない場合は、<u>生活</u>環境部長は上下水道局長に処理について協議する。また、本市の処理施設能力を超える部分については、適切な貯留槽を設置し薬品投入など、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請する。</p>	組織改編による

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
6-5	<p>第12 要配慮者避難支援対策 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者等情報の把握と共有</p> <p>市は、平常時から地域の避難行動要支援者の実態を把握し、地域支援等関係者へ必要な情報の提供を行い、相互の信頼関係の構築とその強化に努める。</p> <p>なお、把握した情報の管理及び地域支援等関係者との共有は、<u>郡山市個人情報保護に関する法律施行条例</u>に基づき適切に行う。</p>	<p>第12 要配慮者避難支援対策 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者等情報の把握と共有</p> <p>市は、平常時から地域の避難行動要支援者の実態を把握し、地域支援等関係者へ必要な情報の提供を行い、相互の信頼関係の構築とその強化に努める。</p> <p>なお、把握した情報の管理及び地域支援等関係者との共有は、<u>郡山市個人情報保護条例</u>に基づき適切に行う。</p>	適正化
6-5	<p>第13 災害ボランティア対策</p> <p>災害時には多くのボランティアやNPOから支援活動の申し出が予想されるが、これらは応急対策、復旧を行う<u>上</u>で重要な役割を担うと思われる。</p> <p>ボランティアやNPOの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて郡山市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアセンターの設置に際し、速やかに被災者からの要求等に適切に対応できる体制を整備する。</p>	<p>第13 災害ボランティア対策</p> <p>災害時には多くのボランティアやNPOから支援活動の申し出が予想されるが、これらは応急対策、復旧を行う<u>うえ</u>で重要な役割を担うと思われる。</p> <p>ボランティアやNPOの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて郡山市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアセンターの設置に際し、速やかに被災者からの要求等に適切に対応できる体制を整備する。</p>	適正化
6-6	<p><u>第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 【全部局】</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す情報である「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合にとるべき防災対応について定める。</u></p> <p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 <u>関係機関相互間の伝達</u></p> <p><u>気象庁は、防災情報提供システムからのメール配信等により、県及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。</u></p> <p><u>その他、気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	北海道・三陸沖後発地震注意情報を踏まえた修正

章一節	修正後	現行	修正理由
6-6	<p><u>第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</u></p> <p><u>2 地域住民等に対する伝達</u></p> <p><u>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたことを住民等に迅速かつ正確に伝えるとともに、後発地震への備えとして、今後1週間程度は強い揺れに備え、すぐに避難できる態勢の準備等を徹底するよう郡山市防災情報伝達システム（の屋外子局）、市ウェブサイト及びSNS等で呼びかけを行う。</u></p> <p><u>第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の周知</u></p> <p><u>市は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。</u></p> <p><u>第3 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。</u></p> <p><u>第4 市のとるべき措置</u></p> <p><u>市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、県と協力し住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p> <p><u>また、市は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u></p> <p><u>なお、後発地震に対して注意する措置は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u> ・ <u>避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備えをする。</u> 		<p>北海道・三陸沖後発地震注意情報を踏まえた修正</p>

令和6年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備えをする。</u> ・ <u>個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難行動を確保するための備えをする。</u> 		